

大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成 2 1 年 6 月

高知女子大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	3
III	基準ごとの自己評価	
基準1	大学の目的	5
基準2	教育研究組織（実施体制）	9
基準3	教員及び教育支援者	16
基準4	学生の受入	29
基準5	教育内容及び方法	36
基準6	教育の成果	54
基準7	学生支援等	64
基準8	施設・設備	74
基準9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	80
基準10	財務	91
基準11	管理運営	97

I 高知女子大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) **大学名** 高知女子大学
- (2) **所在地** 高知県高知市永国寺町 5 番15号 (永国寺キャンパス)
高知県高知市池2751番地 1 (池キャンパス)
- (3) **学部等の構成**
学部：生活科学部、文化学部、看護学部、社会福祉学部
研究科：看護学研究科、人間生活学研究科、健康生活科学研究科
関連施設：附属図書館本館及び池図書館、総合情報センター、地域創成センター、キャリアセンター
- (4) **学生数及び教員数** (平成21年 5 月 1 日現在)
学生数：学部946人、大学院103人
専任教員数：89人
助手数：3人

2 特徴

【沿革】 本学は、昭和19年高知県立女子医学専門学校を母体として発足し、昭和22年に高知県立女子専門学校に再編され、同24年 2 月に文部省の設立認可を受け、高知県立高知女子大学として家政学部生活科学科で構成される単科大学として開学した。

その後、昭和27年に家政学部看護学科が設置され 2 学科となった。昭和31年には文学部2学科 (国文学科、英文学科) が併設され、昭和39年に家政学部が家政学科、食物栄養学科、生活理学科、衛生看護学科 (昭和56年看護学科に改称) の 4 学科に再編され、平成10年 4 月大規模改組が行われ、生活科学部 (生活デザイン学科、健康栄養学科、環境理学科)、文化学部 (文化学科)、看護学部 (看護学科)、社会福祉学部 (社会福祉学科) の 4 学部 6 学科体制となり、大学院看護学研究科が新設された。平成13年には、大学院人間生活学研究科及び健康生活科学研究科が増設され、現在の基本的な教育研究体制が出来上がった。平成20年に再編構想が提起され、生活科学部の健康栄養学科は学部昇格が県議会で承認された。平成21年には、残る生活デザイン学科と環境理学科の 2 学科が募集停止を決定し、再編・転換の検討が行われている。本学の学部卒業生は8,932人、大学院修了生は196人に達している。

【設置理念に基づく特徴】 本学は、「生活科学部」、「文化学部」、「看護学部」、「社会福祉学部」の 4 学部と「看護学研究科」、「人間生活学研究科」、「健康生活科学研究科」の 3 研究科からなる大学院を擁し、「21 世紀知識基盤社会」のニーズに対応して、各学部と大学院が密接な連携を取りながら、質の高い包括的で先駆的な高等教育に取り組んでいる。

本学は、昭和 24 年に平和と文化の発展を支える女性の育成を掲げて誕生した。昭和 31 年 4 月制定の学則には、基本的な教育目的を「教育基本法に基づき、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる女性を育成し、併せて、地域社会の向上に寄与することを目的とする」と定めた。本学は 60 年の伝統を築き、今日まで「女性の高等教育拠点」として、輝かしい足跡を残し、高度専門職の多様な資格を取得する体制を整えるなどして、多くの優れた人材を社会に輩出し、社会の発展と男女共同参画社会の実現に貢献してきた。

本学は、教育、研究、社会・国際貢献という 3 つの領域の活動を重視し、「学生」「教員」「職員」「県民」が 4 輪駆動の車輪の様に、協力・協働して「県民のくらしに不可欠な大学づくり」、「県民の誇りとなる大学づくり」に向けて地道な成果を挙げている。学生は、自由で明るいキャンパスライフを楽しむとともに、地域社会の中に飛び出し、実習、フィールド調査研究、ボランティア活動、サークル活動など地域住民の暖かいご支援とご理解に包まれながら多くの貴重な経験を積んでいるのも本学の特色である。

大学院は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する」(大学院学則第 1 章第 2 条及び第 2 章第 3 条) ことを目的とし、博士後期課程として、看護・生活科学・社会福祉・文化領域の連携融合による「健康生活科学研究科」、修士課程として、看護学専攻の「看護学研究科」、生活科学領域・社会福祉領域・文化領域の連携融合による「人間生活学研究科」の 3 研究科を擁している。研究科は学部と異なり男女共学で、専門領域課題のみならず、地域問題に取り組む専門家を養成し、地域密着型研究活動を推進して成果を挙げている。また、土曜開講・集中講義・遠隔授業などにより、社会人の就学やインターネットによる

個別指導も可能にしている。

Ⅱ 目的

1. 教育の目的と使命

昭和31年4月学則制定により、大学の目的は「教育基本法に基づき、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる女性を育成し、併せて、地域社会の向上に寄与することを目的とする」と定められ、今日まで変更することなく継続している。

その後、平成9年には、1) 21世紀の女子高等教育の創造と確立、2) 県立大学の使命と地域社会の課題解決への貢献、3) 総合大学として質の高い国内外の知の拠点化、を目的の具体化として掲げている。また、平成10年に大学院を開設し、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する」ことを目的としてきた。

【使命】

高知女子大学は、地域社会の人々と共に“自由、創造、そして真の豊かさ”を具現化する社会を構築する人間力、挑戦力に富む人材を育成し、地域に根ざし、地域と共に発展する大学をめざします。

高知女子大学は、「学生中心の大学」を大学運営の基本に据え、女性の自立と全人格的発達を促し、社会的な課題に的確かつ柔軟に対応できる能力を涵養するとともに、併せて地域社会の向上に寄与するために、入学から卒業にいたるまで、学生の修学、課外活動、社会活動、就職活動などキャンパスライフ全体にわたる学生支援を目指します。

2. 大学運営の基本方針

1) 高知女子大学中長期計画に定めている大学の目的に沿って、大学全体が取り組んでいくことを基本方針とし、各部局はこの方針を具現化するように努める。

2) 高知女子大学は、教育の質の向上のために、教員の業績を適切に評価する教員評価を行う方針のもとに、本学では各教員が2年間の活動計画を提出し、2年毎にその達成度について自己点検評価を行うことが中長期計画で示されている。

3) 高知女子大学は、常に教育に関する評価を積極的に聴き、教育の質の向上に努めることを基本方針とし、各学部・研究科はこの方針の具現化に努める。

4) 高知女子大学は、教育の質の保証及び向上や継続的改善のために、教育の成果や達成状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上することを基本方針とし、各学部・各研究科はこの方針を具現化するように努める。

5) 高知女子大学は、学習内容など学生生活に関して、学生からの意見の聴取を行い、これらの意見を取り入れることを基本方針とし、各学部・各研究科はこの方針を具現化するように努める。

6) 高知女子大学は、教育に必要な施設を充実するとともに、地域貢献活動として、地域の方に積極的に施設や生涯学習の場を提供することを基本的な方針とし、各学部・各研究科及び総合情報センターはこの方針を具現化するように努める。

7) 高知女子大学は、教育の質の向上や継続的改善のために、教職員それぞれの知識と技術が向上できるように支援することを基本方針とし、各学部・各研究科がこの方針を具現化するように努める。

8) 高知女子大学は、財務に関して、学生の教育を保証するとともに、教育研究活動を活性化するために、予算を適切に配分し、効率的に執行することを基本方針とし、各部局はこの方針を具現化するように努める。

9) 高知女子大学は、大学の目的を達成するために、大学全体の活動及び活動の成果に関して自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うことを基本方針とし、大学として自己点検・評価を行う。

3. 大学改革

永国寺キャンパスは、社会貢献の「知の拠点」のキャンパスとして、池キャンパスは健康・医療・福祉のキャンパスとして発展させる方向での大学改革を推進している。

池キャンパスについては、平成22年4月より、看護学部を45名から80名に、社会福祉学部を30名から70名にそれぞれ入学定員を増やすと共に、現在、永国寺キャンパスにある生活科学部健康栄養学科を20名から40名に入学定員を増やし、健康栄養学部を学部昇格させて池キャンパスに移転させる予定である。また教員数についても、看護学部を33名から49名に、社会福祉学部は13名から28名に、健康栄養学部は13名から18名に増やすことが決定されている。さらに、社会福祉学部では介護福祉士の養成も開始する。これらの改革を踏まえ、池キャンパスの3学部では連携して特色ある高度職業人育成教育を行うことを目指している。さらに今後、大学院での教育研究の充実による看護教育等の高度化や、隣接する高知医療センターとも連携し、高知県の健康・医療・福祉を支える人材の育成を行うこととしている。

永国寺キャンパスについては、平成22年度から生活科学部生活デザイン学科及び環境理学科の学生募集を停止することを決定した。また、現在、高知県が設置している「県立大学改革における永国寺キャンパス検討会」（県内大学関係者と有識者による検討会）において永国寺キャンパス全体の将来の方向性が検討されている。

【改革の方向性】

「地方主権の時代を展望し、“住民主体、そして協働”により、地域の中で学び、地域課題を総合的調査研究により解決し、地域と共に育ち、地域に育てられる大学をめざします。」

具体的な改革の方向性は次に示すとおりである。

- 「高知県民が誇りとする大学」「高知県民の生活に密着した大学」をさらに充実発展させていきます。
- 「人材育成立県・高知」を築くため、豊かな人間性と自律性に富む質の高い人材を養成します。
- 「人間尊厳のまちづくり」「安全安心のまちづくり」「協働のまちづくり」「環境・文化共生のまちづくり」に貢献する人材を育成し、社会貢献活動を推進します。
- 「安心して健やかに暮らすことのできる地域社会」を支える健康・看護・福祉の高度専門職者を養成します。
- 社会の信頼に応え、時代のニーズに敏感で、社会的責務を果たし、倫理観にみながる大学運営を推進します。
- 地域に根ざし、「共に生きる誠意」に充ち満ちた社会支援ネットワークと知識、技術、文化、芸術、歴史、情報拠点としての発展を促進します。
- 教育・研究・地域貢献を通して、多様で質の高い高等教育の充実と男女共同参画社会の実現に努めます。
- 地域社会と世界を包摂するグローカリズムを通して、国際人としてのセンスと資質を磨き、アジア諸国、国際社会への貢献を志します。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①：大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学では、昭和 31 年に制定した学則に基本的な教育目的を定め、現在の大学の目的は、高知女子大学学則第 1 条に定めている（資料 1-1-①-1）。

大学の使命、基本政策、養成する人材の具体像、到達すべき具体的活動目標は、「大学のめざすもの」として明確にし、大学案内に記載している（資料 1-1-①-2）。

本学では、大学設置基準の一部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）に伴い、各学部において「理念・目的等を定める規程」を制定した。この規程は、大学運営会議において学則に定める大学の目的の再確認を行い、「大学のめざすもの」を受けて、それぞれ領域の特性と社会ニーズを踏まえた上で、各学部の教授会において全教員の協議により制定された（資料 1-1-①-3）。なお、この規程は本学のホームページで公開している。

資料 1-1-①-1：大学の目的（高知女子大学学則第 1 条）

(<http://www.kochi-wu.ac.jp/intro/rule/index.htm>)

（目的）

第 1 条 高知女子大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の精神に基づき、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる女性を育成し、併せて地域社会の向上に寄与することを目的とする。

資料 1-1-①-2：大学のめざすもの（大学案内 2009 ; P. 7）

(<http://www.kochi-wu.ac.jp/intro/guid/007.htm>)

50 年にわたり、一貫して女子教育に貢献してきた伝統を尊重しながら、新しい時代の要請に応える質的な変革を行い、21 世紀を展望し、教育・文化の拠点として地域と共に発展する大学として、「21 世紀における新しい価値観の創造」「地域文化の創造」「豊かな人間性の涵養」を重視します。

資料 1-1-①-3：理念・目的等を定める規程（抜粋）

(<http://www.kochi-wu.ac.jp/intro/rule/index.htm>)

○生活科学部の理念（高知女子大学生活科学部の理念・目的等を定める規程 第 1 条）

人間生活を取り巻く様々な現象を、個としての人間・家族・生活の質、人間発達や健康の維持・増進、自然環境と人間生活との関わりという面から科学的に分析し、認識することを通じて、生活者の視点から、来るべき時代の新たな生活様式を創造し得る人材を養成する。

○文化学部の理念（高知女子大学文化学部の理念と目的を定める規程 第 1 条）

人文・社会系諸科学による多角的な文化研究により人間・社会に対する理解を深め、文化の批判的継承を通して豊かな人間性と主体的に行動し得る能力を培い、地域文化の創造と向上に資するとともに、真に豊かな共生社会の実現に向けて国際的に貢献できる市民を養成する。

○看護学部理念（高知女子大学看護学部の理念と目的を定める規程 第1条）

看護の理念や専門的知識・技術、ヒューマニズムを礎として、将来に向かって拓かれた看護を構築し、健康問題を人々と共に解決し、人々の健康生活の創造に貢献ができる豊かな人間性・創造性を持った人材を養成する。

○社会福祉学部理念（高知女子大学社会福祉学部の理念と目的を定める規程 第1条）

福祉の現代的課題に対応する、深い人間理解や人権尊重の精神に裏打ちされた専門的知識と実践的知識と実践的技能を教授研究することにより、共感する心と豊かな人間性をもって、社会生活で生じるさまざまな問題に主体的に対応できる福祉的実践能力を修得させ、社会の幅広い分野で福祉の向上に寄与できる有為な人材を養成する。

【分析結果とその根拠理由】

学則に掲げられた大学の教育目的は、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められている目的から外れることなく、女性の高等教育の進化と普及、公立大学、地方大学の使命である地域社会への貢献を遂行することが定められ、現在に至っている。また、本学の理念、各学部の理念についても、同様に定められている。

なお、今後、平成22年4月から生活科学部健康栄養学科の健康栄養学部への学部昇格及び池キャンパスへの移転や、平成22年度から生活科学部生活デザイン学科並びに環境理学科の学生募集を停止することとしており、現在の教育目的が適切であるか、関係諸機関を交えて検討することが求められる。

観点1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

大学院教育の基本目標は、学校教育法に謳われた教育研究目的「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」を踏まえ、高知女子大学大学院学則第2条で規定されている。（資料1-1-②-1）。さらに修士課程の看護学研究科、人間生活学研究科、博士課程の健康生活科学研究科の3研究科は大学院の目的を受けて、それぞれ領域の特性と社会ニーズを踏まえ、明確に規定している（資料1-1-②-2）。

資料1-1-②-1：大学院の目的（高知女子大学大学院学則第2条）

<http://www.kochi-wu.ac.jp/intro/rule/index.htm>

（目的）

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的とする。

資料1-1-②-2：各研究科の理念・目的等を定める規程（抜粋）

<http://www.kochi-wu.ac.jp/intro/rule/index.htm>

○看護学研究科の理念（高知女子大学大学院看護学研究科の理念・目的等を定める規程 第1条）

高度な看護専門的知識、技術を教授・研究することを通して、健康生活の実現や健康文化の構築に向けて、個人・家族・地域のダイナミズムを視野におき、高度で質の高い看護実践能力、保健医療を革新する能力を開発し、科学的・学際的な基盤を持って看護学の発展に貢献する高度実践看護職者を養成する。

○人間生活学研究科の理念（高知女子大学大学院人間生活学研究科の理念・目的等を定める規程 第1条）

複数の領域にわたる広い学識を身につけ、人間生活にかかわる諸問題に取り組み、その解決に向けて連携・調整を図ることのできる能力をもつ人材を養成するとともに、地域社会の特性を踏まえ、生活環境、社会福祉、文化の面から、住民やその生活に関する総合的な地域展開のシステムづくりを計画・遂行することができる高度専門職業人を養成する。

○健康生活科学研究科の理念（高知女子大学大学院健康生活科学研究科の理念・目的等を定める規程 第1条）

「看護学」、「生活科学」、「社会福祉学」の知識・技術を軸に、今日の健康生活に関わる諸問題に対し、複眼的な視点から研究を行い、高度に専門的な職業に従事できる研究能力をもつ研究者を養成する。

【分析結果とその根拠理由】

大学院の目的は、学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められている目的から外れることなく、大学院学則に明確に規定されている。また、研究科単位でも大学院の目的を受け、各研究科の特性を踏まえ、それぞれが高度職業人を育成することへの社会ニーズに応える目的を定めることができる。

観点1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的、各学部の目的、研究科の目的は「大学案内」（別添資料1-2-①-1）、「高知女子大学年報」（別添資料1-2-①-2）、学部報（別添資料1-2-①-3、4）に記載するとともに、ホームページ（<http://www.kochi-wu.ac.jp/intro/rule/index.htm>）にも掲載することで学内並びに社会に対しても公開し、周知することとしている。さらに本学の目的は「学生便覧」にも提示され、全学生、全教職員に配布している。

また、各学部・研究科では教育目的を理解しやすく表現し、各学部・研究科のホームページに掲載して学内のみならず社会にも広く周知する努力をしている。

生活科学部：<http://www.kochi-wu.ac.jp/%7Elife/concept.html>

文化学部：<http://www.kochi-wu.ac.jp/%7Ebunkagak/kitei.html>

看護学部：<http://www.kochi-wu.ac.jp/~kango/f-rinen.htm>

社会福祉学部：<http://www.kochi-wu.ac.jp/%7Efukushi/aim.htm>

看護学研究科：<http://www.kochi-wu.ac.jp/general/daigakuin/kango-top.htm>

人間生活学研究科：<http://www.kochi-wu.ac.jp/general/daigakuin/ningen-top.htm>

健康生活科学研究科：<http://www.kochi-wu.ac.jp/general/daigakuin/kenkou-top.htm>

また、新入生オリエンテーションや、在学生に対する各年次のオリエンテーションでは、これらの資料を使って目的の周知が行われている（別添資料1-2-①-5）。

高校生や高校に対しては、オープンキャンパス、進学説明会、県内の校長会などの機会を捉えて本学及び各学部の目的や特徴を周知してきた。また、進学志望者及び保護者、高校進路指導担当教員に対しては、進学情報提供のための説明会を通じて、さらなる周知も行っている。

新任教員に対しても、本学の目的及び各学部の目的等をオリエンテーションで説明し、資料配布も行い、目的の周知している（別添資料1－2－①－6）。

また、年度末に学内外に公開して1年間の活動報告であるアニュアルレビュー（別添資料11－3－①－2）を全学的に行っている。このアニュアルレビューは大学の教育目的の再認識のみならず、全学横断的な成果と課題の共有化や、教職員による大学の使命や教育目的を再確認することにより、各教職員の意識改革にも影響を与えるものとする。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的、各学部の目的、研究科の目的は「大学案内」、「高知女子大学年報」に記載するとともに、ホームページでも公開され、学内及び社会に対して周知できている。また、学生に対しては新入生オリエンテーション時などの機会を捉えて説明し、より十分な周知が行われている。さらにアニュアルレビューを通じて教職員が大学の目的を再認識し、併せて成果と課題の共有化と、大学の使命と目的の再確認をしており、目的の周知に留まらない取り組みが行われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学、各学部、各研究科の理念や教育研究目標は明確に定められており、それらは学校教育法に規定された目的から外れることなく、これらの理念の公表を、学生や教職員、そして社会に向けて発信するように積極的に取り組んでいる。

【改善を要する点】

該当なし

（3）基準1の自己評価の概要

本学の大学及び大学院の教育目的は、学校教育法に規定された、大学一般に求められている目的から外れることなく、女性の高等教育の質的向上や高度職業人人材育成、公立大学、地方大学の使命である地域社会への貢献を遂行することが定められ、学則及び大学院則で明示されている。さらに各学部・研究科においても、それぞれの特性を踏まえた教育の理念や教育目的が定められている。

また、教育目標は、年報、学部報、大学案内、学生便覧、ホームページなどで公開するとともに、オープンキャンパス、各種のオリエンテーション、県内の校長会などの多様な機会を捉えて学内及び社会に対して周知を行っている。さらにアニュアルレビューを通じて教職員による大学の目的を再認識、成果と課題の共有化、大学の使命と目的の再確認等を行う取り組みがなされている。

なお、本学では平成22年4月から生活科学部健康栄養学科の健康栄養学部への学部昇格及び池キャンパスへの移転や、生活科学部生活デザイン学科並びに環境理学科の学生募集を停止することとしており、現在の教育目的が適切であるか検討することが求められる。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、高知女子大学として昭和 24 年に設立され、平成 10 年の学部改組を経て、現在、生活科学部、文化学部、看護学部、社会福祉学部の 4 学部で構成されている。4 学部の中で、文化学部、看護学部、社会福祉学部の 3 学部は 1 学科構成であるが、生活科学部は各学科の専門性を活かしつつ、学部全体として生活に関わる諸問題を総合的に捉えることができるように、生活デザイン学科、健康栄養学科、環境理学科の 3 学科で構成されている（資料 2-1-①-1、別添資料 2-1-①-1）。

資料 2-1-①-1：学部及び学科の構成

学 部	学 科
生活科学部	生活デザイン学科 健康栄養学科 環境理学科
文化学部	文化学科
看護学部	看護学科
社会福祉学部	社会福祉学科

【分析結果とその根拠理由】

本学は、「広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる女性を育成し、併せて地域社会の向上に寄与する」ことを目的として、地域の生活・文化・健康・福祉の向上に寄与できる県立大学を目指し、4 学部 6 学科で構成されており、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学では、教養教育は各学部を横断する共通教育として位置付けており、共通教育は全学教務委員会のもとに設置された共通教育専門委員会が企画運営している（別添資料 2-1-②-1、2）。共通教育専門委員会は、各学科から選出された教員で構成され、共通教育科目の編成や担当教員について検討し、時間割編成を行い、実施・運営している。共通教育の担当教員は専任教員を置かず、科目内容に近い専門分野の各学部教員が担当する方針で臨み、本学教員で充足できない科目については非常勤講師を配置している。

本学は永国寺と池の 2 キャンパスに分かれているが、殆どの共通教育は、永国寺キャンパスで実施されている。

1 回生については、木曜日が共通教育受講曜日となっており、池キャンパスに属する看護学部と社会福祉学部の 1 回生は、木曜日に永国寺キャンパスへ移動して共通教育科目を受講している(別添資料2-1-②-3、4)。

【分析結果とその根拠理由】

本学における共通教育の「教務委員会－共通教育専門委員会」体制は、共通教育を日常的に実施する体制としては機能している。ただし、共通教育の専任教員を配置せず、共通教育の担当教員からなる委員会とはなっていない体制が、平成10年以来継続している。この体制が共通教育を時代の要請に合わせて抜本的に改革する上で制約となっている。また学生が2キャンパス間を移動せずに、それぞれのキャンパスで共通教育を受講できる組織体制にすることも課題である。現在これらの課題について、共通教育ワーキンググループを設置して共通教育体制の改革を検討している。

観点2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院は、大学院学則第2条を目的として定め(資料1-1-②-1)、社会人を受け入れることが可能な大学院として、看護学研究科(平成10年設置)、人間生活学研究科(平成13年増設)、健康生活科学研究科(平成13年増設)の3研究科で構成されている(資料2-1-③-1、別添資料2-1-③-1)。看護学研究科は、看護学部の上に積み上げられた研究科(修士課程)であり、専門看護師コースと研究コースを有している(別添資料2-1-③-2)。人間生活学研究科は、生活科学部、文化学部、社会福祉学部の3学部が連携協力する学際的な研究科(修士課程)であり、生活科学領域、文化領域、社会福祉領域の3領域から構成され、これらの領域の複合的な視点から教育研究を行い、高度専門職業人を育成している(別添資料2-1-③-3)。健康生活科学研究科は、看護学研究科と人間生活学研究科を基礎とする研究科(博士後期課程)であり、看護学領域、生活科学領域、社会福祉学領域の3領域から構成され、これらの領域の複合的な視点から教育研究を行い、実践的課題を研究解決できる研究者を育成している(別添資料2-1-③-4)。各研究科を担当する教員は全て各学部にも所属し、研究業績等の審査により選任されている。大学院は学部と異なり男女共学であり、また土曜・休日などに集中講義や研究指導を行っており、社会人でも在職したままで就学可能である。

資料2-1-③-1：研究科の構成

研究科	専攻	課程	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士(看護学)
人間生活学研究科	人間生活学専攻		修士(生活科学、社会福祉学、学術)
健康生活科学研究科	健康生活科学専攻	博士後期課程	博士(看護学、生活科学、社会福祉学、学術)

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、社会人を受け入れることが可能な大学院として、看護学研究科と人間生活に密接に関連した生活科学・文化・社会福祉が融合した諸領域で活躍できる高度専門職業人を育成する人間生活学研究科の2つの修士課程と、健康生活に関わる看護学・生活科学・社会福祉学領域の実践的課題を研究解決できる研究者を育成す

る健康生活科学研究科の1博士課程から構成されており、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2-1-④： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点2-1-⑤： 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学には、教育研究に必要なセンターとして、総合情報センターと地域創成センターを設置している。

総合情報センターは、図書情報部門と情報処理部門で構成されており、情報収集と情報処理に関する教育研究の直接的な支援を行うとともに、附属図書館を「地域社会の図書館」として位置付けて県民にも開放している（別添資料8-1-③-3）。図書情報部門は総合情報センター運営委員会の図書部会が担当し、教育研究に必要な学術図書資料を調査・収集・整理・保存して、教職員に提供している（別添資料2-1-⑤-1～3）。情報処理部門を担当する総合情報センター運営委員会の情報処理部会には専任の技術系職員が配置されていないが、部会員の教員が学内ネットワーク及びサーバ群の保守・運用を行うとともに、電子メールサーバ、ウェブサーバなどによるサービスを提供し、利用者支援を行っている（別添資料2-1-⑤-1、2、4）。

地域創成センターは、地域産業の振興及び地域社会の発展に貢献するため、共同研究や受託研究の促進と受け入れの調整、さらに地域住民や地域の専門職者に対する公開講座やリカレント講座を実施している（別添資料2-1-⑤-5、6）。そして大学の活動紹介と他機関との共同研究や受託研究を獲得するための情報発信、並びに公開講座やリカレント講座などの大学の活動の広報としてKWU NEWS LETTERSを発行している（別冊資料2-1-⑤-1）。

【分析結果とその根拠理由】

総合情報センターは情報収集と情報処理、地域創成センターは学内の研究活動と地域社会との連携といった、教育研究活動を支援して、本学の目的を達成させる上で重要な役割を果たしている。また地域に根ざした大学として地域貢献にも寄与していることから、適切に機能している。ただし、総合情報センターの情報処理部会に技術系職員が配置されていないことにより、学内ネットワーク及びサーバ群の保守・運用を部会員の教員が行わざるを得ず、教員は授業や出張等により緊急のトラブルに即座に対応することが難しいため、情報システムの安定稼働の点からも技術系職員の不在は課題である。

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育活動に関する重要事項等を審議するために、高知女子大学学則第41条により各学部には教授会を設置している（資料2-2-①-1）。各学部の教授会は、各学部の専任教員で構成されており（生活科学部は助手を含む）、定例で月1～2回以上開催され、教育活動に関する重要事項として、学科目の種類及び編成に関する事項、学生の入学、退学、転学、休学、復学及び卒業認定に関する事項、学生の試験及び単位修得に関する事項、学生の厚生補導及び身分に関する事項等の協議・審議が行われている（別添資料2-2-①-1）。大学院の教育活動に関する重要事項等を審議するために、高知女子大学大学院学則第34条により各研究科には研究科委員会を設置している（資料2-2-①-1）。各研究科委員会は、各研究科担当として選任された学部の教員で構成されており、定例で月1回は開催され大学院の教育活動に関する重要事項として、研究指導・学位授与・学修等に関する事項、教育の内容・方法等、教育のあり方に関する事項、学生の入学・休学・退学等、学生の身分に関する事項、学生の教育・生活等への支援に関する事項等の協議・審議が行われている（別添資料2-2-①-2～4）。

資料2-2-①-1：教授会等の構成と審議事項

会 議 名		構 成	審 議 事 項	開 催 (平成20年度)
学 部	生活科学部教授会	生活科学部の教授、准教授、講師、助教、助手	(1) 教員の人事に関する事項 (2) 学部長の選考に関する事項 (3) 評議員の選出に関する事項	定例月2回 19回開催
	文化学部教授会	文化学部の教授、准教授、講師	(4) 学科目の種類及び編成に関する事項 (5) 学生の入学、退学、転学、休学、復学及び卒業認定に関する事項	定例月2回 24回開催
	看護学部教授会	看護学部の教授、准教授、講師、助教	(6) 学生の試験及び単位修得に関する事項 (7) 学生の厚生補導及び身分に関する事項	定例月2回 24回開催
	社会福祉学部教授会	社会福祉学部の教授、准教授、講師、助教	(8) その他学部の教育、研究及び運営に関する事項	定例月1回 12回開催
大 学 院	看護学研究科委員会	看護学研究科を担当する看護学部の教授、准教授	(1) 学生における研究指導・学位授与・学修等に関する事項 (2) 教育の内容・方法等、教育のあり方に関する事項	定例月1回 18回開催
	人間生活学研究科委員会	人間生活学研究科を担当する生活科学部、文化学部、社会福祉学部の教授、准教授	(3) 学生の入学・休学・退学等、学生の身分に関する事項 (4) 学生の教育・生活等への支援に関する事項	定例月1回 20回開催
	健康生活科学研究科委員会	健康生活科学研究科を担当する生活科学部、文化学部、看護学部、社会福祉学部の教授	(5) 研究および地域貢献等に関する事項 (6) 教員の人事に関する事項 (7) 研究科長の選考に関する事項 (8) その他、本研究科および研究科委員会の運営等に関して必要な事項	定例月1回 20回開催

【分析結果とその根拠理由】

4学部においては各教授会を、大学院3研究科においては各研究科委員会を定例で月1～2回以上開催し、教育内容・方法、学生の単位修得や学位授与、学生の身分等に関して審議や協議が行われていることから、教授会

等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行い、機能している。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、全学に関わる教育方針や教育課程等の検討、並びにそれらの学部間の調整は全学の教務委員会において行われている（別添資料 2-1-②-1）。全学の教務委員会のもとに、教務委員会規程第 7 条に基づき、3つの専門委員会を設置して、共通教育専門委員会では全学の共通教育（教養教育）の運営を（別添資料 2-1-②-2）、教職課程専門委員会では教職課程や教育方法等を（別添資料 2-2-②-1）、学芸員資格専門委員会では学芸員資格取得課程や教育方法等を検討している（別添資料 2-2-②-2）。全学の教務委員会は、3つの専門委員会と各学部の教務委員会と連絡を密にして連携を図るため、教務部長、3つの専門委員会の委員長、4学部の各教務委員会の委員長から構成されており、月 1 回開催している（資料 2-2-②-1）。共通教育専門委員会、教職課程専門委員会、学芸員資格専門委員会は、関係する各学部・学科から選出された委員と関連科目担当者から構成されており、必要に応じて適宜開催している（資料 2-2-②-1）。

各学部の専門教育課程やそれに伴う教育方法等については、各学部から選出された委員で構成される各学部教務委員会において検討している（別添資料 2-2-②-3～6）。各学部教務委員会は、月 1～2 回開催し、全学の教務委員会や 3つの専門委員会と連携して各学部専門教育課程を実施・運営している（資料 2-2-②-1）。

資料 2-2-②-1：教務委員会等の構成と審議事項

会 議 名		構 成	審 議 事 項	開 催
全 学	教務委員会	・教務部長 ・各専門委員会の委員長 4名 ・各学部教務委員会の委員長4名	(1)大学全体の教育方針に関すること (2)学部間の教育方針の調整に関すること (3)教育課程の構成並びに学科目の種類、編成及び履修方法にかかる調整、企画立案、運営及び実施に関すること (4)学生の転、編入学、転学部、転学科並びに退学に関する基本事項 (5)試験及び卒業の要件に関すること (6)他大学との単位互換に関すること (7)その他本学の教育課程に必要とされる事項	月1回
	共通教育 専門委員会	・各学科からの選出委員 7名	共通教育の企画運営に関する事項 (1)共通教育に関する科目の編成及び改廃並びに担当者に関する事項 (2)その他共通教育に関する事項	4月に1回 及びメール 会議
	教職課程 専門委員会	・教職に関する専門教育 科目の担当者2名 ・各学科からの選出委員 7名	教職課程の企画運営に関する事項 (1)教職課程に関する科目の編成及び改廃並びに担当者に関する事項 (2)教育実習(養護実習を含む)に関する事項 (3)介護等体験に関する事項 (4)その他教職課程に関する事項	年3回

	学芸員資格 専門委員会	・生活デザイン学科、環境 理学科、文科学科からの 選出委員3名	資格取得の企画運営に関する事項 (1)学芸委員の資格取得に関する科目の編成及び改 廃並びに担当者に関する事項 (2)施設及び設備に関する事項 (3)その学芸委員の資格取得に関する事項	4月、1月 は各1回、 それ以外 は不定期 開催
学 部	生活科学部 教務委員会	・生活科学部3学科から の選出委員3名	(1)教育課程の構成並びに学科目の種類、編成及び 履修方法にかかる調整、企画立案、運営及び実施 に関する事	月1回
	文化学部 教務委員会	・文化学部からの選出委 員4名	(2)学生の転、編入学、転学部、転学科並びに退学に 関する基本事項	月2回
	看護学部 教務委員会	・看護学部からの選出委 員4名	(3)試験及び卒業の要件に関する事	月1～2 回
	社会福祉学部 教務委員会	・社会福祉学部からの選 出委員4名	(4)他大学との単位互換に関する事 (5)その他本学の教育課程に必要とされる事項	月1回

【分析結果とその根拠理由】

全学に共通した横断的な教育方針や教育課程等の検討と学部間の調整を行う全学の教務委員会と、その下に3つの専門委員会を設置している。また、各学部の各専門教育課程等を検討するため、各学部に教務委員会を設置している。全学と各学部の教務委員会は概ね月1回開催し、相互に連絡を密にして連携できる委員会メンバー構成となっているため、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が適切に構成され、実質的な検討が行われていると判断している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・本学は小規模な県立大学であるが、単科大学ではなく、高知県の生活・文化・健康・福祉の向上に対応できる、生活科学部、文化学部、看護学部、社会福祉学部の4学部が設置されており、社会人を受け入れることが可能な看護学研究科、人間生活学研究科（修士課程）と健康生活科学研究科（後期博士後期課程）を有する大学院も完備した総合大学である。

【改善を要する点】

- ・共通教育を時代の要請に合わせて抜本的に改革するため、また2キャンパスにおいて共通教育を効率的に展開実施するために、共通教育の組織体制を再構築することが必要である。
- ・情報通信技術の進展に合わせて、教育研究に必要な情報処理関連の学内サービスを充実するために、総合情報センターの情報処理部門の機能強化を図ることが必要である。

(3) 基準2の自己評価の概要

本学の教育研究組織は、学士課程として生活科学部、文化学部、看護学部、社会福祉学部の4学部、大学院課程として看護学研究科（修士課程）、人間生活学研究科（修士課程）、健康生活科学研究科（博士後期課程）の3研究科から構成されている。生活科学部は、生活デザイン学科、健康栄養学科、環境理学科の3学科構成、文化学部、看護学部、社会福祉学部は1学科構成である。看護学研究科は看護学部の上に積み上げられた研究科であるが、人間生活学研究科は、生活科学部、文化学部、社会福祉学部の3学部が連携協力する学際的な研究科、ま

た健康生活科学研究科は、看護学研究科と人間生活学研究科を基礎とした学際的な研究科である。教育研究に関わる全学的センターとしては、図書情報部門と情報処理部門からなる総合情報センターと、地域社会の要請や課題解決に応え、地域貢献の役割も果たす地域創成センターを設置している。以上の4学部6学科、3研究科、2センターは、本学の教育研究の目標を達成する上で適切に構成され、教育研究活動を行っている。

教育課程や教育方法等に関して、各学部の専門教育課程に関する事項は、各学部設置された学部教務委員会において検討され、全学に関わる事項や学部間の調整を必要とする事項は、全学の教務委員会において各学部教務委員会と連携しながら検討が行われている。全学の教務委員会の下に3つの専門委員会を設置しており、共通教育専門委員会は、本学における教養教育に該当する共通教育の運営を、教職課程専門委員会は教職課程やその教育方法を、学芸員資格専門委員会は学芸員資格取得課程やその教育方法を検討し、それぞれの教育課程を運営している。

各学部、各研究科の教育活動に係る重要事項については、毎月定例的に開催される各学部教授会、各研究科委員会において協議・審議が行われている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では、各学部・学科、大学院研究科の教育目標達成のために設定された科目群あるいは領域に、専任教員を配置することを基本方針とし、方針に基づき専任教員を配置している。教員組織の最小単位は学科で、学科の規模と教育内容の特性に応じて、学科内での分担と責任範囲を設定している。

生活科学部の3学科と社会福祉学部では、領域ごとに少なくとも1人の専任教員を配置して、領域での科目編成と科目内容の検討・提案責任を負わせている。各領域の専任教員の提案は、生活科学部の3学科では、各学科委員が統括する学科会議で検討と内容の調整が行われる。科目編成は、さらに学部教務委員会の審議を経て、教授会で審議・決定される。一方、社会福祉学部では、学部教務委員会で検討と内容の調整が行われ、教授会で審議・決定される。

文化学部では、教員の提案を受けて、学部教務委員会で科目編成と内容の検討・調整が行われ、教授会で審議・決定される。

看護学部では、すべての教育領域に複数の教員を配置し、うち1人を領域責任者とし、当該領域での科目編成と科目内容の検討・提案責任を負わせている。領域責任者からの提案は、学部総務委員会において検討と内容の調整が行われ、教授会で審議・決定される。

以上のように、各学部では、専任教員、委員会組織等、教授会という階層構造を持ち、科目編成に関しては教授会が最終責任を負うとともに、科目内容の検討・調整は教授会のもとにおく委員会組織等が実質的な責任を負う体制となっている。

専任教員の退職や増員などにより専任教員を配置する必要がある場合には、当該学部の教授会が、学科会議（生活科学部）、人事委員会（文化学部、社会福祉学部）、総務委員会（看護学部）からの提案に基づき、配置する分野・領域、担当科目、配置を必要とする理由を審議・決定して学長に要望する。要望後、学長の意思決定を補佐する運営会議において全学的な視点から検討して配置を決定することとしている（別添資料3-1-①-1）。

【分析結果とその根拠理由】

すべての学部において、専任教員の配置に関する基本方針を有しており、科目編成と科目内容の提案、検討、決定に関わる階層的組織を構成し、教授会が最終責任を負う体制を構築している。教員配置の必要が生じた場合には、当該学部の要望を全学的な視点から検討して適切に教員が配置されている。以上のように、教員が適切に役割分担し、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制となっている。

観点3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

本学の専任教員は、全員、学士課程の学部には所属している。教授、准教授、講師は、主要授業科目及び関連する専門科目を担当するとともに、共通教育科目と所属学部以外の授業科目の一部も担当している。助教は、主要授業科目に準じる科目を担当している。また、非常勤講師は、必要に応じて採用し、専門科目及び共通教育科目を担当している（資料 3-1-②-1）。

資料 3-1-②-1：学部・学科毎の専任教員、非常勤講師配置数（平成 20 年度）

学部名	学科名	開設科目数	専任教員を配置している科目数	兼任教員を配置している科目数	非常勤教員を配置している科目数	常勤教員配置比率
生活科学部	学部共通	6	3	0	3	0.50
	生活デザイン学科	71	45	7	19	0.73
	健康栄養学科	87	63	10	14	0.84
	環境理学科	71	52	0	19	0.73
文化学部	文化学科	183	161	0	22	0.88
看護学部	看護学科	159	122	7	30	0.81
社会福祉学部	社会福祉学科	91	79	2	10	0.89
共通科目	土佐学科目	4	0	3	1	0.75
	女性学科目	3	0	3	0	1.00
	教養科目	25	0	12	13	0.48
	情報科目	3	0	2	1	0.67
	健康スポーツ科目	3	0	3	0	1.00
	教養セミナー	1	0	1	0	1.00
	外国語科目	15	0	5	10	0.33
教職専門科目		34	0	16	18	0.47
学芸員資格科目		8	0	3	5	0.38

各学部の科目群または領域毎に、専任の教授及び准教授、講師を配置し、主要授業科目を担当している（資料 3-1-②-2）。主要授業科目を担当している講師には、教授や准教授に準じた教育研究環境を保障するとともに、博士学位取得のため社会人に対応した大学院への進学を奨励するなどして、教育研究上の実績を積み審査を受けて昇任することを奨励している。

資料 3-1-②-2：学部・学科別、科目群・領域別専任教員配置数

（単位：人、平成 21 年度 4 月 1 日現在）

学部名	学科名	主要科目群・領域	専任教員配置状況				備考	学科合計	大学設置基準による必要数
			教授	准教授	講師	助教			
生活科学部	生活デザイン学科	学科基礎						6	6
		生活のデザイン	1						
		生活の経営	1						
		衣と生活		2					
		住と生活	1	1					
	健康栄養学科	学科基礎					選考中 1	9	6
		生体科学	2				選考中 1		

		栄養科学	1	1		1	選考中 1		
		食品科学	1						
		食の実践学			2				
		健康科学			1				
	環境理学科	学科基礎	1					7	6
		生命と環境	1						
		地球と環境	1						
		物質と環境	1	1					
		情報	1			1			
文化学部	文化学科	文化基礎	13	6	2			21	10
		文学専修							
		文化創造専修							
		言語コミュニケーション専修							
看護学部	看護学科	急性期看護学	1	1		1		32	12
		慢性期看護学	2		1	2			
		老人看護学	1			1			
		精神看護学	1	1		1			
		小児看護学	1	1		2			
		在宅看護学	1			1			
		地域看護学	1	1					
		基礎看護学	2		1	2			
		母性・助産看護学	1	1	1				
		看護管理学	1						
		学校保健	1						
		基礎医学	1						
社会福祉学部	社会福祉学科	福祉基礎	2	1				13	12
		社会福祉	1	1	2	1			
		精神保健福祉	2		1				
		介護福祉	1	1					

共通教育科目には1人の客員教授を配置し、看護学部には15人、生活科学部には1人の臨床教授を配置し、その特殊な技能や専門性を生かして通常の授業の支援や特別講義を担当させている。

各学部への教員配置数は、大学設置基準、各学部・学科等に設置されている各種課程に必要な数を確保しつつ、退職により空きポストが生じた際には学部教授会からの要望に基づいて運営会議で審議して、配置を決定することとしている（別添資料3-1-①-1）。

教員1人あたりの学生数は、学科単位では6.1～15.0人で、全学平均では10.3人であり、きめ細かい学習指導ができる体制となっている（資料3-1-②-3）。

資料 3-1-②-3 : 学部・学科別教員 1 人当たり学生数

(単位 : 人、平成 21 年 4 月 1 日現在)

学部名	学科名	収容定員数	専任教員数	教員 1 人当たり学生数
生活科学部	生活デザイン学科	84	6	14.0
	健康栄養学科	80	9	8.8
	環境理学科	84	7	12.0
文化学部	文化学科	330	21	15.7
看護学部	看護学科	188	32	5.9
社会福祉学部	社会福祉学科	120	13	9.2
合計		886	87	10.2

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準及び各学部設置されている課程における必要な数以上の専任教員が確保・配置され、必要に応じて非常勤講師を配置することにより、教育上必要な教員は確保されている。講師のみの配置となっている科目群においては、准教授以上への昇任を奨励するための措置がとられている。客員教授や臨床教授の配置は、教育の質のさらなる向上に貢献している。また、少人数の学生に対し充実した教育を行う教員体制が確保されている。

観点 3-1-③ : 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院では、領域毎に教員を配置しており、全ての研究科で大学院設置基準に定める数以上の専任教員を確保している（資料 3-1-③-1）。大学院の専任教員はすべて学部教員と兼任しており、学部教員の中から各研究科委員会が定めた基準に基づいて行う審査に合格した者のみを配置している。また、必要に応じて非常勤講師を配置している。

資料 3-1-③-1 : 研究科・領域別大学院担当教員数（研究指導、研究補助指導、非常勤別）

(単位 : 人、平成 21 年 4 月 1 日現在)

研究科名	領域名	専任教員数				非常勤教員数	大学院設置基準数
		研究指導教員	研究指導補助教員	指導なし（講義のみ）	計		
人間生活学研究科	専攻共通	0	0	4	4	2	12
	生活科学	2	4	3	9	2	
	文化	3	4	2	9	1	
	社会福祉	5	2	0	7	3	
看護学研究科	看護学	10	5	4	19	19	6
健康生活科学研究科	専攻共通	0	0	1	1	1	12
	生活科学	3	0	2	5	1	
	社会福祉学	1	1	1	3	2	
	看護学	4	3	0	7	4	

大学院では、すべての学生に対して正研究指導教員 1 人及び副研究指導教員 2 人または 3 人を研究指導担当者

として配置して、正研究指導教員を中心とした複数の教員による指導体制としている。複数の領域にわたる複合的研究課題の指導に対応するため、副研究指導教員には正研究指導教員とは異なる領域の教員を配置している。正研究指導教員は1人あたり平均して3.7人の学生の指導を担当している（資料3-1-③-2）。

資料3-1-③-2：正研究指導教員の配置状況

(単位：人、平成21年4月1日現在)

研究科名	領域名	正研究指導教員数	大学院学生数	正研究指導教員1人 当たり指導学生数
人間生活学研究科	生活科学	2	13	6.50
	文化	3	7	2.33
	社会福祉	5	13	2.60
看護学研究科	看護学	10	32	3.20
健康生活科学研究科	生活科学	3	7	2.33
	社会福祉学	1	4	4.00
	看護学	4	27	6.75
合 計		28	103	3.68

※休学者数を含む

【分析結果とその根拠理由】

すべての研究科において、大学院設置基準を満たす専任教員を配置しており、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されている。ただし、正指導教員1人の担当学生数が多いケースもあり、正指導教員の担当体制の充実が必要である。

観点3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点3-1-⑤： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

専任教員の採用は原則として公募制としている。専任教員の採用状況は年平均8.8人（過去5年間）で、専任教員定数に対する転出・転入の率は、5年間合計で全専任教員数の約40%となっており、専任教員の流動性は高い（別添資料3-1-⑤-1）。

専任教員の平均年齢は全学では46.6歳であり、生活デザイン学科と環境理学科が50歳代とやや高いが、他は

40 歳代半ばとなっている（資料 3-1-⑤-1）。

資料 3-1-⑤-1：学部・学科別専任教員年齢構成

（単位：人、歳、平成 21 年 5 月 1 日現在）

学部	学科	年齢層					平均年齢
		20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	
生活科学部	生活デザイン学科			2	3	1	53.16
	健康栄養学科	2	3	4	1	2	43.92
	環境理学科			1	5	2	54.37
文化学部	文化学科		4	9	3	5	48.62
看護学部	看護学科	1	9	13	8	1	44.19
社会福祉学部	社会福祉学科		5	4	3	1	43.69
合計		3	21	33	23	12	46.57

専任教員の平均年齢を職位毎にみると、教授 53.1 歳、准教授 44.5 歳、講師 37.4 歳、助教 34.8 歳、助手 46.8 歳である（資料 3-1-⑤-2）。一部の学科を除いて、専任教員の年齢構成はバランスが取れており、スムーズな世代交代が行えるようになっている。ただし、助手の平均年齢はやや高い。専任教員に占める女性の比率は 51% で、全国平均（18%、平成 19 年度学校教員統計調査）に比べてきわめて高い。

資料 3-1-⑤-2：専任教員の職位別年齢・性別構成表

（単位：人、歳、平成 21 年 5 月 1 日現在）

職位	年齢層										平均年齢
	20 代		30 代		40 代		50 代		60 代		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
教授					10	6	12	7	7	3	53.09
准教授			3	1	4	7	2	1		1	44.47
講師			3	5		3					37.36
助教		2	2	7	1	1					34.77
助手	1					1		1		1	46.75
合計	1	2	8	13	15	18	14	9	7	5	46.57

教員の活動の活性化のために、平成 15 年度から全教員が「2 年間の活動計画」を作成して学部長に提出し、計画を実施している（別添資料 3-1-⑤-2）。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用は原則として公募制としており、優秀な教員の確保に努めるとともに、年齢及び性別構成のバランスにも配慮している。全教員が「2 年間の活動計画」を作成・提出して、計画に基づく活動を行い、評価を受けるというサイクルを確立しつつあり、教員の活動の活性化を図っている。

以上のように、教員組織の教育研究活動をより活性化するための適切な措置が講じられている。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研

究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の選考基準は、高知女子大学人事選考基準（別添資料3-2-①-1）に規定されている。各学部、研究科は本基準に沿って、当該学部の専門分野の特性に応じた、より具体的な選考基準を細則等に定めている（別添資料3-2-①-2～9）。これらの細則等には、採用選考においては教育能力、研究業績及び地域貢献その他の事項について審査を行うこと、昇任審査ではさらに本学における職務の経歴及び実績を加えて審査することが明記されている。

教員の選考手続きは、高知女子大学の教員人事に関する規程（別添資料3-1-①-1）に基づき、各学部等が規模、構成、実状に応じたものを規程等で定めている（別添資料3-2-①-10～14）。学部教員の採用選考及び昇任審査は、各学部の教授会のもとに設置した学部人事専門委員会が行っている。採用選考及び昇任審査は、書類審査と面接審査の2段階の審査で行われる。採用選考では、面接時にプレゼンテーションや模擬授業を実施させて教育上の指導能力の評価を行い、昇任審査では本学における職務の経歴及び実績の審査の中で教育上の指導能力の評価を行っている。教授会で承認された採用選考及び昇任審査の経過と結果の詳細は、運営会議で報告された上で学長の承認を得る。大学院配置教員の採用選考においては、各研究科委員会において指導能力を含む大学院担当教員適格性を判定しており、配置後も概ね2年間は研究指導補助教員として指導経験を積んだ上で研究指導教員適格性を判定している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の各学部、研究科では、採用及び昇任に関する選考基準を定めており、各学部、研究科が定めた手続きに従って厳格に運用され、選考過程において教育上、または教育研究上の指導能力の評価を適切に実施している。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

全教員による「2年間の活動計画」は、前2年間の活動の自己評価を踏まえて作成し、教員自身が自己評価を定期的に行っている（別添資料3-1-⑤-2）。「2年間の活動計画」は、学部長が閲覧して計画が適正であるか点検を行っている。また、「2年間の活動計画」を基礎資料として、教員の力量や活動水準の向上を目的とした教員評価制度を平成20年度に試行した（別添資料3-2-②-1）。この制度は、教員の活動を教育、研究、大学運営、社会貢献の4項目で評価するとともに、評価結果に基づいて学部長が必要な指導・助言等を行って改善に取り組ませるものである。今後は2年ごとに実施する予定である。

平成14年度から実施を開始した学部学生による授業評価の結果は各教員に提供され、「2年間の活動計画」は、この結果も踏まえて作成されている。

以上に加え、教員の特に優れた実績に対する学部長による評価に基づいた勤勉手当加算制度が導入・運用されている。

一方、教員の昇任に際しては、教育活動を含み、研究活動、社会貢献、学内運営など多面的な観点からの評価が行われている。

大学院における教育に関しては、「2年間の活動計画」の中で個々の教員が自己評価を行っている（別添資料3

－ 1－⑤－ 2)。学生による授業・研究指導評価の取り組みは、組織的ではないが平成 20 年度に開始された（別添資料 3－ 2－②－ 2）。

【分析結果とその根拠理由】

特に優れた実績に対する給与上の制度が導入されてもいる。また、教員の自己評価が実施され、教員の力量や活動水準の向上に活用されているが、組織的な評価は平成 20 年より試行が開始されたが、制度の運用等さらに検討することが必要である。また、大学院における教育活動の評価などに関する組織的な取り組みは開始されたばかりである。

観点 3－ 3－①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到係る状況】

学部及び大学院の授業シラバスは、印刷物とウェブで公表され（別冊資料 3－ 3－①－ 1、 2）、研究活動の概要と成果は、担当授業科目等と合わせて各学部の年次報告書に掲載され、公表されている（別冊資料 11－ 3－④－ 1～ 3、別冊資料 11－ 3－④－ 5）。

本学教員は、継続的に研究活動を行っており、資料 3－ 3－①－ 1 に示したように、授業の内容と密接に関係する研究活動が行われている。

資料 3－ 3－①－ 1：教育内容等と関連する研究活動の事例集

学部	学科	担当科目	関連する研究成果
生活科学部	生活デザイン学科	・住居学 ・住居一般構造 ・住居一般構造実習 ・居住地計画論 ・住居設計基礎実習 ・住居設計実習	・高知の住宅・住様式の最近の動向とその教育プログラムの提案、四国住教育研究報告集第 6 号、29-40 (2008) ・高知県の住まい・まち・環境教育に関する研究－学校教育におけるその現状と課題－、北海道住まい・環境教育学会論文報告集第 5 号、1-9 (2007) ・高知の伝統的建築デザイン・材料について学ぶ教育プログラムの提案、四国住教育研究報告集第 5 号、37-46 (2007)
	健康栄養学科	・基礎生物科学 ・基礎生物科学実験 ・基礎食品学 ・基礎食品学実験 ・食品成分と疾病予防 ・食品の栄養素と機能 ・食品機能学実験 ・身近な毒と食品 ・食品衛生学実験 ・食品の鑑別	・Subacute toxicity of mildly oxidized instant noodles in mice., J. Food Lipids, 15, 519-533 (2008) ・Dietary Marine-Derived Tocopherol has a Higher Biological Availability in Mice Relative to Alpha-Tocopherol, Lipids, 44, 133-143 (2009) ・Metabolism of Odd-numbered Fatty Acids and Even-numbered Fatty Acids in Mouse, J. Oleo Sci, 57, 293-299 (2008)

	環境理学科	・生物学通論 ・生物学基礎実験 ・生命科学 ・生命史 ・環境生物学 ・野外実習	・Karyomorphology of <i>Corylopsis glabrescens</i> and <i>C. gotoana</i> endemic to Japan (Hamamelidaceae; Hamamelidoideae): Chromosome Botany, 3, 27-29 (2008) ・Intraspecific polyploidy of <i>Houttuynia cordata</i> and evolution of chromosome number in the Saururaceae, Chromosome Botany, 2, 87-91 (2007) ・Chromosome Evolution in the Laurales based on analyses of original and published data, J. Plant Res, 119, 309-320 (2006)
文化学部	文化学科	・基礎演習 ・土佐地域文化研究 ・フィールド実習 ・地域文化特論 ・言語文化論 ・日本語論 ・日本語史 ・日本語音声学・音韻論 ・日本語言語文化論講読 ・日本語言語文化論演習	・日本語の探求一限りなきことばの知恵-、村山七郎先生生誕百年記念論文集（共著）、琉球語の接触言語的要素に関する考察、北斗書房、237-244（2008） ・声とかたちのアイヌ・琉球史、東アジアにおける琉球語・アイヌ語・日本語諸方言の比較研究（共著）、森話社（叢書・文化学の越境 15）、245-292（2007） ・高知県十和村広瀬方言の立ち上げ詞、方言資料叢刊、9、165-171（2006）
看護学部	看護学科	・看護学総論 ・治療援助論 ・終末期看護援助論 ・総合看護実習	・外来化学療法を受けるがん患者の前に向かう力、日本がん看護学会誌、22(2)、4-13（2008） ・壮年期のがん患者をもつ家族へのケア、家族看護、36、75-82（2008） ・がんプロフェッショナル養成プラン；がん医療で期待される看護師の役割 専門看護師の立場から、小児看護、31、1467-1473（2008）
社会福祉学部	社会福祉学科	・高齢者に対する支援と介護保険制度 ・保健福祉論 ・介護演習 ・社会福祉専門演習 ・福祉研究演習 ・地域福祉活動 ・母子保健論 ・高齢者保健論	・施設任せで積極的にかかわろうとしない家族へのアプローチ、認知症介護、8、131-136（2007） ・家族の痴呆介護実践力の構成要素と変化のプロセス- 家族介護者 16 事例のインタビューを通して-、老年社会科学、26、330-339（2004） ・痴呆性高齢者の家族における介護実践力に関する研究、老年社会科学、25、450-460（2004）
看護学研究科	-	・看護研究と実践 ・こころの発達 ・看護コンサルテーション論 ・小児看護論 ・小児看護対象論 ・小児看護方法論 ・小児看護課題研究 ・小児看護実践演習 ・家族看護ケア研究 ・小児看護ケア研究 ・臨床看護学研究演習	・NICU に入院経験のある子どもを育む家族の発達を支援する取り組み-病院と大学との協働による「赤ちゃん同窓会」の開催-、家族看護、6、105-111（2008） ・Practical application and evaluation of a care model for informing and reassuring children undergoing medical examinations and/or procedures(art2):Methodes of relating and Practical nursing techniques that best bring out the potential of children. Japan Journal of Nursing Science, 3, 51-64（2006） ・家族とのパートナーシップ形成に基盤となる考え方 パートナーシップ形成に向けての家族の医療へ

			の参画-協働への支援、家族看護、4、25-29 (2006)
人間生活学 研究科	生活科学	・人間生活健康情報論 ・人間栄養論	・杖歩行練習に対する視覚的プロンプトの有効性、理学療法科学、23、307-311 (2008) ・脳血管障害片麻痺患者の麻痺側下肢荷重率と階段昇降能力の関連、理学療法科学、23、301-305 (2008) ・脳血管障害片麻痺患者における6分間歩行距離と麻痺側下肢荷重率の関連、理学療法科学、24、3 (2008)
	文化	・地域文化論	・図説「見立」と「やつし」- 日本文化の表現技法-、やつしと歌舞伎、編集 人間文化研究機構国文学研究資料館、八木書店刊、135-145 (2008) ・やつし- 歌舞伎の原点『江戸文学』34、ぺりかん社、147-159 (2006) ・「俄」の現在『土佐史談』第232号、土佐史談会、131-141 (2006)
	社会福祉	・人間生活福祉政策論 ・福祉行財政論	・財政健全化法は自治体を再建するか、第4章 国保財政悪化スパイラルを助長する財政健全化法、自治体研究社、東京、88-99 (2008) ・少子高齢化のもとでの持続的な福祉システムの方角- 制度改革の動向と問題点-、中小商工業研究、88、31-44 (2006) ・改訂版 少子高齢社会の福祉経済論、中央法規出版、東京、全208 (2006)
健康生活科学 研究科	生活科学	・生活科学特別研究 ・栄養生理論	・Subcellular Distribution and Analysis of Technetium-99m-MIBI in Isolated Perfused Rat Hearts. J Nucl Med, 49, 1336-1344 (2008) ・イスラム教徒の断食による生活リズムの変化が食習慣および睡眠にもたらす影響～日本人の生活習慣病予防への一考察～、微量栄養素研究、25、100-107 (2008) ・海洋深層水から精製した海水由来の新素材- トレハロース/ミネラル複合体の血漿マグネシウム回復および血糖低下作用-、微量栄養素研究、25、114-121 (2008)
	看護	・看護学特別研究 ・看護科学と理論 ・看護科学と研究 ・家族看護論	・慢性疾患患者の家族が有する「家族マネジメント力」測定スケールの開発：家族看護学研究、13、81-92 (2008) ・若年性パーキンソン病患者の家族の病気と共に生きる構え、家族看護学研究、14、21-30 (2008) ・患者と家族の間に生じる認知的不協和を緩和するための看護の方略、家族看護学研究、12、133-143 (2007)
	社会福祉	・社会福祉学特別研究 ・精神障害者福祉論	・精神保健福祉士のための地域生活支援活動モデル、金剛出版、東京、全190 (2007) ・統合失調症の治療、生活保障のための法規（編集 佐藤光源・丹羽真一・井上新平）、朝倉書店、東京、164-166 (2007) ・改訂 精神保健福祉援助演習、第1章 演習の方法（編集 住友雄資・田中英樹・谷中輝雄）、中央法規出版、東京、9-48 (2008)

【分析結果とその根拠理由】

担当する授業の内容と密接に関係する研究活動が行われており、研究成果は授業内容に反映されている。また、これらの状況は各学部の年次報告書で公表されている。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教育課程の展開に必要な教育支援者である事務職員は、資料3-4-①-1、別添資料3-4-①-1のとおり配置されて、それぞれの所管事務を担当している。

資料3-4-①-1：事務職員等配置表

(単位：人、平成21年4月1日現在)

キャンパス	部課室名	常勤職員数	非常勤職員数
永国寺	事務局	2 (0)	0
	改革推進室	3 (0)	1
	総務企画課	14 (2)	2
	学生課	11 (2)	7
	図書情報課	3 (2)	2
	その他		3
池	池事務室	8	5
合計（延べ人数）		41 (6)	16

カッコ内の数は併設する高知短期大学の職員が兼任している人数（内数）

事務職員には大学プロパー職員はおらず、全て県職員が人事異動によって配置されている。このため県の行政改革のもと、職員配置に制限があり、職員が担当すべき作業を、助手を含む教員が担うことによって、支援業務が維持されている。事務職員はすべて人事異動により、定期的に交替している。

助手、TA等の教育補助者は必要に応じて配置され（資料3-4-①-2）、それぞれの配置目的に応じた役割を果たしている。

資料3-4-①-2：助手、TA等の教育補助者配置表（平成20年度）

(単位：人、時間)

学部名	学科名	助手	ティーチングアシスタント			その他の補助職員等
		配置数	配置数	時間数	主な業務	
生活科学部	生活デザイン学科	0	57	404	住居設計実習	非常勤教育職員1人
	健康栄養学科	5	0	0		
	環境理学科	2	0	0		
文化学部	文化学科	0	0	0		事務補助 2人
看護学部	看護学科	0	148	1,276	看護技術の演習等	事務補助 1人
社会福祉学部	社会福祉学科	0	0	0		事務補助 1人
合計		7	205	1,680		

助教制度の施行に伴い、授業を担当する教員体制を充実させることを目的として、ほとんどの助手を審査した上で助教に昇任させた。このため、専門教育のための教員体制は充実したが、技術職員を配置しておらず、TAの配置も限定的なため、助教に昇任前の業務の一部を引き続き担当させている。

【分析結果とその根拠理由】

事務職員は、多くの業務を兼務している者や非常勤職員等が多く、また人事異動によりスキルを有する職員の交替があり、支援体制は十分であるとは言えない。

教育補助者としての助手及びTAの配置は、実験、実習系科目を中心として配置されており、配置されている授業科目等においては学生の教育支援に有効な役割を果たしているが、TAを中心とした教育補助者の配置の拡大・充実が必要である。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・少人数教育を保証するための教員体制が充実している。
- ・優れた実績を上げた教員を処遇するための給与上の制度が設けられており、一部はすでに運用されている。
- ・大学院では、複数の領域の教員による集団的研究指導体制が組まれている。

【改善を要する点】

- ・事務職員の人数が少ないため兼務が多く、定期的な人事異動もあるため、事務職員のスキルアップが課題になっている。
- ・教員の自己評価を基本とした教員評価制度は整備・運用されてきたが、組織的な教員評価制度は施行が開始されたばかりであり、今後、評価基準を一層明確にして定着させ、制度の実効性を高めていくことが必要である。

（３）基準3の自己評価の概要

本学では、全ての学部において、教員組織の最小単位を学科とし、科目編成及び科目内容の決定に関わる階層的組織を構成し、学部長の責任のもとで運営する教授会が最終責任を負う体制を構築している。各学科では、専任教員を学科目制に準じた形で配置している。教員配置数は、学部・学科に関する大学設置基準及び学科等に設置する課程の基準を満たしている。

教員の採用基準として「高知女子大学人事選考基準」を、教員の採用手続きとして「高知女子大学の教員人事に関する規程」を制定し、教員選考の基本方針、選考基準及び手続きを明確にしている。この規程に基づき、学部ごとに当該学部の実状及び専門分野の特性に応じた具体的な選考基準及び選考手続き・方法を定めた細則を制定している。教員採用は原則公募とし、積極的に外部からの人材の確保に努めるとともに、採用選考においては、教育上の指導能力を重視して評価している。教員の昇任審査においても、採用と同等以上の基準・手続きに基づき審査を行っている。

教員の諸活動の自発的活性化に役立てるため、平成15年度から全教員が「2年間の活動計画」を作成して学部長に提出し、計画に基づき活動を行っている。平成20年度には、「2年間の活動計画」を基礎資料として、教員の力量や活動水準の向上を目的とした教員評価制度の試行を行った。以上のように、教員自身による自己点検評価・計画と教員評価制度を組み合わせることにより、個々の教員の活動に対するPDCA（計画－実施－点検－対策）

サイクルが確立しつつある。また、平成14年度から実施を開始した学部学生による授業評価は、教員自身による自己点検評価・計画の作成に活用される形でこのサイクルの中に組み込まれている。

教育内容と関連する研究活動が、すべての部局等において十分に行われており、これらは公表されているシラバスと各学部の年次報告書との照合によって確認できる。

事務職員は、教育課程を展開するのに必要な業務に配置されているが、県職員として人事異動による交替が定期的にあるため、大学職員として長期計画に基づいてスキルを向上させるにあたって障害となっている。

TA等の教育補助者についても、実験、実習系科目を中心として配置されており、学生の教育支援に有効な役割を果たしているが、配置の拡大・充実が必要である。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などのアドミッション・ポリシーが各学部で定められている（別添資料 4-1-①-1）。また、アドミッション・ポリシーは学生募集要項（別添資料 4-1-①-2）に掲載しており、ホームページでも常時公開している。

(<http://www.kochi-wu.ac.jp/nyushi/2009/gakubu/21adpolicy.htm>)

さらに、オープンキャンパスや、進学説明会、高校生対象の入試説明会などの機会を通じて志願者及び関係者への周知を行っている。なお、2011 年版の大学案内からアドミッション・ポリシーを掲載する予定である。

次に、本学の入学者受入方針を具体的に示すため、学生募集要項に「採点評価基準・合否判定基準」（別添資料 4-1-①-3）、小論文を含む全ての入試問題に関して、「出題の意図・採点評価基準」（別添資料 4-1-①-4）を作成し、いずれもホームページでも公開している。（<http://www.kochi-wu.ac.jp/eg/past.htm>）

また生活科学部は受験生からの質問に個別に回答を行うほか、ホームページでも公開し、受験生が十分な情報を得た上で出願できるよう努めている。（<http://www.cc.kochi-wu.ac.jp/~rigaku/guide/qanda.html>）

各研究科は、入学者選抜に関する基本方針はアドミッション・ポリシーという形式では公表していないが、各学部と同様に学生募集要項に「採点評価基準・合否判定基準」を掲載するとともに、「出題の意図・採点評価基準」を作成して、いずれもホームページでも公開することで、アドミッション・ポリシーに代えている。

また、各研究科では県内及び全国の医療施設、社会福祉施設、教育機関に対して、大学院案内と大学院学生募集要項を送付して、学生だけでなく、関係施設や機関にも、大学院の教育内容や求める学生像の周知を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学部のアドミッション・ポリシーは学生募集要項及び、ホームページで積極的に公表し、受験生が本学の教育目的を理解した上で本学を志願できる環境を整えている。

そして「採点評価基準・合否判定基準」と「出題の意図・採点評価基準」をホームページなどで公開し、より具体的な本学の入学者受入方針を明示している。以上から、教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されている。

観点 4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

基本的な選抜方針として、理解力、知識、思考力、分析力を有し、本学で学ぶ強い意欲を持ち、それぞれの学科の特性に応じた学生確保を目指している（別添資料 4-1-①-1）。それを実現するために、アドミッション・

ポリシーに従い、筆記試験のみに依存することなく、大学入試センター試験、個別学力検査、小論文、面接などを組み合わせて多面的な評価に基づく入学者選抜を実施している（資料４－２－①－１、別添資料４－２－①－１）。

資料４－２－①－１：各入試形態における選抜方法

入試形態	学科	選抜方法
ＡＯ入試	環境理学科	自己推薦書、調査書、面接
	文化学科	志願動機書、小論文、討論、面接
推薦入試	生活デザイン学科	調査書、面接
	健康栄養学科	調査書、面接
	環境理学科	調査書、小論文、面接
	文化学科	調査書、小論文、面接
	看護学科	調査書、小論文、面接
	社会福祉学科	調査書、面接
個別学力試験（前期）	生活デザイン学科	センター試験（４教科４科目）、総合問題
	健康栄養学科	センター試験（４教科４科目）、面接
	環境理学科	センター試験（３教科４科目）、総合問題
	文化学科	センター試験（３教科３科目）、小論文
	看護学科	センター試験（５教科５科目）、小論文、面接
	社会福祉学科	センター試験（３教科３科目）、面接
個別学力試験（後期）	文化学科	センター試験（３教科３科目）
	看護学科	センター試験（３教科３科目）、面接
	社会福祉学科	センター試験（１教科１科目）、面接
私費外国人留学生	環境理学科	日本留学試験、小論文、面接
	文化学科	日本留学試験、小論文、面接
	看護学科	日本留学試験、小論文、面接
	社会福祉学科	日本留学試験、面接
編入学試験	生活デザイン学科	小論文、面接
	環境理学科	小論文、面接
	文化学科	小論文、面接
	看護学科	専門科目（看護学）、面接
	社会福祉学科	小論文、面接
大学院入学試験	看護学研究科	英語、専門科目、小論文、面接
	人間生活学研究科	小論文、口述試験、研究計画書
	健康生活学研究科	英語、小論文または口頭発表、口述試験

【分析結果とその根拠理由】

学科の特性に応じた選抜方法が採用されており、小規模大学の特性を生かして、小論文、面接等において丁寧な選抜が行われていることから、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断できる。

観点４－２－②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

組織としては、入学試験制度のあり方に関する問題点を検討し改善する全学の入試委員会（別添資料4-2-③-1）、問題作成や、問題印刷、人員の配置などの入学試験の実施を担当する各学部及び大学院の入試実施委員会（別添資料4-2-③-2）が設置されている。各学部の入試実施委員会には、出願資格の有無などの入学資格審査を行うための入学資格審査部会（別添資料4-2-③-3）が置かれている。また、大学入試センター試験を円滑に実施するためセンター試験部会（研究科を除く）（別添資料4-2-③-4）が設置されている。入試事務は学生か入試担当職員が行っている。これらの委員会や部会等の統括は学生部長が行っている。

出題ミスを防ぐため、各学部の入試委員会、その学部以外入試実施委員が加わった問題検討会議、学部長の3段階のチェック体制を採っている。また、入試に関する業務は、「入学試験採点マニュアル」「合格者判定会議資料作成マニュアル」「作業進行確認票」といった各種マニュアルに従って進められている。

このチェック体制とは別に、入試委員会の委任を受けて入学試験の監査を行なう入試監査委員会（別添資料4-2-③-1）を各学部と大学院に設置している。

入学試験に係わる全ての教職員が問題点に気づいた場合は、その問題点を入試実施要領の最後のページに記入するようにしており、直ちに対応が必要な改善は即座に行い、検討が必要なものは入試実施委員会や入試委員会で対応している（別添資料4-2-③-5）。

また、入学試験の結果は受験生本人に情報公開している（別添資料4-2-③-6）。

【分析結果とその根拠理由】

入学試験制度の問題点などを検討・改善する組織（入学試験委員会）と、入学試験を実施する組織（入学試験実施委員会）が分かれており、より公正な入学試験の実施が可能となっている。さらに、過誤のないように入試監査委員会も別組織とし、入学試験の厳密な監査を実施している。また入学試験の実施や合格判定がマニュアルに従って適正に進められていることから、実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断できる。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

学生の受入状況は、各学部、学部入試実施委員会が検証を行う。また問題があれば、学部・学科が入試委員会

に提案し、協議の上、改善する体制になっている。平成 19 年度は、2 回の入試委員会が開かれ、入試実施委員会規程の改定や、高等学校進路指導担当説明会のあり方や、入試制度の改善などが審議されている（別添資料 4－2－④－1）。

本学の「求める学生」を受け入れているかどうかという検証は、学力、適性などを長期的視点から見て、大学教育全体で行う必要があり、大学全体の教育方針に照らして、自己点検されるものである。そのために退学率（資料 4－2－④－1）や資格試験の合格率（資料 6－1－②－3）の把握、卒業後の進路の調査（別添資料 6－1－④－3）（<http://www.kochi-wu.ac.jp/eg/feid.htm>）、卒業前の学生による教育目標に対する自己評価、卒業時の学生の満足度調査を行っている。また、健康栄養学科、看護学科、社会福祉学科の専門職を養成する学科では、卒業後の進路として専門性を活かした職業を多くの学生が選択していることから、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われていると解釈できる。

資料 4－2－④－1：年次別学部別 退学者率

(単位：%)

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生活科学部	生活デザイン学科	1.0	1.0	1.1	2.0
	健康栄養学科	1.1	1.1	1.1	0.0
	環境理学科	1.0	0.0	3.8	3.3
	小計	1.0	0.7	1.9	1.8
文化学部	文化学科	2.0	2.9	3.3	2.0
看護学部	看護学科	0.6	0.0	0.5	1.6
社会福祉学部	社会福祉学科	0.0	0.0	0.0	0.0
全学		1.1	1.3	1.9	1.6

研究科では、志願者が出願するにあたって、指導を希望する教員と予め連絡をとることを勧めており、大学院入学試験に関してのみではなく、研究テーマや、仕事と学業との両立、あるいは研究科を修了後の進路等も含めた相談体制を採っている。さらに、入学者選抜の改善が必要な場合には、各領域教員の検討、研究科入試委員会の審議を経て、研究科委員会、大学院及び全学入学試験委員会に対策を検討している（別添資料 4－2－④－2）。

【分析結果とその根拠理由】

各学部、もしくは学部入試実施委員会による入学試験の検証と、それを踏まえての問題提起を受けて、全学の入試委員会で改善が行われる体制が整えられており、その体制が機能していると考ええる。

アドミッション・ポリシーや教育目標に従って「求める学生」を受け入れているかという視点からは、卒業前の学生による教育目標に対する自己評価、卒業時の学生の満足度調査を行っている。調査からは一定の満足度が得られており、この点からもアドミッション・ポリシーに適った選抜ができていると判断できる。

また、健康栄養学科、看護学科、社会福祉学科の卒業後の進路において専門性を生かした職業に就職しており、その点からはアドミッション・ポリシーに適合した学生を選抜できていると判断できる。

研究科においては入学前から、研究や将来のキャリアまで含めた相談を行い、教育目標に沿った学生の受け入れに努めている。

観点 4－3－①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の

適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

入学定員と実入学者数との関係は以下の通りである。

資料 4－3－①－1：入学定員と実入学者数

学部、研究科名	学科、専攻名	試験種別	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
			入学定員	実入学者	入学定員	実入学者	入学定員	実入学者	入学定員	実入学者
生活科学部	生活デザイン学科	推薦一般	3	3	3	3	4	4	4	5
		推薦専門	1	0	1	1	－	－	－	－
		一般前期	16	18	16	18	16	20	16	18
		3 年次編入	2	0	2	1	2	2	2	0
		合 計	22	21	22	23	22	26	22	23
	健康栄養学科	推薦一般	4	4	4	4	4	4	4	4
		一般前期	16	17	16	16	16	17	16	18
		合 計	20	21	20	20	20	21	20	22
	環境理学科	推薦一般	3	2	3	2	3	3	3	1
		AO 入試	2	1	2	5	3	4	3	6
		一般前期	15	14	15	15	14	23	14	16
		3 年次編入	2	0	2	0	2	0	2	0
		合 計	22	17	22	22	22	30	22	23
文化学部	文化学科	推薦一般	20	20	20	20	20	20	20	20
		AO 入試	－	－	－	－	－	－	5	6
		一般前期	50	64	50	73	50	61	45	61
		一般後期	10	2	10	2	10	4	10	0
		3 年次編入	5	2	5	0	5	3	5	0
		合 計	85	88	85	95	85	88	85	87
看護学部	看護学科	推薦一般	10	11	11	11	11	11	11	11
		一般前期	26	28	30	31	30	31	30	28
		一般後期	4	4	4	3	4	4	4	6
		3 年次編入	4	4	4	4	4	4	4	4
		合 計	44	47	49	49	49	50	49	49
社会福祉学部	社会福祉学科	推薦一般	9	9	9	9	9	10	9	10
		推薦専門	1	1	1	1	1	1	1	0
		一般前期	17	20	17	19	17	17	17	14
		一般後期	3	3	3	5	3	5	3	6
		3 年次編入	3	3	3	3	3	1	3	2
		合 計	33	36	33	37	33	34	33	32
看護学研究科	看護学専攻	一般	10	11	10	17	10	12	10	16
人間生活学研究科	人間生活学専攻	一般	18	10	18	12	18	10	18	10
健康生活科学研究科	健康生活科学専攻	一般	6	8	6	7	6	10	6	7

学部においては、実入学者数が、入学定員を大幅に超えたり、大幅に下回る状況にはなっていない。しかし、平成 18 年度環境理学科において、入学定員 20 名（3 年次編入除く）に対して実入学者数が 17 名になったことが

ある。これに対して入学者の意識調査を含む原因分析を行い、入学試験対象科目を削減する対応をしたところ、実入学者数は平成 19 年度入試では 22 名、平成 20 年度入試では 30 名に回復した。

大学院においても、実入学者数が、入学定員を大幅に超えたり、大幅に下回る状況にはなっていない。しかし、人間生活学研究科は入学定員 18 名のところ、過去 5 年間の実入学者数の平均 12.8 人に留まっており、今後定員確保のための取り組みが必要である。そこで、①これまでの入学者の職業・勤務先・入学動機・修論テーマ・出身地等の、属性分析等を行うこと、②複合領域指導や合同研究指導など、研究指導体制を充実し、優れた修士論文作成を適確に援助すること、③修論等による研究成果を学会等に積極的に発表すること、④修了者追跡調査を行い、修了後の活躍情報を把握・整理すること、⑤①～④に基づいて、入学の可能性のある職域・対象者等を中心に、研究科の優れた点を解説する説明会等を開催するなど、適確な広報活動を行い、入学者の確保を目指している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の学部、研究科全体における入学定員充足率は 0.7～1.3 倍の間に収まっており、適正な実入学者の確保が行われている。全体としては、実入学者の減少に際しても有効な対策を打つことができていると判断できる。しかし人間生活学研究科は長期間定員割れの状態が続いており、PR 活動のみでなく、対象者の見直し、開講日である土・日・祝日の事務対応の充実、カリキュラムの有効性の検討といった対策を検討し、当該研究科の実入学者数を回復することが今後の課題となる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ①入学試験における公正な選抜と、過誤への対策のためにマニュアルを完備し、確実に実施されている。さらに、入学試験に係わる全ての教職員が気づいた改善点を反映でき、より信頼度の高い入学選抜にするための改善が続けられている。

【改善を要する点】

- ①人間生活学研究科では定員割れの状態が続いており、カリキュラムや教育内容を分析し、充実していくことが必要である。

(3) 基準 4 の自己評価の概要

各学部・研究科ではアドミッション・ポリシーを作成し、ホームページで公表するとともに、進学説明会、入試説明会等で志願者をはじめ関係者に周知している。また入学者受入方針を具体的に示すため、全ての入試問題の「採点評価基準」「出題の意図」を公表している。そして入学者受入方針に沿って、大学入試センター試験、個別学力検査、小論文、面接、調査書の評定平均値などを組み合わせ、学科の特性に合った多様な評価方法を探り、本学の「求める学生」の確保に努めている。

また、公正な選抜試験を実施し、過誤による受験生に対する不利益が生じないように、マニュアルを完備し、監査委員会を設けて、実施上の誤りを防ぐ仕組みを構築している。さらに、毎回、改善を積み重ねる仕組みをつくり、改良を重ねている。

各学部では入学定員を守り、定員数は確実に確保できている。実質倍率は選抜機能が働く 2 倍以上であり、「求める学生」が確保できている。しかし人間生活学研究科において定員割れの状態が続いている。PR 活動による入学者確保は行われているが、現在のカリキュラムを見直し、充実していく必要がある。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-①: 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

本学の教育課程は学則に基づき、全学部共通の共通教育と各学部の教育目的を基にした専門教育の2つで編成している(資料5-1-①-1)。

共通教育の主体は1～2年次であるが、4年間を通して学習できるように編成している。共通教育科目は、現在、土佐学科目群、女性学科目群、教養科目群(人文科学系、社会科学系、自然科学系)、情報科目群、健康スポーツ科目群、教養セミナー群、外国語科目群の7科目で構成されている。この中で本学の特色となる土佐学科目群と女性学科目群は、地域社会の要請に基づき平成17年度に新設され、また外国語科目群における英語科目は、コミュニケーション能力の養成を主眼として能力別クラスで受講する「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」に平成17年度に再編成されている(別冊資料3-3-①-1)。

本学は永国寺と池の2キャンパスに分かれているが、殆どの共通教育は、永国寺キャンパスで実施されている。1回生については、木曜日が共通教育受講日となっており、池キャンパスの看護学部と社会福祉学部の1回生は、木曜日に永国寺キャンパスへ移動して共通教育科目を受講している(別添資料2-1-②-3、4)。

資料5-1-①-1 教育課程の編成(学則第17条～第21条)

(教育課程)

第17条 本学の教育課程は、第1条の目的を達成するために必要な授業科目を置き、配当年次等を考慮して編成する。

2 前項の授業科目は、共通教育科目、専門教育科目、教職に関する専門教育科目及び資格に関する専門教育科目とする。

(共通教育科目)

第18条 共通教育科目については、次に掲げる区分ごとに、第25条に規定する履修規程によるものとする。

- (1) 土佐学科目
- (2) 女性学科目
- (3) 教養科目
- (4) 情報科目
- (5) 健康スポーツ科目
- (6) 教養セミナー
- (7) 外国語科目

2 前項第3号の教養科目は、次に掲げる系列に区分するものとする。

- (1) 人文科学系
- (2) 社会科学系
- (3) 自然科学系

(専門教育科目)

第 19 条 各学部属する学科の専門教育科目については、第 25 条に規定する履修規程によるものとする。

(教職に関する専門教育科目)

第 20 条 教職に関する専門教育科目については、第 25 条に規定する履修規程によるものとする。

(資格に関する専門教育科目)

第 21 条 資格に関する専門教育科目については、第 25 条に規定する履修規程によるものとする。

各学部は、それぞれの教育目的を達成するために必要な授業科目（専門教育科目）を開設している。学年の進行に伴って専門教育科目の比率が高まり、基礎から専門まで段階的に学び、さらに卒業論文・研究により問題解決能力を修得するカリキュラムを実施している（別添資料 5-1-①-1～6、別冊資料 5-1-①-1）。

例えば看護学部では、看護の専門的知識に関しては、10 領域で専門科目群、また、基礎看護学や総合看護領域科目で知識を統合し、ヒューマニズムを礎として豊かな人間性・創造性を持った看護者の養成が可能となる教育課程を編成している。さらに看護師・保健師・助産師国家試験受験資格を取得できる教育内容を整え、履修モデルを定めている（別添資料 5-1-①-7）。

【分析結果とその根拠理由】

学部教育は、共通教育と専門教育が相互に補完し合い、授業科目を基礎から専門へとさまざまな分野の科目を体系的に配置し、学則で定めた目的を最大の使命としたカリキュラムを編成している。特に、共通教育科目では、高知県の歴史・文化・経済・自然・健康・福祉などを重視した土佐学、高知女子大としての特色を出した女性学を配置している。

各学部は、その教育の目的や授与する学位に照らして、共通教育科目と専門教育科目を体系的に編成している。以上から、全体として教育課程を体系的に編成している判断する。

観点 5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

教育内容に最新の研究成果を取り入れ、学術や社会の動向を反映させた教育課程を編成する努力を行っている。

例えば、看護学部では、専門看護師や特定領域のスペシャリスト看護師などを講師として招いた「最新実践看護講座」で、最新の実践的知識と技術を学ぶことができるように工夫している。各看護学領域で「看護の動向と課題」を開講し、最新の研究成果を取り込んだ授業を行っている（別冊資料 3-3-①-1）。

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応して、本学では自由科目制度、インターンシップ制度、他大学との単位互換制度、編入学生制度などを設けている。

自由科目：広い学問的視野を養うこと、大学資源の有効活用を目的として、他学部・他学科の授業科目も履修することができる自由科目制度を全学部で設けており、それを全学が卒業要件としている（資料 5-1-②-1）。

資料 5-1-②-1 全学の卒業要件（学則第 26 条）

（卒業要件）

第 26 条 本学の卒業の認定を受けるに当たっては、4 年以上在学し、前条に規定する履修規程に掲げる授業科目のうちから、次の表の学部及び学科の区分に応じて、当該履修規程に掲げる授業科目について同表に定める単位以上を修得しなければならない。

区 分			生活科学部						文化学部		看護学部		社会福祉学部	
			生活デザイン学科		健康栄養学科		環境理学科		文化学科		看護学科		社会福祉学科	
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
共通教育科目	外国語科目 (必修)	英語	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		英語以外の外国語							4					
	土佐学科目 女性学科目 教養科目 情報科目 健康スポーツ科目 外国語科目 (選択) 教養セミナー		2	16		18		18		17		14		16
	専門教育科目		37	51	72	22	52	34	10	79	107		38	56
	自由科目		10		4		12		6		4		6	
	合計		124		124		124		124		133		124	
	備考 自由科目は、共通教育科目及び専門教育科目（他学部又は他学科のものを含む。）のうちから選択して履修するものとする。													

インターシップ：生活科学部と文化学部では、企業実習という科目でインターシップ制度を導入している。インターンシップは学生の自己分析や企業研究、自己PRの習得、また社会人との交流による学生の社会化の役割を果たしている。着実に履修学生が増えており、定着してきている（資料 5-1-②-2）。

資料 5-1-②-2 インターンシップ受講者数

(単位：人)

	官公庁	民間企業	合計
平成 17 年度	33	55	88
平成 18 年度	28	66	94
平成 19 年度	41	66	107

他大学との単位互換：高知大学、高知短期大学、高知学園短期大学の 3 大学と単位互換協定（別添資料 5-1-②-1～3）を結び、特別聴講学生として相互に受け入れている（資料 5-1-②-3、4）。

資料5-1-②-3 単位互換実績数 派遣

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	人数	科目数	人数	科目数	人数	科目数	人数	科目数
高知大学	10	14	1	1	5	6	3	3
高知短期大学	8	8	2	3	2	2	1	2
高知学園短期大学	0	0	0	0	0	0	0	0
計	18	22	3	4	7	8	4	5

※人数は実数、科目数は延べ数

資料5-1-②-4 単位互換実績数 受入

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	人数	科目数	人数	科目数	人数	科目数	人数	科目数
高知大学	2	2	3	3	3	3	1	1
高知短期大学	5	12	7	16	9	24	18	30
高知学園短期大学	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	14	10	19	12	27	19	31

※人数は実数、科目数は延べ数

編入学制度：3年次編入学制度を採り入れているのは、生活科学部生活デザイン学科（定員2名）・環境理学科（定員2名）、文化学部（定員5名）、看護学部（定員4名）である。入学時の既修得単位認定に加え、学年担当教員による個別履修相談を行い、編入学生の個別ニーズに配慮している。看護学部では、既修得単位認定の申し合わせ事項を定め、卒業に必要な単位について87単位を上限に認定できることにしている（別添資料5-1-②-4、5）。

【分析結果とその根拠理由】

自由科目制度、インターンシップ制度、他大学との単位互換制度、編入学生制度を設けて学生の多様なニーズに対応するものとしている。また、研究活動の成果や学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した授業の内容を提供していると判断できる。

観点5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では単位の実質化を図るために、祝日などで開講できなかった月曜日の授業日を、余裕のある他の曜日に振り替えることで授業開講数の確保を行っている。その他、休講の場合は補講を実施することとし、単位認定の根拠となる授業回数を確保することに努めている（別添資料5-1-③-1）。

また、平成20年度からシラバスの内容充実を図り、到達目標や講義内容、参考図書などを示すコメントや、成績評価に関わる情報をシラバスに明記することに努めている。

履修登録した授業科目について十分な自主学習ができるよう、平成21年度から全学でオフィスアワーを設定している。この情報をシラバスに掲載して、科目担当教員や学年担当教員による履修相談・指導を行っている。

社会福祉学部ではGPA制度を平成21年度から導入している。このGPA制度は、進級の可否や卒業条件に用いるのではなく、配属実習を行う判断基準として学生が履修した科目の成績の平均値（GPA）を採用している。

これは配属実習を行うにあたって事前学習を重視することで、配属実習の単位の実質化を図るものである（別添資料5－1－③－2）。

【分析結果とその根拠理由】

単位の実質化への配慮として、授業日数の確保は実現できている。また、シラバスの内容の充実、オフィスアワーを実施し、学生の自主学習の支援を行っている。GPA制度については、一部の学部で導入され、単位の実質化に寄与している。以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断できる。

観点5－2－①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

講義、演習、実験・実習科目の組み合わせについては、学科の性格によって、その比重の置き方が異なる（資料5－2－①－1）。専門科目の配分と配置については学科の特性に応じて講義と演習、実験・実習の比率は異なるが、目標の達成のために計画的に配分されている。

資料5－2－①－1 平成20年度の科目数比率

学部	学科	講義	演習	実験・実習
生活科学部	生活デザイン学科	63.2%	10.5%	26.3%
	健康栄養学科	63.0%	1.1%	35.8%
	環境理学科	72.4%	2.6%	21.1%
文化学部	文化学科	70.2%	26.0%	3.9%
看護学部	看護学科	56.0%	34.6%	9.4%
社会福祉学部	社会福祉学科	65.9%	27.1%	7.1%

【分析結果とその根拠理由】

講義と演習、実験・実習の配分比率が各学科の特性に応じて計画的に配分されており、適切な配慮がなされている。以上のことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫が行われていると判断している。

観点5－2－②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバス作成にあたっては、教務委員会が、平成20年度から全学統一形式の現行シラバスに変更した。教務委員会が全学的な観点から教育課程の編成の主旨を明確にし、具体的なシラバスモデル（別添資料5－2－②－1）を検討、全教員にそれらを提示した上で、シラバス執筆に取り組んでいる。

全学統一形式の導入時には、授業内容が読み取れない、到達目標が曖昧、授業時間外の学習方針が示されてい

ない、参考図書の紹介がないといったシラバスも散見されたが、平成 21 年度からは、その問題点は徐々に解消され、学生に必要な情報が掲載されるようになってきた。

なお、シラバスは年度当初のオリエンテーションで学生全員に配布され、平成 21 年度からはホームページ (<http://www.kochi-wu.ac.jp/student/syllabus/index.htm>) でも公開されている。

【分析結果とその根拠理由】

平成 21 年度からは、必要事項が盛り込まれた全学統一形式でシラバスが作成され、全学生に配布されているのに加え、ホームページでの閲覧も可能になった。このことから適切なシラバスが作成され、学生が活用できる状態であると判断する。しかしホームページでのシラバス公開は始めたばかりであるため、今後、さらに学生が利用しやすいように修正していく。

観点 5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

図書館を開放し、希望する学生の大学内での自主学習に配慮している（資料 8-2-①-1）。また、学生自習室や学生研究室にパソコンや専門書などを備えているほか、実習室や LL 教室、情報処理室なども開放しており、自主学習の環境を提供している（別添資料 7-2-①-1）。

本学は少人数制のメリットを活かし、基礎学力不足の学生には、学年担当教員や学部学生委員会、学部教務委員会、オフィスアワーの設定など、重層的に支援する体制をつくり、履修相談を含めた各種相談に応じている。そして、各学部はその実状に沿って基礎学力不足の学生に組織的に対応している（別添資料 5-2-③-1）。

【分析結果とその根拠理由】

学生のための自主学習に必要な施設（図書館、自習室、ゼミ室など）を整備している。また、基礎学力不足の学生には、学年担当教員などが履修相談を含めた各種相談を実施しており、各学部の実状に沿って組織的に行うことより、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断している。

観点 5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実

施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準や卒業認定基準は、学則第 23 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条（資料 5-1-②-1、資料 5-3-①-1）と「学修評価規程」（別添資料 5-3-①-1）に定めている。これらは学生全員に入学時に配布される「学生便覧」に記載され、オリエンテーション等で説明されており、全学生に周知されている。また、各教科の単位認定に関する評価方法はシラバスに記載され、全学生に周知されている。評価の観点と比重は数値でシラバスに示している。

卒業論文・卒業研究は、各学部とも発表会・報告会などを開催しており、1 年間の学習状況、発表会での発表内容、論文を総合して評価している。

卒業認定は、3 月上旬に卒業判定のための教授会で審議・判定している。

資料 5-3-①-1 成績評価基準や卒業認定基準（学則第 23 条、第 27 条、第 28 条）

（学修の評価）

第 23 条 授業科目の学修の修了及び成績は、試験又はこれに代わるべき方法による。

2 前項の試験は、各学期の終わりに行うほか、臨時に行うことができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、学修の評価に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

（卒業の認定）

第 27 条 卒業の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。

（学位の授与）

第 28 条 学長は、前条の規定により卒業を認定された者に対し、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位は、次のとおりとする。

学 部	学 科	学 位
生活科学部	生活デザイン学科	学士（生活デザイン学）
	健康栄養学科	学士（健康栄養学）
	環境理学科	学士（環境理学）
文化学部	文化学科	学士（文学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）
社会福祉学部	社会福祉学科	学士（社会福祉学）

【分析結果とその根拠理由】

学生に対して成績評価、単位認定、卒業認定は、「学生便覧」に記しており、年度初めのオリエンテーションで説明している。授業科目の単位認定に関する評価方法はシラバスに示している。以上から、成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が周知されていると判断している。

観点 5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

成績評価の正確さを担保すると同時に、成績評価について学生と教員を合意に導くことを目的に「成績に関する学生の疑義への対応について（申し合わせ）」（別添資料 5-3-②-1）を定め、平成 21 年度から運用を開始している。なお、この申し合わせは、学年初めのオリエンテーションで学生に配布する「学生便覧」に掲載し、周知している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価に対する学生の疑義への対応制度を平成 21 年度から運用を開始した。これにより、成績評価等の正確さを担保するための措置を講じているが、有効に機能しているかについては今後検証する必要がある。

<大学院課程>

観点 5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

本学の大学院では、各研究科の人材養成に関する目的を達成する教育課程を体系的に編成している（別添資料 5-4-①-1～4）。

看護学研究科（修士課程）では、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学の分野における研究能力や看護専門職に求められる高度な能力を養うために、家族看護学・精神看護学・在宅老人看護学・がん看護学・小児看護学・看護管理学・臨床看護学の領域を配し、専門看護師養成コース、専門看護管理者養成コース、研究者養成コース、実践者養成コースを編成している（別添資料 5-4-①-5）。特に、専門看護師（CNS）教育課程では日本看護系大学協議会の事業である専門看護師教育課程認定制度に基づき審査を受け、専門看護師教育課程として認定を受けている。各専攻領域の必須科目（実践演習を含む）を修得することで、CNSを目指す看護職者の高度な能力を培っていくための教育課程が編成されている。

人間生活学研究科（修士課程）では、複数の領域にわたる広い学識を身につけ、生活環境、社会福祉、文化の面から、地域発展のシステムづくりを計画・遂行することができる高度専門職業人を養成するための教育課程を編成している。文化領域、生活科学領域、社会福祉領域の 3 領域から構成され、それぞれ学位を授与している（資料 5-4-①-1）。教育課程は、人間生活に対する学問的視座の涵養と研究遂行のための実践的能力の養成のための共通科目、人間と人間生活を取り巻く環境の関わりを、食と栄養（内部環境）、住・衣・環境（外部環境）の両面から捉えて考察するための生活科学領域科目、人間生活を支える福祉的援助システムの構築を目指すための社

会福祉領域科目、多様な人間生活が生み出す文化の態様の把握と文化的豊かさの実現を目指すための文化領域科目、担当教員の指導のもとで研究を行う研究指導科目で構成されており、授与される学位と教育目標を達成できる教育課程となっている（別添資料5-4-①-6）。

健康生活科学研究科（博士後期課程）では、健康生活に関する学術と研究を推進し、その深奥を究め、自立して研究活動を行う専門能力を養うための教育課程を編成している。看護学領域、生活科学領域、社会福祉学領域の3領域から構成されており、それぞれ学位を授与している（資料5-4-①-1）。博士論文の作成支援のための研究指導科目群と、各領域の理論等を教授する領域研究支援科目群があり、これらに加え、複眼的に健康課題の展開と研究能力を養う専攻共通科目群から編成されている。授与される学位に適した専門性を探求する科目と専門領域で自立して研究を企画推進する能力を養う科目、学際的な視点から現象を捉え探求していく能力を養う科目から編成されており、授与される学位と教育目的を達成できる教育課程となっている（別添資料5-4-①-7）。

資料5-4-①-1 大学院学位規程 第2条

第2条 本大学院において授与する学位および学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科名	授与する学位名（専攻分野の名称）
看護学研究科	修士（看護学）
人間生活学研究科	修士（生活科学） 修士（社会福祉学） 修士（学術）
健康生活学研究科	博士（看護学） 博士（生活科学） 博士（社会福祉学） 博士（学術）

【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科の各コースは教育の目的並びに授与される学位に照らして体系的な教育課程となっている。人間生活学研究科は各領域科目が教育の目的ならびに授与される学位に照らして、体系的な教育課程が編成されている。健康生活科学研究科は、看護学、生活科学、社会福祉学の知識と技術を基盤として、健康生活に関する複眼的な研究を行い、高度な専門的研究者を養成するための体系的な教育課程となっている。以上から、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

観点5-4-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

看護学研究科では、社会からの要請、学生の多様なニーズに対応できるように専門看護師養成コース、専門看護管理者養成コース、研究者養成コース、実践者養成コースを備え、かつ最新の学術の発展動向を紹介し、研究や課題研究に反映するように指導している。

人間生活学研究科と健康生活科学研究科では、複合的な領域を探究できるように教育課程を編成するとともに、最新の学術動向を紹介するなど、学生の多様な学習ニーズに対応している（別添資料5-4-②-1）。

人間生活学研究科及び健康生活科学研究科では、有職者などの社会人を主な対象にしているため、土・日・祝日を中心に集中講義で授業科目を開講するとともに、在学期間についても学生の状況に合わせて柔軟化している。

優れた業績を上げた者については、人間生活学研究科では1年以上在籍すれば修了（資料5-4-②-1）、健康生活科学研究科では修士課程も含め3年以上大学院に在籍すれば修了できる（資料5-4-②-2）。また、人間生活学研究科においては、職業に就いているなどの理由で標準修業年限を超えて教育課程を履修する学生には、3年間で履修することができるように配慮している（資料5-4-②-3）。この適用を受けると、授業料総額は2年で修了する場合とほぼ同額になる。（別添資料5-4-②-2）。平成21年5月1日現在、在学生33名のうち、長期履修を活用している院生は13名となっている。

資料5-4-②-1 高知女子大学大学院人間生活学研究科規程第15条

（修士課程修了の要件）

第15条 修士課程終了の要件は、本研究科に2年以上在学し、本規程の定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし在学期間に関しては、優れた業務をあげた者については、本研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

資料5-4-②-2 高知女子大学大学院健康生活科学研究科規程第13条2項

（博士後期課程修了の要件）

第13条

2 前項の規定にかかわらず、優れた業績を上げたものと学長が認める者の在学期間に関しては、本大学院博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、修士課程を含め大学院の在学期間としては3年以上でなければならない。

資料5-4-②-3 高知女子大学大学院学則第15条

（標準修業年限等）

第15条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、人間生活学研究科の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長が定める高知女子大学長期履修学生規程により、その計画的な履修を認めることができる。

各研究科は、それぞれの授業科目を相互履修できる。さらに学部授業科目の履修も可能となるように編成されている（資料5-4-②-4）。例えば人間生活学研究科では学芸員資格取得希望者には、該当学部である文化学部の授業科目を履修できるよう配慮している。

資料5-4-②-4 大学院学則第21条

（本学学部における授業科目の履修）

第21条 本大学院の学生で高知女子大学（以下「本学」という。）の学部の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該研究科長は、当該研究科委員会及び当該授業科目を開講する学部の教授会の議を経て、当該授業科目の履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、本学の学部における授業科目の履修については、本学の学長が定める履修規程によるものとする。

3 第1項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、第24条第1項に規定する単位としては認定しないものとする。

【分析結果とその根拠理由】

大学院生のニーズ、学術の発展動向に対応するような科目編成がなされている。また、人間生活学研究科では有職者や社会人のニーズに応える研究科として、土・日・祝日の授業開講を行っている。以上から、教育課程の編成または授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点 5-4-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

大学院では、入学オリエンテーション時に、授業の目的・到達目標、授業の内容、講義スケジュール、評価に関わる情報について、記載したシラバス等を掲載した「大学院便覧」(別冊資料 3-3-①-2)を配布し、説明資料として活用している。大学院生が予習・復習など自主的な学習が行えるよう、院生研究室やゼミ演習室の整備等を行い、授業時間外の学習を支援している。研究指導では、複数の指導教員によるきめ細やかな指導や指導時間などを確保し、指導内容の充実に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

大学院生に必要な情報を記述したシラバスを入学オリエンテーション時に配布していること、自主的な学習ができるよう院生研究室やゼミ演習室を整備し、授業時間外の学習を支援していること、複数の指導教員によるきめ細やかな指導や指導時間などを確保して指導内容の充実に努めていることから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点到係る状況】

各研究科とも、対話・討論形式で講義を行い、ロールプレイや臨床現場での会議やゼミに参加させたりしている。

看護学研究科では、講義科目と演習科目と実習科目(CNSコースのみ)から編成されている。CNSコースにおける比率は5:3:2、実習科目を履修しなくてもよい研究コースにおける比率は1:1となっている(修了要件30単位内での配分換算)(別添資料 5-5-①-1)。

人間生活学研究科では、講義科目と論文作成のための演習科目(課題研究演習)から編成されている。その比率は9:1である(科目数換算)。

健康生活科学研究科では、講義科目(共通科目と各領域支援科目)と演習科目(研究指導科目)から編成されている。演習科目(研究指導科目)の必修4単位を支援するのが講義科目で、各領域によって異なるが22~28単位分の講義科目を提供している。

【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科の講義科目と演習や実習の配分は、教育目的に添って行われている。

人間生活学研究科と健康生活科学研究科では、講義科目が主となっており、論文作成のための演習科目があるが、社会人を対象とすることや研究者養成という目的に沿っている。以上から、講義、演習、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断している。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

授業の概要・達成目標・授業計画・成績評価の方法など記したシラバスは、全て大学院学生便覧に掲載されており、年度初めのオリエンテーションで配布され、学務委員からの詳細な説明が行われている。平成 21 年度からは人間生活学研究科及び健康生活科学研究科の授業科目についても、学部のシラバスと同じ様式に変更した（別添資料 5-2-②-1）。それにより、大学院生が科目履修に必要な情報が掲載されるようになった。

【分析結果とその根拠理由】

必要事項が盛り込まれた統一的な様式によってシラバスが作成されており、オリエンテーションにおいて配布され、大学院生に説明されているなど、教育課程の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断できる。

観点 5-5-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-5-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

各研究科に「修士（博士）学位審査に関する内規」（別添資料 5-6-①-1～3）が定められており、これらに従って研究指導や学位審査が行われている。

研究指導は、正（主）指導教員 1 名と副指導教員 2 名（健康生活科学研究科は、他領域の指導教員が 1 名必ず加わることになっている）の計 3 名で行い、研究計画書提出、研究計画書審査、研究倫理審査（必要に応じて）、中間報告会発表、論文提出、論文審査を経る過程で行われている（別添資料 5-4-①-1）。

例えば、健康生活科学研究科では、入学時に博士論文スケジュール（別添資料 5-6-①-4）を配布すると同時に学務委員が説明し、1 年次の研究計画書審査、2 年次の中間報告、3 年次の 9 月提出の博士論文一次審査を経ることになっている。その一次審査合格者に対して、学位論文審査委員会を立ち上げ、博士論文審査及び最終試験を行っている。それらの合格者には公聴会を実施している。

また、研究上有益と認められる場合は、他の大学院又は研究所において必要な研究指導を受けることができる。

【分析結果とその根拠理由】

研究科の規程・内規に基づいて研究指導体制が整えられており、それに即して研究を行うスケジュールが組まれている。また、他の学問領域の研究者も含めた複数の教員での指導体制が取られていることにより、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断している。

観点 5-6-②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

主（正）研究指導員は、大学院生の専攻領域の専任教員などが担当し、テーマの選定及び研究方法の検討から論文作成までの全ての過程で責任を持って直接指導している。副指導教員は、主研究指教員と共に履修指導及び研究指導を補助し、各種審査を行い、最終の論文評価も行っている（資料 5-6-②-1）。

例えば看護学研究科では、主（正）研究指導員が中心となり 2 人の副研究指導教員が定期的に指導を行い、2 年次の 4 月に研究計画書提出、研究計画書の審査、研究計画書発表会を行い、12 月に研究の中間審査を受け、1 月に提出している。提出された修士論文は 3 人の審査委員から審査を受け、3 月に論文発表会で全教員の討論の場を設けている。

人間生活学研究科では、年 1 回中間報告会を開催し、主・副指導教員以外の教員による発表内容へのコメントや指導を実施している。

資料 5-6-②-1 高知女子大学大学院看護学研究科規程第 8 条

（指導教員）

第 8 条 研究科委員会は、授業科目の履修に関する指導及び研究指導を行うために、学生ごとに主研究指導教員及び副研究指導教員を定める。

【分析結果とその根拠理由】

各研究科の規程に定められた手順に従って、主（正）指導教員及び副指導教員による責任性・一貫性のある研究指導が行われていること、複数の発表会での教員から指導が行われていることにより、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断できる。

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

高知女子大学大学院の授業科目の単位認定は、試験又は研究報告等により、当該授業科目の担当教員が行い、その際の成績評価基準は、学修評価規程（別添資料 5-3-①-1）を準用することを各研究科規程で定めている（資料 5-7-①-1、2）。

資料 5-7-①-1 看護学研究科規程第 9 条

（考査及び単位認定）

第 9 条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により、当該授業科目の担当教員が行う。

2 前項に定めるものの他、単位の計算方法及び単位認定については、本学学則第 22 条及び本学学修評価規程を準用する。

資料 5-7-①-2 高知女子大学学則第 22 条

（単位）

第 22 条 授業科目の学修を修了した学生には、その授業科目所定の単位を与える。

2 単位の計算については、45 時間の履修時間をもって 1 単位とし、授業の方法に応じ、次に掲げる基準により行うものとする。

（1）講義及び演習については、1 時間の授業に対して 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目によっては、1 時間の授業に対して 1 時間又は 2 時間の授業に対して 1 時間の準備のための学修を必要とするものとして、22 時間半又は 30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

（2）実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目によっては、2 時間の授業に対して 1 時間の準備のための学修を必要とするものとして、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究及び看護研究に関しては、学修の成果を得るのに必要な学修を考慮して単位数を定めることができる。

課程修了の要件は大学院学則に定めている（資料 5-7-①-3、4）。大学院学則は、大学院学生便覧に掲載されており、大学院生全員に配布され、入学時のオリエンテーションで学務委員が説明を行っている。

これらに従って、科目担当者が単位を認定し、課程の修了については大学院学則に基づいて、研究科委員会の議を経て学長が行っている。（資料 5-7-①-5、6、別添資料 5-3-①-1）

資料5-7-①-3 大学院学則第24条

(修士課程修了の要件)

第24条 修士課程の修了の認定を受けるに当たっては、本大学院修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と学長が認める者については、本大学院修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科の目的に応じ、当該研究科委員会において適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

資料5-7-①-4 大学院学則第25条

(博士後期課程修了の要件)

第25条 博士後期課程修了の認定を受けるに当たっては、本大学院博士後期課程に3年以上在学し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた業績を上げたものと学長が認める者の在学期間に関しては、本大学院博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、修士課程を含め大学院の在学期間としては3年以上でなければならない。

資料5-7-①-5 看護学研究科規程第9条

(考査及び単位認定)

第9条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により、当該授業科目の担当教員が行う。

2 前項に定めるものの他、単位の計算方法及び単位認定については、本学学則第22条及び本学学修評価規程を準用する

資料5-7-①-6 高知女子大学学則22条

(単位)

第22条 授業科目の学修を修了した学生には、その授業科目所定の単位を与える。

2 単位の計算については、45時間の履修時間をもって1単位とし、授業の方法に応じ、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 講義及び演習については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、1時間の授業に対して1時間又は2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとして、22時間半又は30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとして、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究及び看護研究に関しては、学修の成果を得るのに必要な学修を考慮して単位数を定めることができる。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準並びに修了認定基準が、大学院学則などで定められおり、これらを記した大学院学生便覧を配布すると共に、オリエンテーションで大学院生に周知されている。これらの基準に従って成績評価と単位認定がなされ、修了認定が適切に行われている。これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断できる。

観点 5-7-②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

学位論文に係る規程として、「高知女子大学大学院学位規程」(別添資料 5-4-①-1)、各研究科規程(別添資料 5-7-②-1~3)、各研究科の修士(博士)学位審査に関する内規(別添資料 5-6-①-1~3)を定めており、そこで研究仮題目の提出、研究計画書提出、中間報告会、論文発表会、審査委員会、第一次審査、論文審査及び最終試験、審査結果の報告、学位授与の決定、論文発表会という一連の手順を示している。これらについて記載された大学院学生便覧は、全大学院生に配布されており、入学時のオリエンテーションで学務委員から説明を行っている。

論文審査委員会は研究科委員 3 名で、主研究指導教員及び副指導教員(研究科委員会が指名した専任教員) 2 名以上で構成し、論文審査委員会を設けて大学院生毎に審査を行い、審査結果を研究科に文書にて報告し、研究科委員会で審議決定する体制を採っている。博士課程の場合は、一次審査に合格した場合、副研究指導教員 1 名を追加した 4 名で学位審査委員会が設置され、博士論文の審査及び最終試験を行い、審査結果を研究科長に文書で報告し、博士の学位授与の可否について審議し、決定している。(資料 5-7-②-1、2、別添資料 5-7-②-4、5、別冊資料 5-7-②-1)

資料 5-7-②-1 健康生活科学研究科博士学位審査に関する内規第 3 条 3 項

(博士論文指導委員会)

第 3 条

3 指導委員会は、本研究科の専任教員のうちから、主研究指導教員 1 名及び副研究指導教員 2 名以上をもって組織し、副研究指導教員のうち 1 名は当該学生が選択した研究領域外の本研究科の専任教員とする。また、研究科委員会が必要と認めた時には、本研究科の専任教員以外の者を委員として追加することができる。

資料 5-7-②-2 健康生活科学研究科博士学位審査に関する内規第 11 条 2 項

(論文第一次審査)

第 11 条 2 項

2 論文審査委員会の委員は、主査 1 名(研究指導担当教員)及び副査 2 名以上 4 名以内とし、原則として、研究科の専任教員とする。ただし、研究科委員会が必要と認めたときには、研究科の専任教員以外の教員を副査とすることができる。

【分析結果とその根拠理由】

学位に関する規程が整備・公表され、その規程に基づき適切な審査体制が採用・運営されている。これにより学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されている。以上から、適切な審査体制が整備されていると判断できる。

観点 5-7-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

シラバスに成績評価の基準を記載している。また、比較的規模が小さな大学院であり、授業担当教員と大学院生とが face-to-face で対応できるという特徴から、大学院生からの問い合わせに対応している。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスに成績評価の基準を記載し、学生からの問い合わせに対応していることなど、学生一人あたりの教員数が多いという本学の特徴を活かした措置が講じられている。

＜専門職学位課程＞

該当なし。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ①共通教育科目には、高知県の歴史・文化・経済・自然・健康・福祉などを重視した土佐学、高知女子大としての特色を出した女性学を配置している。
- ②シラバスは、必要事項が盛り込まれた統一様式でシラバスが作成・配布され、充実を図っている。
- ③少人数制のメリットを生かして、課題を抱えている学生に対して丁寧な履修相談、各種相談を重層的に支援する体制がある。
- ④大学院では、多様な学生のニーズや状況に合わせて柔軟な指導体制を形成していることや、社会の要請に合わせて弾力的な教育課程を編成している。

【改善を要する点】

- ①成績評価に対する学生の疑義への対応制度を平成 21 年度から運用を開始したが、まだ実績がなく、有効に機能しているかを検証する必要がある。

（３）基準 5 の自己評価の概要

〈学士課程〉

本学は、高知女子大学学則に定められている目的を最大の使命とした教育の実践に努めている。そのための教育課程は、全学部共通の共通教育と各学部の教育目的を基にした独自の専門教育を実施し、互いに補完しあって、基礎から専門まで段階的に学び、卒業論文・研究により問題解決能力を修得するカリキュラムを実施している。

学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応し、他学部や他大学との単位互換、インターンシップ、自由科目制度、編入学者への配慮などを行っている。

シラバスは、全学的に統一したフォーマットで学士課程すべての授業科目において作成し、授業の目標と到達目標、授業計画、成績評価、オフィスアワーの時間などを明示し、学生の自学自習の支援を行っている。各学部でも、授業時間外の学習時間の確保、学年担当教員によるきめ細やかな履修指導、GPA制度の一部導入など、学生の自主的な学習を促し、十分な学習時間を確保する取り組みを行っている。

成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準は、学則に基づき学部学科ごとに基準を設け、学生に配付する学生便覧に掲載し、オリエンテーションで学生に説明し、理解を深めている。成績評価等の正確さを担保するために、成績評価に対する学生からの異議申立ての制度を全学的に整備している。

〈大学院課程〉

大学院設置基準の改正に伴い、各研究科の人材養成に関する目的を明確化するとともに、ホームページに公表し、目的を達成する教育課程を体系的に編成している。課程・研究科コースごとに、教育の目的に沿って当該学問分野や社会の動向も踏まえて授業科目を配置し、内容は教育課程編成の趣旨と教員の研究分野に基づく内容により、最新の研究成果も反映する専門的、実践的なものとなっている。専門看護師教育課程の認定を受けており、希望する大学院生のニーズに対応するように科目編成されている。有職者や社会人のニーズに応えるために、土・日・祝日の授業開講を行っている。

大学院生に必要な情報を記述したシラバスを入学オリエンテーション時に配布し、自主的な学習ができるよう院生研究室やゼミ演習室を整備して授業時間外の学習を支援し、複数の指導教員によるきめ細やかな指導や指導時間などを確保して指導内容の充実に努めている。

各研究科の規程・内規に基づいて研究指導体制が整えられており、それに即して研究を行うスケジュールが組まれている。また、他の学問領域の研究者も含めた複数の教員での指導体制が取られている。

成績評価基準並びに修了認定基準が、大学院学則などで定められおり、これらを記した大学院学生便覧を配布すると共に、オリエンテーションで大学院生に周知している。基準に従って成績評価と単位認定がなされ、修了認定が適切に行われている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、各学部・研究科の教育目標を学則の第1条で明示し（資料1-1-①-1）、その中で養成しようとする人材像を明確にしている。達成状況については、高知女子大学年報等で就職率や資格試験合格率等を公表するとともに、アニュアルレビューによって評価も行っている（別添資料6-1-①-1、2、別冊資料6-1-①-1）。また、全学で学生への授業評価調査を行い、達成状況を検証し、その内容を報告書にまとめている（別冊資料9-1-②-1）。

さらに教務委員会が中心となり、教育目標や養成しようとする人材像から達成状況を検証し、その結果を基に個々の科目や実習のシラバスを定期的に見直し、カリキュラム改正に取り組んでいる（別添資料6-1-①-3、4）。平成20年度には、生活科学部、文化学部や看護学部では、達成度評価アンケートを卒業生に実施し、さらに看護学部では看護概念に関する修得度の調査を行うなど、検証のための様々な取り組みを行っている（別添資料6-1-①-5）。

大学院でも、教育目標を大学院学則の第2条で明示し（資料1-1-②-1）、ホームページや学生便覧で掲載するとともに、その中で養成しようとする人材像を明確にしている。看護学研究科では、カリキュラム評価や達成評価を行うための調査を行っている（別添資料6-1-①-6）。

【分析結果とその根拠理由】

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像は学則、ホームページや学生便覧などで明示されており、達成状況については年報で公表するとともに、学生の授業評価などは報告書として公表している。さらに年度末に行われるアニュアルレビューでも達成状況を検証・評価するための取組が行われている。

観点 6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

『学部教育に関する状況』

資料6-1-②-1には単位修得率（履修登録者の中で単位修得に至った者の割合）を示している。平成20年度の単位履修率は全体で89.9%、全学部で79.8～98.3%である。

資料 6-1-②-1 : 年次別学部別 単位修得率

(単位 : 人、%)

		生活科学部				文化 学部	看護 学部	社会福 祉学部	全学
		生活デザ イン学科	健康栄 養学科	環境理 学 科	学部計				
平成 19 年 度	履修登録者数	2,028	2,188	1,953	6,169	7,830	5,196	3,121	22,316
	単位取得者数	1,776	2,109	1,610	5,495	6,598	4,997	3,063	20,153
	単位修得率	87.57%	96.39%	82.44%	89.07%	84.27%	96.17%	98.14%	90.31%
平成 20 年 度	履修登録者数	1,990	2,125	2,158	6,273	7,550	5,267	2,819	21,909
	単位取得者数	1,799	2,037	1,721	5,557	6,196	5,173	2,771	19,697
	単位修得率	90.40%	95.86%	79.75%	88.59%	82.07%	98.22%	98.30%	89.90%

資料 6-1-②-2 には、年次別学部別卒業生率を示している。平成 16 年度入学者の内、基準年度の 4 年間の卒業した学生の比率は 83.3%~100.0% であり、卒業率は 88.1%~100.0% である。平成 17 年度入学生の内、基準年度の 4 年間で卒業した学生の比率は 86.0%~100.0% である。

資料 6-1-②-2 : 年次別学部別卒業生率

(単位 : 人、%)

		生活科学部			文化学部	看護学部	社会福 祉学部
		生活デザ イン学科	健康栄 養学 科	環境理 学 科			
平成 16 年度 入学生 (平成 19 年 度卒業生)	入学生数	22	25	20	84	43	35
	留年者数	1	1	1	6	1	0
	退学者数	0	1	1	8	0	0
	卒業生数 H20 年 3 月	21	23	18	74	42	35
	基準年内 卒業率	95.5%	92.0%	85.0%	83.3%	93.0%	100.0%
	H21 年 3 月 卒業率	95.5%	96.0%	90.0%	88.1%	97.7%	100.0%
平成 17 年度 入学生 (平成 20 年 度卒業生)	入学生数	27	21	21	86	44	34
	留年者数	1	1	0	4	2	0
	退学者数	2	0	2	8	0	0
	卒業生数 H21 年 3 月	24	20	19	74	41	34
	基準年内 卒業率 (%)	88.9%	95.2%	90.5%	86.0%	93.2%	100.0%
	H21 年 3 月 卒業率						

本学で取得できる管理栄養士、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験合格者を資料 6-1-②-3 に示している。全ての資格において全国平均を上回る合格率となっている。

資料 6-1-②-3: 年次別 管理栄養士、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格試験合格率

(単位: %)

	管理栄養士 国家試験	看護師 国家試験	保健師 国家試験	社会福祉士 国家試験	精神保健福祉士 国家試験
平成 17 年度	—	100.0	90.2	69.0	89.5
平成 18 年度	63.6	95.3	100.0	58.1	94.1
平成 19 年度	69.6	100.0	95.6	75.7	91.3
平成 20 年度	71.4	100.0	100.0	78.4	93.8

卒業（学位）論文等の公表も積極的に取り組んでいる。例えば、生活デザイン学科では、学生の研究成果を学会発表 46 件、学会誌等の誌上発表論文 9 件行っている。また、卒業設計での作品及び設計実習での作品が 5 年間で延べ 13 作品が受賞し、さらに過去 9 年間に環境デザイン実習及び住居設計実習Ⅲでの制作作品のうち 13 作品が団体受賞している（別添資料 6-1-②-1）。また、看護学部では、平成 19 年度の 11 件の卒業研究のうち、6 件は学会発表、5 件は誌上発表を行っている（別添資料 6-1-②-2）。

『大学院に関する状況』

大学院の修了率については、大学院修士課程・博士課程の各年度の定員、入学者数、修了者数、退学者数の状況は資料 6-1-②-4～6 のとおりとなっている。

資料 6-1-②-4 看護学研究科の修了状況

(単位: 人、%)

入学年度	入学者数	標準（2年）	退学者数	H21. 3 修了者	2 年内の 修了率	H21. 3 修了率
		修了者数				
平成 10 年度	11	11	0	11	100.0%	100.0%
平成 11 年度	10	10	0	10	100.0%	100.0%
平成 12 年度	9	8	0	9	88.9%	100.0%
平成 13 年度	12	10	2	10	83.3%	83.3%
平成 14 年度	12	11	1	11	91.7%	91.7%
平成 15 年度	10	10	0	10	100.0%	100.0%
平成 16 年度	16	13	1	15	81.3%	93.8%
平成 17 年度	12	12	0	12	100.0%	100.0%
平成 18 年度	11	9	0	9	81.8%	81.8%
平成 19 年度	17	14	1	14	82.4%	82.4%

資料6-1-②-5 人間生活学研究科の修了状況

(単位：人、%)

入学年度	入学 者数	標準（2年）	退学者	H21.3 修了者	2年内の 修了率	H21.3 修了率
		修了者				
平成13年度	27	16	6	21	59.2%	77.8%
平成14年度	18	9	4	14	50.0%	77.8%
平成15年度	12	8	0	12	66.7%	100.0%
平成16年度	14	10	3	11	71.4%	78.6%
平成17年度	18	12	2	13	66.7%	72.2%
平成18年度	10	5	0	6	50.0%	60.0%
平成19年度	12	6	0	6	50.0%	50.0%

資料6-1-②-6 年次別健康生活科学の修了状況（入学年度別）

(単位：人、%)

入学年度	入学 者数	標準（3年）	退学者数	H21.3 修了者	3年内の 修了率	H21.4 修了率
		修了者数				
平成13年度	10	2	3	6	20.0%	60.0%
平成14年度	14	4	2	10	28.6%	71.4%
平成15年度	13	4	3	8	30.8%	61.5%
平成16年度	5	1	1	3	20.0%	60.0%
平成17年度	7	0	0	2	0.0%	28.5%
平成18年度	8	2	0	2	25.0%	25.0%

看護学研究科では、平成10年度から19年度まで120人が入学し、基準年度の2年内での修了率は90.9%、退学者率は4.2%、平成21年3月での修了率は92.5%である。人間生活学研究科では平成13年度から19年度まで111人が入学し、基準年度の2年内での修了率は59.5%、退学者率は13.5%、平成21年3月での修了率は74.8%である。健康生活科学研究科では平成13年度から18年度まで57人が入学し、基準年度の3年内での修了率は22.8%、退学者率は15.8%、平成21年3月での修了率は54.4%である。健康生活科学は定員6人であるが、過去6年間毎年平均して5.2人に学位の授与に至っている。

大学院の学位論文の公表状況は、看護学研究科では、平成20度までの修了生111名の中で、109名が修士論文を研究成果として公表し、延べ数は190件である。内訳は、①学会等での口頭発表131件、②学会誌、論文集、紀要等での発表59件である。但し2名は研究成果が未発表あるいは把握できていない（別添資料6-1-②-3）。

人間生活学研究科は、平成20度までの修了生83名の中で、修士論文等の研究成果を論文として発表した論文は延べ31件、学会で発表した論文は延べ12件である。但し、62名は研究成果が未発表あるいは把握できていない（別添資料6-1-②-4）。健康生活科学研究科においては、平成20年度までの修了生31名の中で、修士論文等の研究成果を論文として発表した論文は延べ34件（投稿中3件）であり、学会で発表した論文は延べ44件である。但し修了生の4名がまだ論文発表に着手されていない（別添資料6-1-②-5）。

また、平成20年度には研究科設置10周年を迎える節目として194人の修了生の修士論文のタイトルと論文要旨を集約し関連施設・機関に配布し、修士課程教育の成果を発信した（別冊資料6-1-②-1）。

資格取得状況について、看護学研究科は専門看護師養成機関及び認定看護管理者教育機関としての認定を受け、専門看護師や認定看護管理者を養成している。専門看護師の認定者数、及び認定看護管理者の認定者数を資料6

－1－②－7に示している。特に専門看護師は、全国302人の中で本学の修了生が占める割合は9.3%となっており、高い割合となっている。

資料6－1－②－7 専門看護師及び認定看護管理者の認定状況（平成20年度現在）

領域	人数
がん看護CNS	14
小児看護CNS	4
精神看護CNS	5
老人看護CNS	2
地域看護CNS	1
慢性看護CNS	1
家族看護CNS	1
看護管理者	5

【分析結果とその根拠理由】

各学部履修率及び卒業率は80%以上であり、国家試験合格率などから判断すると、教育の成果や効果があると考えられる。大学院修士課程・博士課程の基準年度内の修了率は、人間生活科学研究科及び健康生活学研究科では課題を抱えているが、これは両研究科とも職業に就いている社会人の受け入れを積極的に行なっているという特徴を反映したものと考えている。

人間生活学研究科及び健康生活科学研究科での学位論文の公表数はやや低い傾向にある。人間生活学研究科では、研究者養成より高度職業人養成を目標としている大学院であること、設置されてまだ歴史が浅いことが関連していると考えられる。また、健康生活科学研究科、博士課程は学位取得に時間を要しているが、多くの学生が大学、研究所、医療機関等で働きながら学位取得を目指している状況から、平均4～5年で確実に博士号を取得できていることは、高く評価できる。

看護学研究科の専門看護師などの資格取得状況は、本学の資格取得に対する教育の成果・効果の表れと言える。

観点6－1－③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では、全教員が学生授業評価を実施しており、「学生による授業評価実施報告書」にまとめられている（別冊資料9－1－②－1）。平成20年度に、全学を対象とした学生授業評価調査では、延べ4,820人から回答を得ることができた（資料6－1－③－1）。結果として、授業について「大いに満足している」学生は42.6%、教材の適切さについて「大変適切であった」と評価している学生は41.6%、教員の授業への熱意について「大いに感じている」学生は54.9%となっている。さらに、学生自身が意欲的に取組めたと自己評価している学生は35.6%となっていた。

資料 6-1-③-1 平成 20 年度 学生授業評価の結果

1. この授業を受けて、満足しましたか。(単位：%)

No.	項目	デザイン	健康栄養	環境	文化	看護	社会福祉	全学
a	大いに満足した	32.4	42.6	27.1	37.9	62.0	45.0	42.6
b	満足した	57.9	47.0	53.4	53.3	35.3	53.4	49.1
c	あまり満足しなかった	8.4	8.9	14.5	4.7	2.4	1.3	5.8
d	全く満足しなかった	0.6	1.0	2.8	0.5	0.1	0.3	0.8
	無回答	0.6	0.5	2.2	3.6	0.1	0.0	1.7

2. 授業の教材（テキスト、配布資料等）は適切でしたか。(単位：%)

No.	項目	デザイン	健康栄養	環境	文化	看護	社会福祉	全学
a	たいへん適切であった	30.8	38.6	27.4	39.5	60.1	42.0	41.6
b	適切であった	61.4	55.1	53.4	54.2	36.1	54.1	51.4
c	あまり適切でなかった	6.8	5.5	13.7	2.4	3.6	2.3	4.6
d	全く適切でなかった	0.4	0.3	1.7	0.1	0.1	0.7	0.4
	無回答	0.6	0.5	3.9	3.8	0.1	1.0	2.0

3. 教員に、授業への熱意は感じられましたか。(単位：%)

No.	項目	デザイン	健康栄養	環境	文化	看護	社会福祉	全学
a	大いに感じられた	43.9	48.8	39.7	55.4	68.8	55.4	54.9
b	感じられた	53.2	44.1	48.9	39.9	28.9	43.0	40.4
c	あまり感じられなかった	1.8	6.5	7.8	1.0	2.1	1.3	2.7
d	全く感じられなかった	0.4	0.0	1.4	0.1	0.1	0.0	0.3
	無回答	0.6	0.5	2.2	3.6	0.1	0.3	1.7

4. あなたは意欲をもってこの授業に取り組めましたか。(単位：%)

No.	項目	デザイン	健康栄養	環境	文化	看護	社会福祉	全学
a	大いに意欲的に取り組めた	27.3	39.2	25.4	28.3	58.5	33.6	35.6
b	意欲的に取り組めた	59.5	46.7	47.5	57.2	36.9	60.6	51.5
c	あまり意欲的に取り組めなかった	11.3	11.7	21.2	10.6	3.7	5.9	10.1
d	全く意欲が持てなかった	1.2	1.8	3.6	0.2	0.4	0.0	1.0
	無回答	0.6	0.5	2.2	3.6	0.5	0.0	1.8

知識や技能の習得度に関しては、看護学部では「4年間で学ぶ看護技術」「4年間で学ぶNIC 心理社会的介入項目」「4年間で学ぶ概念」などを把握する試みを行っている（別添資料 6-1-①-5）。その結果から、学生は学年を経るに従って確実に知識や技術を習得していることを示している。

平成 19 年度の 4 回生を対象とする「文化学部の教育システムと満足度」の調査では、79 人中 47 人から回答を得て、「4年間の学習状況は 42%が満足をしている」「4年間の学びは 76%が満足をしている」などの結果を得ている。

また、平成 20 年度の卒業前の看護学部 4 回生を対象として 5 点法で調査を行ったところ、3.11～4.58 と 4 年

間に学んだことは比較的に役に立っているとの評価となっている（資料 6－1－③－2）。

資料 6－1－③－2 卒業前の看護学生からの教育に関する評価

質問項目	平均点
共通教育科目は役立っている	3.11
専門基礎科目は役立っている	4.36
看護専門科目は役立っている	4.53
学内演習・臨地実習は役立っている	4.58
看護研究は役立っている	4.11
学修の成果に満足している	4.27
看護専門職者として歩んでいく自分に自信が持てる	3.96

※各質問は 5 点法を用いている

平成 20 年度には看護学研究科と人間生活学研究科では在学生を対象として、講義内容、開講方法、研究指導、研究環境に関するアンケート調査を行った。また、看護学研究科の修了前学生 14 名を対象としてカリキュラムの有益性について 5 点法で調査を行ったところ、満足度に関しては平均点が 4.1～4.5 と高い評価を得たが、共通教育科目などは平均点が低い（資料 6－1－③－3）。

資料 6－1－③－3 平成 20 年看護学研究科学生の評価

（回答学生 12/14 人）

カリキュラムが役立っているかどうか	平均点
多様な健康状態にある人々に対して質の高い看護ケアを提供する	4.1
個人-家族-集団（地域）に対して卓越した看護を実践する	4.2
高度な専門的知識・技術を開発する	3.6
倫理的な問題・葛藤に対して関係者間での倫理的調整を行う	4.3
必要なケアを提供するために保健医療福祉に携わる人々の調整を行う	3.7
看護職者に対してケアを向上させるために教育的機能を果たす	4.1
看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う	4.0
社会のニーズや健康に関する課題に積極的に関与する	4.0
社会の変化に対応する保健医療システムの変革に関わる	3.4
臨床に根ざした看護研究を行う	4.3
国際的動向や多様な文化に対する幅広い知識や最新の情報を備える	4.2

※各質問は 5 点法を用いている

【分析結果とその根拠理由】

全学部で学生への授業評価調査を実施しており、その結果は学部や研究科によって多少の違いはあるものの、学生の授業に対する評価は概して高く、回答結果を見る限り、教育の成果や効果は高いと判断できる。また授業評価のみならず、学部及び研究科において成果を把握する試みがなされ、カリキュラム全体に対しては比較的高い満足度を示められ、教育の成果は高いと判断できる。

観点 6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学生への就職支援として、全学キャリアセンター及び学部キャリアセンター、学生委員会等の委員会組織、事務局職員が相談員となっている「ワクワク Work!!」が設置されており、その他、就職ガイダンスの開催や個別相談を行っている（別添資料 6-1-④-1～3）。その結果、資料 6-1-④-1 に示すように、各学部において高い就職率を得ている。

生活科学部健康栄養学科、看護学部では卒業生のほぼ全員が資格を生かすことのできる職場に就職している。社会福祉学部においても 75% の学生が福祉領域の職場に就職している。生活科学部生活デザイン学科、生活科学部環境理学科や文化学部の卒業生は、建設・住宅、流通・小売、金融・保険、情報サービス、自動車、教育等、多岐にわたる分野に就職している。各学部ともに就職支援を積極的に行っているが、中でも文化学部は「文化学部の就職カタログ 100」を作成し発行するなど、多様な機会を捉えてキャリア・ガイダンスに努めている。

資料 6-1-④-1 年次別各学部 卒業生の就職率

(単位：%)

	生活科学部			文化学部	看護学部	社会福祉学部
	生活デザイン学科	健康栄養学科	環境理学科			
平成 17 年度	94.7	100.0	80.0	85.3	100.0	100.0
平成 18 年度	100.0	100.0	76.5	82.0	100.0	100.0
平成 19 年度	100.0	100.0	100.0	80.0	100.0	97.2
平成 20 年度	82.6	89.5	87.5	81.1	97.5	94.1

また就職する以外にも、少数ではあるが、各自の専門性を深めるために大学院や専門学校等へ進学する卒業生もいる（資料 6-1-④-2）。

資料 6-1-④-2 年次別各学部 進学者数

(単位：人)

	生活科学部				文化学部	看護学部	社会福祉学部
	生活デザイン学科	健康栄養学科	環境理学科	学部計			
平成 17 年度	1	1	0	2	7	3	1
平成 18 年度	3	0	1	4	6	5	1
平成 19 年度	0	2	3	5	2	3	0
平成 20 年度	2	1	4	7	0	7	1

【分析結果とその根拠理由】

このように、卒業生の就職を量的・質的な側面からみても、教育の成果や効果は高いと評価できる。また、卒業生の中には専門性を高めるために大学院・専門学校等に進学する者もいる。看護学研究科においては教育効果が専門看護師や認定看護管理者の資格取得に結びついている。さらに修士課程から博士課程への進学者もおり、このことも教育の成果の表れと言える。

観点 6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

就職先等の関係者への意見聴取は、採用実績のある企業等に、民間企業志望者の多い生活科学部・文化学部の教員と学生支援担当の職員が訪問し、人事担当者と面談して、新規採用計画や卒業（修了）生の就職後の状況を把握している（資料 6-1-⑤-1）。

また、看護学部などの主な就職先である病院には、就職後に電話連絡を行うとともに、教職員が施設を訪問した際や病院関係者が募集説明に来学した際に、卒業生の就職後の状況等を聴き、実態把握に努めている。その結果として本学の卒業（修了）生は「主体的・能動的に機能する」「研究的視点を持って追求している」「人間性・感受性豊かに物事を考える」点など、学部の教育理念に沿った看護や社会福祉従事者としての能力が身に付いているとの評価を得ている。

資料 6-1-⑤-1 本学の卒業生に対する評価

- プレゼンテーションが上手。自分の意見をはっきり伝える。
- 毎年 1 名程度採用しているが、各店舗で頑張ってくれている。HP や雑誌でモデルを勤めてくれている人もいて活躍してくれていると高い評価を得ている。
- 本年採用の 1 名は申し分ない。このような人が応募してくれるならば、無理をしても採りたい。
- 新入社員の平均以上。活躍が期待できる。
- 本当に明るく人柄がいい人。正直な人。
- 視野が狭い。身だしなみ、社会性に欠ける。志望をひとつに絞り込みすぎる。

平成 20 年度は、看護学研究科では修了生 97 名を対象として、看護学研究科のプログラムの現在の活動への役立ち度と教育内容に関するアンケート調査を行った。各項目の平均点は 3.64～4.45 となっている。（資料 6-1-⑤-2、別添資料 6-1-①-6）。

資料 6-1-⑤-2 看護学研究科全修了生対象の評価

（回答：31/97 名）

看護学研究科の教育に対する満足度（5 点満点）	平均点
看護学研究科の教育課程（カリキュラム）について満足している	3.77
看護学研究科の専門科目の講義について満足している	4.03
看護学研究科の実習/演習について満足している	3.64
看護学研究科の研究指導について満足している	4.45

【分析結果とその根拠理由】

本学では、就職先等の関係者や卒業生、修了生に意見を聴取する機会を積極的に設け、情報交換を行っている。しかし、本学を構成する4学部は人材養成の方向性や就職先等の領域がそれぞれ異なるため、各学部がその特性に応じて固有の方法で意見を聴取しているのが実情であり、全体像を把握するに至っていない。

また、学部及び研究科の卒業・修了前の学生や、修了生から教育内容やカリキュラムに関する意見聴取を行っており、その結果から教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 本学は、授業評価調査だけでなく、多彩な方法で学生から意見や評価を得る取り組みを行い、教育成果を検証している。学生の「授業への満足」や「教員の授業への熱意」等の授業に対する高い評価になっていると考えられ、さらに高い教育成果・効果にもつながっている。
2. 社会福祉士や精神保健福祉士、看護師、保健師、管理栄養士等の国家試験合格率は全国平均に比べて高水準であり、専門教育の成果と捉えることができる。
3. 就職に関しても量的・質的な側面からみて、高い就職率、安定した就職状況となっている。

【改善を要する点】

1. 休学者及び留年者の減少に向けて、学部及び大学全体で実態を把握するとともに、学生支援をさらに強化する必要がある。
2. 学位論文の成果を積極的に公表するように、研究指導体制を強化する必要がある。

(3) 基準6の自己評価の概要

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像については学則で示され、ホームページ、学生便覧等により学生にも明らかにされている。また、卒業者率、資格試験合格率や就職率、卒論作成に向けた取り組み状況と内容からも、本学の教育の成果・効果は上がっていると判断できる。

学生に対する授業評価調査でも、高い評価を得ており、教育の成果が上がっていると考えられる。また、授業評価を行うだけでなく、教務委員会などが中心となって教育目標や、養成しようとする人材像から達成状況を検証し、個々の科目や実習のシラバスを定期的に見直し、カリキュラム改正に取り組んでいることも評価できる。

また、専門職者を養成する教育を検証するための試みもなされ、修得すべき知識や技術、その達成度について、学生に意見を聴き、調査を実施している。さらに、卒業生や修了生からの意見も聴取しており、結果として教育内容等について満足しているという評価を受けている。これらのことから、本学の専門職者の養成を目指した教育は高い評価を得ていると判断する。

大学院教育に関しても、修了状況、学位取得率の結果等の観点から見て、教育の成果・効果がみられると判断できる。看護学研究科では、修了後、専門看護師や認定看護管理者の資格取得を積極的に行っており、教育課程の設置の趣旨を反映した教育が行われていると考えられる。また、学位論文を学会等で発表するように取り組んでいるが、さらに早期に着実に公表するように支援していく必要がある。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

新入生及び編入生については、入学式後の3日間のオリエンテーションで、共通教育・教職課程・学芸員課程・学部学科別及び事務局（学生支援の内容を含む）からのガイダンスを実施している。オリエンテーション初日には、学部学科別に新入生と保護者との合同ガイダンスを実施し、所属学科の教員及び学科の教育理念などの紹介や、学生生活全般の概要、諸手続きに関する説明・指導、就職先などの説明を行っている（資料 7-1-①-1）。

在学生に対しても、オリエンテーションの1日目及び2日目に学部学科別に、学科教務委員から適切な履修指導が行われている（資料 7-1-①-2）。

なお、新入生のオリエンテーションへの参加数は100%であり、在学生も約80～90%がガイダンスに参加している。

資料 7-1-①-1：新入生オリエンテーション

		生活科学部	文化学部	看護学部	社会福祉学部
オリエンテーション 時間数	1 日目	2 時間 40 分	2 時間 40 分	2 時間 40 分	2 時間 40 分
	2 日目	1 時間	1 時間	5 時間	1 時間
	3 日目	2 時間	2 時間	6 時間 30 分	5 時間 30 分
	合 計	5 時間 40 分	5 時間 40 分	14 時間 10 分	9 時間 10 分
内 容		共通教育、教職、学芸員課程説明、学部別専門教育、キャンパスルール等			

資料 7-1-①-2：在学生オリエンテーション

		生活科学部	文化学部	看護学部	社会福祉学部
オリエンテーション 時間数	1 日目	5 時間 30 分	5 時間 30 分	2 時間	2 時間
	2 日目	—	—	4 時間	4 時間
	合 計	5 時間 30 分	5 時間 30 分	6 時間	6 時間
内 容		共通教育、教職、学芸員課程説明 学部別専門教育、就職ガイダンス、 企業実習オリエンテーション		専門教育他	

各研究科は、入学式直前の日曜日に新入生と共に在学生に対する履修指導などのガイダンスを実施している（別添資料 7-1-①-1）。

【分析結果とその根拠理由】

新入生に対しては、履修指導や学生生活全般について、オリエンテーションが実施されている。加えて、学部学科別にガイダンスや相談がきめ細かに行われている。各学部及び各研究科の在学生に対しても、新入生と同様に適切なガイダンスや説明が行われている。以上のことから、共通教育・教職課程・学芸員課程・各学部学科及び各研

究科の専門科目の履修のガイダンスが適切に実施されていると判断される。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学習相談は、学生課教務事務職員・各学部学科の学年担当教員・卒業研究の担当教員などが行っている。授業科目担当教員はオフィスアワーや、電子メールを利用しての質問や相談に応じている。また、各講義終了後、同様に、学生にいつでも対応できるように研究室を開放している。平成 21 年度からは、全学部のシラバスの概要にオフィスアワーを記載し、学生が相談しやすいようにしている（別添資料 3-3-①-1）。

各学部学科では、学年担当教員を決定し（別添資料 7-1-②-1）、卒業まで選択科目や再履修科目の履修相談など、学習相談を含めた学生生活全般について個人指導が行える体制を整えている。

研究科でも、正・主指導教員が学習指導に直接、あるいは電子メールを利用して質問や相談に応じている。

また「オピニオンボックス」（管理者：学生部長、教務部長、人権委員会委員長、事務局長）を永国寺・池両キャンパスに各 2 か所設置し、投函された学生の質問や要望などに対応し、内容に応じて学部長などの大学管理者が必ず回答を公表している（別添資料 7-1-②-2）。

さらに、本学では携帯電話情報サービスを実施し、携帯電話端末用本学ホームページに休講情報を掲載しており、そのページに「事務局にひと言」を設置している。このコーナーは、学生から大学事務局に対する意見や疑問、相談などを気軽に言える場として設けたもので、回答が必要な場合はメールで返信したり、学生課の掲示板で公表している（別添資料 7-1-②-3）。

【分析結果とその根拠理由】

学生相談、助言、支援は、学生の必要に応じて授業担当教員、学年担当教員、卒業研究指導教員、研究科では論文指導教員が直接行っている。また「オピニオンボックス」や「事務局にひと言」、オフィスアワーの活用によって、学生の支援などを行っている。以上のことから、学習支援に関する学生ニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断される。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況

にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

平成 20 年度までは、社会福祉学部で私費留学生が在学しており、授業時間中においてはチューターを配置し、生活指導を含めた学習支援が行われていた。また、交換留学生に対しては、国際交流委員会が中心となり、日本語教育や日本語事情についての教育、チューターを配置しての学習支援などを行っている。

研究科では、大学院設置基準第 14 条に規定する社会人学生が在籍しているため、勤務時間等を配慮し、休日の授業や電子メールを利用した学習指導が行われている。特に、人間生活学研究科の大多数の学生は有職者であるため、「長期履修制度」（別添資料 5-4-②-2）を導入し、大学院生の仕事の都合によって 2 年間の修了か、最長 3 年間の修了かを選択できる制度を導入した。なお、3 年間の履修期間であっても、授業料は 2 年分である。

また、障害を持つ学生には、使用教室や座席の配慮をしたり、専用机・椅子やスペースを確保、学年担当教員や友人によるノートテーカーや、教室への入退室の援助などの学習支援を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援が必要と考えられる留学生、社会人、障害のある学生などへは、体制の整備を行い、組織的な対応を行っていることから、適切な学習支援が行われていると判断している。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館や、授業で使用していない教室、実験実習室、情報演習室等は、授業で使用していない時間帯には学生が自由に利用できるようにしており、学生の自主的学習に活用されている（別添資料 7-2-①-1）。

学生の自習環境のうち、学生が自由に使用できるパソコンの配置数を資料 7-2-①-1 に示した。附属図書館、情報演習室以外にも各学部の自習室やセミナー室などに端末があり、学生が自由にパソコンが使用できるような環境が整っている。

また、自己学習室、演習室、グループ室、教育研究開発室などには視聴覚教材を含む自己学習用の教材を整備している。看護学部では実習室に看護技術練習用のモデル人形、種々のケア物品を整備するとともに、必要に応じて教員及び TA 学生による相談体制を整えている。この取り組みに対する学生の満足度は高い（別添資料 7-2-①-1）。

各研究科では、学生自習室を整備している。さらに看護学研究科では、大学院生と教員の合同研究室が設けられ、専門図書やプロジェクター等が整備されている。大学院生は常時入室できるようにしている（別添資料 7-2-①-1）。

資料 7-2-①-1：学生が自由に使用できるパソコン

所属	部屋名	台数	所属	部屋名	台数
永国寺共通	第一情報演習室	25	池共通	情報処理演習室	25
	図書室	5		図書室	4
	ワクワク	10		ワクワク	5
	CAI 教室	55		318 自己学習室	7
	CAI 自習室	5		1F フロア	2
			看護学部		

文化学部	自習室	3		2 F フロア	2
	研究室	4	社会福祉学部	2 0 1 学生自習室	4
				3 0 7 第二学生自習室	2
				3 0 4 社会調査実習室	2
				3 0 5 社会福祉実習室	2
永国寺 計		107	池 計		55
合 計					162

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館、情報演習室など、ハードとソフトの両面で自主的学習の環境の整備に努めている。また、各学部、各研究科でも、既存の自習室、演習室、実習室、院生・教員の合同研究室などが自由に活用されており、効果的に利用されていると判断される。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

大学公認の学生サークルは、体育活動サークルが 18 団体、文化活動サークルが 32 団体が登録されている（資料 7-2-②-1、<http://www.kochi-wu.ac.jp/eg/club.htm>）。活動拠点として、体育館、運動場、テニスコートや学生会館などがある（資料 7-2-②-2）。ただ、分離キャンパスであることから、所属サークルの活動拠点があるキャンパスに移動が必要な学生もいる。

サークル活動への大学の支援は、学生課から四国インカレ参加費への援助や、教室等の大学施設の開放を行っている。

本学では、入学時に学生教育研究災害傷害保険に全員加入しており、サークル活動中の事故に対する保険金請求の手続きを学生課で行っている。

サークル団体「エスコーターズ」は、大学付近の帯屋町商店街の清掃活動を 5 年以上継続的に行い、市民に慕われる存在として活躍した結果、商店街から感謝状を呈されている（別添資料 7-2-②-1）。

看護学部は、平成 17 年からボランティア委員会を組織し、学生の地域ボランティア活動の推進窓口として、学生のボランティア活動を支援し小学校での保健指導や読書会、入院患者やその家族に対してのサポート等のボランティア活動も行っている（別添資料 7-2-②-2）。

資料 7-2-②-1：サークル数

(単位：団体、人)

	文化系		体育系		計	
	サークル数	部員数	サークル数	部員数	サークル数	部員数
平成 17 年度	23	274	22	251	45	525
平成 18 年度	25	379	23	234	48	613
平成 19 年度	31	495	18	233	49	728
平成 20 年度	32	515	18	198	50	713

資料 7-2-②-2：施設の概要

建物名		概要		棟数	建物面積
永国寺キャンパス	学生会館	和室 1、シャワー室 2、部室 18	鉄筋コンクリート 4 階建	1 棟	※1,434.85 m ²
	グラウンド部室	部室 12	軽量鉄骨造平屋建	2 棟	87.48 m ²
		トイレ、器具庫	コンクリートブロック平屋建	1 棟	※42.00 m ²
		弓道場、的場	鉄骨鉄板平屋建	1 棟	49.25 m ²
	作法室	-	木造瓦葺平屋建	2 棟	157.15 m ²
池キャンパス	池体育館部室	部室 6	-	1 棟	-

※高知短期大学と共用

【分析結果とその根拠理由】

学生の課外活動、サークル活動に関する設備は、老朽化や部室数が少ないなど、充足しているとはいえないが、一定の設備は整備されており、学生の自治活動やサークルなどの課外活動が円滑に行うことができるよう支援していると判断している。ただ、分離キャンパスであることから、キャンパス間の移動が必要になるという面がある。

観点 7-3-①：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生支援の総合相談窓口は、学生課の学生支援担当の専任職員 2 名が行っている。日常の健康面の相談は両キャンパスの保健室の職員 3 名が行い、専門的な相談は、臨床心理士、精神科医、婦人科医師が行っている。保健室等の相談件数は毎年 500 件以上であり、学生の精神面の支えとして機能している（資料 7-3-①-1）。また、入学式翌日と翌々日に全学生の健康診断を実施しており、受診率は 98% である。

就職や進路の相談窓口としては、就職支援室（ワクワク work!!）が設置されており、相談員 6 名（永国寺 4 名、池 2 名）が配置され、学生の就職先の情報の入手やその相談に応じている（資料 7-3-①-2）。就職支援室は、就職ガイダンス、就職セミナーや公務員セミナーなどを開催し、学生の就職支援を積極的に行い、学生の就職の相談窓口として援助をしている（資料 7-3-①-3）。また、学年担当教員や卒業研究担当教員が、学生の生活、進路相談に応じている。

各種ハラスメントなどに関しては、人権委員会が設置されており（別添資料 7-3-①-1）、ハラスメントに対するガイドラインや、携帯電話のメールによる相談窓口の体制が整えている。この他に電子メールを使用した「事務局にひと言」（別添資料 7-1-②-3）や、紙で投函する「オピニオンボックス」（別添資料 7-1-②-2）といった相談窓口を整備し、必要に応じて質問に回答、公表している。これらはオリエンテーション時に学生便覧を使って学生に周知している。

平成 19 年度に全学生に対してニーズ調査を行ったが、回収率が 40% 以下と低かったために詳細な問題分析ができなかった。平成 21 年度に再度全学生に対してニーズ調査を行う予定である。

資料7- 3-①- 1 : 保健室等相談件数

(単位: 件)

	保健室での相談 (メンタルヘルス)	精神科医師に よる相談	臨床心理士(カウ ンセラー)による相談	婦人科医師によ る相談	計
平成17年度	269	44	164	24	501
平成18年度	319	38	183	20	560
平成19年度	307	44	146	11	508

資料7- 3-①- 2 : 就職相談室(ワクワク Work!!) 相談件数

(単位: 件)

	永国寺キャンパス	池キャンパス	計
平成18年度	1,170	583	1,753
平成19年度	1,374	849	2,223
平成20年度	1,474	803	2,277

資料7- 3-①- 3 : 平成19年度就職ガイダンス

(単位: 人)

日時	タイトル	平成17年度 参加者	平成18年度 参加者	平成19年度 参加者
2/16	国家公務員の仕事 (人事院)	15	12	25
4/21	大切な一歩を踏み出すために	164	155	153
5/17	徳島県教育委員会			7
5/17、18	高知県教育委員会			3
5/26	公務員ガイダンス	75	44	14
	教員ガイダンス	51	49	12
6/3	自己分析と適性検査 (R-CAP)	75	89	104
6/11	リクナビ登録会	51	74	88
6/30	自己分析結果説明会	76	56	77
	外食3社合同業界セミナー			0
8/7	進路相談会【永国寺キャンパス】	2	4	4
9/10 9/11 9/13 9/14	就職必勝・実践WIN講座 *有料	54	53	52
10/6	第1回 SPI 模擬試験 *有料	17	67	76
10/15	就活情報サイト(リクナビ)活用法	37	52	78

10/29	リクルートファッション&メイク講習会	26	26	42
11/5	教えて先輩(内定4回生・卒業生)	44	29	52
11/19	業界研究			39
11/27	毎日 EXPO 大阪ドームバスツアー	38	69	68
12/8	第2回 SPI 模擬試験 *有料	48	52	75
12/20	進路相談会 【永国寺キャンパス】対象4回生	7	3	2
1/18	就職必勝・実践WIN講座 *有料		18	17
2/1	求人票超活用法&「就職四季報」の見方	16	23	17
2/28、29	就職必勝！実践WIN講座【池キャンパス】	43	60	60
3/4、5	就活直前 履歴書添削&模擬面接体験会	21	8	13

【分析結果とその根拠理由】

学生課の学生支援担当や保健室、就職支援室などの各種相談窓口を整備し、それぞれの窓口で多くの学生からの要望を汲み上げてニーズを把握することで、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言を行う体制の整備、並びに実施が適切にできていると判断している。

観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点到に係る状況】

留学生への生活支援は、国際交流委員会が中心となって対応している。また、留学生個人に対してはチューターがきめ細かく対応している。生活支援面では宿舍の無料提供、宿舍のインターネット環境整備を行っている（資料 7-3-②-1）。

資料 7-3-②-1：国際交流協定に基づく海外からの交換留学生に対する支援

	文藻外語学院 (中華民国)	北京聯合大学 旅游学院 (中国)	エルムズ大学 (アメリカ)	カリフォルニア 州立大学ノース リッジ校	モンゴル国立 科学技術大学 (モンゴル)
学費等	入学料、入学手数料、授業料を免除				
生活環境	宿舍の無料提供、宿舍インターネット通信環境整備、自転車の貸与		自転車の貸与		
ホームステイ	体験ホームステイ先を斡旋 (2～7日間)				
相談教員等	共通の相談教員3名と事務員1名を配置				
チューター			学生チューター を配置		
交流事業	年2回程度バスハイクを実施				

発達障害の学生に対しては、平成 21 年度に「発達障害の学生支援体制」（別添資料 7-3-②-1）を確立し、支援体制が整った。

【分析結果とその根拠理由】

留学生や障害のある学生に対して、施設・設備面で計画的に整備を進めるとともに、制度面でも新たな制度や方法を導入し、支援を行っている。これらのことから特別支援が必要と考えられる学生への生活支援などは適正に行われていると判断している。

観点 7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の学生に対する主な経済的支援としては、授業料免除や日本学生支援機構からの奨学金、及び本学独自の奨学制度として、「高知女子大学後援会奨学金」「しらさぎ会奨学金」（本学同窓会）があり、学生の経済的ニーズに込えている（資料 7-3-③-1、2）。その結果、授業料免除者数は希望者の約 40%（希望者 187 名中、免除者 75 名）、奨学金の貸与者は大学院生を含めた全学生数の約 50%になっている（別添資料 7-3-③-1）。授業料免除や奨学金の貸与の学生への周知は、入学式後のオリエンテーションにてパンフレットや、学生課の掲示板で行っている。

本学の学生は約 7 割は自宅外通学であり、学生寮のみでは対応できないために、仲介手数料のかからないアパート・マンションの紹介を行っている。学生寮「あふち寮」は定員 76 名（1 部屋 4 人制）であり、毎年新入生を対象に入寮者を募集している。入寮希望者は多く（資料 7-3-③-3）、毎年、満室状態である。入寮者は希望者の家庭の経済状況を元に決定されている。（<http://www.kochi-wu.ac.jp/eg/life1.htm>）

学生寮は昭和 45 年建築のため、平成 22 年度に耐震診断を行う計画である。また、平成 22 年度からは、池キャンパスの学生数が増加し、学生の入寮希望が増加することも予想されるため、現在、設置者である県に対して学生の寮の建築を要望している。

国際交流協定に基づいた留学生に関しては、入学料、入学手数料、授業料を免除している（資料 7-3-②-1）。

資料 7-3-③-1：「高知女子大学後援会奨学金」「しらさぎ会奨学金」採用者数の状況

（単位：人）

	高知女子大学後援会 奨学金	しらさぎ会 奨学金	応募者数
平成 18 年度	2	1	3
平成 19 年度	4	1	6
平成 20 年度	4	1	5

資料 7- 3-③- 2 : 日本学生支援機構奨学金採用状況

(単位 : 人)

		申込者	採用者			採用者計
			第一種	第二種	併用 ※	
平成 18 年度	予約採用	65	34	40	9	65
	定期採用	42	20	31	9	42
	緊急・応急採用	0	0	0	0	0
	計	107	54	71	18	107
平成 19 年度	予約採用	81	37	52	8	81
	定期採用	65	25	37	0	62
	緊急・応急採用	0	0	0	0	0
	計	146	62	89	8	143
平成 20 年度	予約採用	76	30	57	11	76
	定期採用	56	22	35	2	55
	緊急・応急採用	0	0	0	0	0
	計	132	52	92	13	131

※併用は第一種、第二種の両方の奨学金に採用された人数

資料 7- 3-③- 3 : 学生寮入寮希望者数

(単位 : 人)

入寮年度	あふち寮入寮希望者数		競争率
	募集人数	入寮希望者数	
平成 16 年度	24	44	1.8 倍
平成 17 年度	32	54	1.7 倍
平成 18 年度	26	35	1.3 倍
平成 19 年度	35	62	1.8 倍
平成 20 年度	27	51	1.9 倍

【分析結果とその根拠理由】

各奨学金の採用率はほぼ 100%である。また、学生寮の入居者数は常に満杯であり、高い利用率になっている。ただし、学生寮については耐震強度に不安があることや、今後の池キャンパスにおける学生数の増加への対応が必要と思われる。以上のことから、学生への経済面の援助は決して充分とはいえないが、できる範囲で適切に行われていると判断している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

新入生に対し履修指導や学生生活全般のオリエンテーション、学部学科別のガイダンスや相談が行われている。また、在学生に対しても、新入生と同様に適切なガイダンスや説明が行われており、きめ細かな学生への支援体制が取れている。

全学生数が大学院生を含めても 1,000 名程度と小規模であることもあり、学生相談、助言、支援を教員が直接行っている。それ以外にも「オピニオンボックス」や「事務局にひと言」という形で学生からの要望、相談も受け付

けていることから、学生に対する相談、助言、支援や、学生ニーズの把握が適切に行われている。

【改善を要する点】

学生寮の整備と充実など、居住環境を整備する必要があり、設置者である県に要望している。

(3) 基準 7 の自己評価の概要

本学は、オリエンテーション、ガイダンスの充実に力を入れ、新入生に対しては履修指導や学生生活全般について、オリエンテーション及びガイダンスが実施されている。加えて、学部学科別にガイダンスや相談がきめ細かに行われている。各学部及び各研究科の在学生に対しても、新入生と同様に適切なガイダンスや相談が行われている。

学習相談、助言は、学年担当教員が行っている他に、「オピニオンボックス」による学生ニーズの把握、携帯電話情報サービスを実施し、携帯電話端末用の本学ホームページに休講情報を掲載しており、そのページに「事務局にひと言」コーナーを設置している。このコーナーは、学生から大学事務局に対する意見や疑問、相談などを気軽に言える場として設けたもので、回答が必要な場合はメールで返信したり、学生課の掲示板で公表している。このように学生の意見・要望を聞く機会を日常的に設けている。

学習支援が必要と考えられる留学生、社会人、障害のある学生などへは、体制の整備を行い組織的な対応を行っている。留学生に対して、国際交流協定に基づいた留学生には、入学料、入学手数料、授業料を免除している。研究科では、看護学研究科（修士課程）の一部と人間生活学研究科（修士課程）及び健康生活科学研究科（後期博士課程）は、大学院設置基準第 14 条に規定する社会人学生であり、勤務時間等に配慮し、休日や電子メールを利用した授業や学習指導が行われている。障害を持つ学生には、使用教室、座席を配慮したり、専用机・椅子・スペースを確保し、学習支援を行っている。

自主的な学習環境について、情報処理センター、附属図書館などでは、ハードとソフト両面の整備を進め、その整備に努めている。

健康、生活、進路、各種ハラスメントなどに関するニーズの把握は多様であるが、学生課の学生支援担当の専任職員 2 名が中心となって行っている。保健室からのデータや、就職支援室が行うガイダンスなどで悩みや意見を聴き、多くの要望を汲み上げることでニーズを把握し、学生からの相談・助言体制が整備されている。各種ハラスメントなどに関しては人権委員会が設置されてる。

特別な支援が必要と考えられる学生には、留学生や障害のある学生に対して、施設・設備面で計画的に整備を進めている。また、制度面や人的な面でも新たな制度や方法を導入し、支援を行っている。

学生の経済面の援助では、奨学金申請者の採用率はほぼ 100%であり、近年その採用率は増加している。また、学生寮の入居者数は常に満杯であり、高い利用率となっているのが現状であり、学生が期待する経済面での援助は効果的に行われていると思われる。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の校舎敷地面積は、永国寺キャンパス 14,429 m²、池キャンパス 31,586 m²で合計 46,015 m²、運動場は、永国寺キャンパス 7,406 m²、池キャンパス 9,620 m²で合計 17,026 m²となっている。一方、校舎面積は永国寺キャンパス 10,093 m²、池キャンパス 12,566 m²で合計 22,659 m²、その他に永国寺キャンパスの講堂兼体育館が 1,238 m²、池キャンパスの体育館が 3,337 m²などとなっている（別添資料 8-1-①-1）。

永国寺キャンパスは、建築から 39～42 年を経過した建物が多く、老朽化対策や耐震化対策が課題となっている。耐震化対策については、永国寺キャンパスの南学舎、学生会館の耐震診断は平成 21 年度に実行することにしており、学生寮についても平成 22 年度以降の耐震診断実施計画の中に入っている。一方、池キャンパスは平成 10 年に完成した建物で、老朽化や耐震化に関する問題は生じていない。しかし、今後、経年劣化による修繕等の対応に留意する必要がある。

また、バリアフリー対策は、永国寺キャンパスについては、講義棟、管理棟、実験棟 1 階、南学舎 1 階、体育館、図書館、学生会館 1 階は車椅子での移動は可能となっているが、それ以外の対策は未実施となっており、限定的な対応となっている。一方、池キャンパスの既存施設は、バリアフリー対応をコンセプトにした施設整備を行っている。

永国寺キャンパスの老朽化して建物や、バリアフリー対応の問題については、現在、永国寺キャンパスのあり方についての検討会が県において組織されて検討を進めており、検討結果を受けた大学改革の進捗に併せて対応することとしている。

(<http://www.pref.kochi.jp/~shigaku/kennritudaigakukaikaku/kennritu%20daigaku%20kaikaku.html>)

大学設置基準第 36 条第 1 項から第 4 項の対象施設である講義室、演習室、実習室等の施設は全て設置し、同条第 5 項の対象施設として体育館及び学生会館や学生寮等の福利厚生施設を設置している。

教育研究に必要な実験用機器等については、研究費や学生実験実習費、科学研究費補助金等の外部資金を活用した整備などにより充実、維持を図ってきている。

また、学内施設は、予約すれば教職員、学生ともに利用出来ることとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準第 36 条第 1 項から第 4 項に定める施設は、基準以上のものが全て設置されており、教育研究組織の運営及び教育課程の実現のための施設・設備が整備されていると言える。

現在行われている大学改革に関連した整備により、教育研究用の機器等は充実するが、継続して一層の充実を図っていくためには、限られた予算の中での対応となるので、整備計画の策定や他大学や公的機関と連携した機器活用の一環を推進する必要がある。

観点 8-1-②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

平成 14 年度から図書館と情報処理センター統合した「総合情報センター」を立ち上げた。これにより、年々進む図書資料の電子化や、多種多様なデータベースへの対応が組織的に可能となった。

本学では、主に情報処理教育を行う、情報演習室（資料 8-1-②-1）、コンピュータを活用した英語教育のための CAI 演習室を設置している。

情報演習室、CAI 演習室ともに授業時間以外は学生に開放されており、学生の自己学習の場として、レポート作成やインターネット検索、電子メールでの課題提出などに活用されている。また、最近では、コースマネジメントシステムを利用した教材の配信や学習支援等の利用へと幅を広げてきている。

資料 8-1-②-1：情報演習室等の状況

第 1 情報演習室 (永国寺キャンパス実験棟 1 階)	サーバー(Windows NT) 1 台 実習用クライアント(Windows 2000) 27 台 ネットワークプリンタ 3 台 プロジェクタ(固定式)等
第 2 情報演習室 (永国寺キャンパス実験棟 4 階)	実習用クライアント(Solaris) 25 台 ネットワークプリンタ 3 台 プロジェクタ(固定式)等
情報演習室 (池) (池キャンパス共用棟 1 階)	サーバー(Windows NT) 1 台 実習用クライアント(Windows 2000) 25 台 ネットワークプリンタ 3 台 プロジェクタ(移動式)等
中央処理装置室 (永国寺キャンパス実験棟 3 階)	サーバー(バックアップシステムを含む)および関連設備
情報処理管理室 (永国寺キャンパス実験棟 3 階)	登録、管理作業

さらに、休講情報や集中講義情報等については、携帯電話サイトで情報提供している。

学内ネットワークは、UNIXワークステーションと Windows システムがあり、UNIXの登録は、教職員 283 件、学生 452 名（学部 344 名、大学院 108 名）で、Windows の登録は、教職員 45 名、学生 1,052 名である。この学内ネットワークに接続された端末は、永国寺キャンパス約 700 台、池キャンパス約 200 台の総数約 900 台となっている。しかし、学生が自由に使用できるパソコンは、授業のない時の Windows 系が使用できる情報演習室の 52 台が主となる。

【分析結果とその根拠理由】

図書館と情報処理センターを統合し、総合情報センターを立ち上げ、教育・研究に関わる情報処理環境を充実して授業に有効に活用できる情報処理環境が整備されている。

しかし、学生が自由に使用できるパソコンが学生数から見ると少なく、ICT 環境の整備に一層の努力をする必要がある。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

施設・設備の維持・管理については、高知県財産条例（別添資料 8-1-③-1）等に基づき事務局総務企画課で一括管理している。

また、校舎管理規則（別添資料 8-1-③-2）が定められ、学生便覧（別冊資料 8-1-③-1）、ホームページ（<http://www.kochi-wu.ac.jp/intro/rule/index.htm>）で学生や教職員に公表されている。学生や教職員は、この規則に基づいて学内の諸施設を事務局に届け出て利用することが出来る。

なお、大学図書館の利用については、高知女子大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程（別添資料 8-1-③-3）により、情報処理センターは、高知女子大学情報処理センター利用規則（別添資料 8-1-③-4）に基づいて利用することとなっている。これらの規程等も、学生便覧、ホームページで学生や教職員に公表されている。

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備については、根幹となる維持・管理は高知県の条例・規則等で定められており、さらに本学でも校舎管理規則等必要な規程等を定め、これらにより適正に行われている。また、これらはホームページや学生便覧で学生や教職員に周知されている。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

総合情報センター図書館は、永国寺キャンパスに本館、池キャンパスに図書室を設置している（資料 8-2-①-1、別冊資料 8-2-①-1、<http://www.kochi-wu.ac.jp/general/lib/guide.html>）。なお、閲覧席は永国寺に 95 席設けられており、池図書室は 60 席設けられている。

資料 8-2-①-1：図書館開館時間

		永国寺本館	池図書室
開館時間	月～金	9:00～21:00（※1）	9:00～19:00
	土	10:00～16:00（※2）	10:00～16:00（※2）

（※1）高知短期大学の授業がない日は 9:00～19:00

（※2）春季・夏季休業中を除く

図書等の資料の収集は、「本学の研究・教育及び学生の人格形成と教養を高め、生活・文化を発展させ豊かにすることに資する資料を、長期的展望に立って収集する。」という方針に従って選定することとしている。永国寺の図書館は、一般教養分野、文化学部関係、生活科学学部関係の図書が主となっており、短期大学が併設されている関係で、社会科学系の図書も収集されている。池図書室は、医療・看護関係、社会福祉関係の専門図書がほとん

どであるという特徴がある。

種類別にみると、専門図書、一般教養図書、参考図書、逐次刊行物、その他に分類されるが、特に、地域資料としての高知県関係図書、女子大学という特性から女性学関連図書に特色を持たせている。

年2回、各教員から授業等に関連した図書をリストアップする推薦図書制度が設けられている。新任教員に対しては、自分が専門とする図書が不十分な場合があることから、上述の推薦図書とは別に、着任の年初に推薦図書をリストアップして、学生の教育・研究環境を整えている。また、学生や教職員、その他利用者から購入希望を申し出てもらう希望図書制度も設けており、学生の多様な学習ニーズに対応できるように努めている。購入した図書は、新着図書としてホームページに掲載し、新着の推薦図書については推薦図書コーナーに配架している。

(http://opac.cc.kochi-wu.ac.jp/jhkweb_JPN/service/result.asp?SID=WBR241A)

本学における所蔵図書等は、蔵書 239,848 冊、学術雑誌 3,032 種である(資料 8-2-①-2、3)。これら以外の視聴覚資料も含め、司書資格を持つ職員が、分類・整理し、利用者への効率的な提供に務めている。

資料 8-2-①-2：図書、雑誌の蔵書数

(単位：冊、タイトル)

項 目		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
図 書 (冊)	永国寺	161,382	163,143	164,807
	池	71,729	73,083	75,041
	合 計	233,111	236,226	239,848
雑 誌 (タイトル)	永国寺	1,497	1,500	1,500
	池	1,520	1,528	1,532
	合 計	3,017	3,028	3,032

※基準日は該当年の4月1日時点

資料 8-2-①-3：図書、雑誌の新規受入数

(単位：冊、タイトル)

項 目		平成 19 年度	平成 20 年度
図 書 (冊)	永国寺	1,761	1,664
	池	1,354	1,958
	合 計	3,115	3,622
雑 誌 (タイトル)	永国寺	3	0
	池	8	4
	合 計	11	4

インターネットを活用した新しい資料収集への取り組みの一環として、以下のデータベース等については、学内 LAN に接続した端末から利用するサービスの提供を行っており(資料 8-2-①-4)、さらに、電子ジャーナルの導入の検討も進めている。

資料 8-2-①-4 : データベース等一覧

データベース等	内 容
GeNii	国立情報学研究所(NII)が提供する学術情報サービス
読売新聞「ヨミダス文書館」	読売新聞社が提供する新聞データベース
医中誌 web	医学中央雑誌刊行会が提供する医学系データベース
EBSCOhost	EBSCO 社が提供するデータベース (MLA International Bibliography、CINAHL)
MAGAZINEPLUS (NICHIGAI/WEB サービス)	日外アソシエーツ提供の雑誌・論文情報データベース

2つの図書館（室）ともに利用頻度は高く、平成 20 年度の利用状況は、90,232 人の延べ入館者があり、24,796 冊の図書が貸し出されており、有効に活用されている（資料 8-2-①-5）。また、平成 19 年度の学外登録者は、両図書館（室）合わせて 1,347 人であり、本学学生、教職員ばかりではなく、広く県民にも利用されている。

資料 8-2-①-5 : 図書館利用状況

(単位：人、冊)

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入館者数	永国寺	38,248	36,909	35,097
	池	60,392	52,942	55,135
	合 計	98,640	89,851	90,232
貸出人数	永国寺	5,527	3,125	3,156
	池	3,878	5,559	5,610
	合 計	9,405	8,684	8,766
貸出冊数	永国寺	13,346	7,297	10,528
	池	11,635	12,979	14,268
	合 計	24,981	20,276	24,796

書籍や雑誌の他、視聴覚室では、DVD、CD、ビデオ、カセットテープ等の AV 資料の利用もできるようになっている。レファレンスサービスとして、カウンターでは、資料の利用の仕方、文献の探し方、情報検索等の図書館利用に関する質問や相談に、図書館司書資格を有する職員が対応している。

【分析結果とその根拠理由】

永国寺キャンパスに図書館が、池キャンパスに図書室が整備され、教育・研究上必要な学術資料が系統的に収集され、有効に活用されている。また、推薦図書制度を利用して、授業に関連した図書の購入に配慮するなど、学生の利便性に配慮した図書館資料の充実を図っている。

一方、図書館は県民に開放されており、平日はもとより、開放の一環として、学部の授業のない土曜日にも開館するなど、広く県民が活用できる取り組みを行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効活用されている。

図書館と情報処理センターを統合し、総合情報センターを立ち上げ、教育・研究に関わる情報処理環境を充実している。

2つの図書館（室）ともに利用度は高く、本学学生、教職員ばかりではなく、広く県民にも利用されている。

【改善を要する点】

学生が自由に使用できるパソコンの台数が少なく、学内で自由に活用できる環境の整備が必要である。

さらに、老朽化、耐震対策やバリアフリー対策等の課題があるが、現在取組んでいる、大学改革にあわせて対応することとしている。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

校地及び校舎は、大学設置基準第 37 条及び第 37 条の 2 に定める面積を上回っており、講義室や演習室等の教育課程に対応した施設・設備を有している。

しかしながら、永国寺キャンパスの施設の老朽化や耐震対策、バリアフリー対策に課題を残している。永国寺キャンパスの耐震対策については、耐震診断が始まっており、その他の課題については、大学改革にあわせて対応することとしている。そのための整備や検討も行っているため、大学改革の進捗に併せた整備が期待できる。

施設・設備の利用についても、教職員は学内ウェブ、学生は学生課を通じて自由に予約することが可能であり、有効活用されている。さらに、施設・設備の利用に関しては利用方針を明示し、ホームページ、学生便覧により学生・教職員に周知している。

図書館と情報処理センターを統合し、総合情報センターを立ち上げ、教育・研究に関わる情報処理環境を充実している。授業にも極めて有効に活用できる情報処理環境が整備されている。

2つの図書館（室）の図書、資料等は、相応の種類、数量等を備えているほか、検索システムも整備されている。また、学外への開放にも取り組んでおり、学内者はもとより学外者にも有効に利用されている。

施設・設備については、根幹となる維持・管理は高知県財産条例・規則等が定められ、その下に学内規程等に基づいて適正な管理・運用が行われている。また図書館（室）の利用も学内規程により適切に行われている。これらの規程はすべてホームページで閲覧できることとなっており、特に学生に必要なものについては、学生便覧等でも提供している。

本学の施設・設備については、編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい整備がされ、有効に活用されているといえる。また、バリアフリー化への配慮を念頭にした取り組みも進めている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

学部及び大学院に関する教育状況の実態を示す基礎的データ・資料である授業関係情報（履修案内、シラバス、カリキュラム、成績情報、時間割等）及び進級・卒業・修了等の情報は、学生課が一元的に収集し蓄積している。また、学部及び大学院に関する入学試験、進学・就職に係わる情報も、学生課が一元的に収集し蓄積している（資料9-1-①-1）。これらの情報は学生課で厳重に管理され、所定の期間保存される（別添資料9-1-①-1）とともに、教員の求めに応じて個人情報の保護に留意して提供されている。また、これらのデータの一部は、学生の個人情報を含まない形で、高知女子大学年報として編集され、公表されている（別冊資料11-2-②-1）。学生の試験答案、レポート、卒業論文、修士論文、博士論文は担当教員及び指導教員が収集して管理している。修士論文、博士論文は大学図書館にて管理している。

学生による授業評価の結果や学生生活に関する満足度調査の結果も、学生課が一元的に収集、蓄積して、各担当教員や各学部・研究科に提供されている。各学部・研究科が独自に行う調査等の結果は、各学部・研究科で収集、蓄積している。

教員個々の教育活動の包括的な実態は、「教員の2年間活動計画」の中でデータや資料が整備され（別添資料3-1-⑤-2）、各学部が作成する学部報などの形で学内外に公表されている（別冊資料11-3-④-1～5）。

資料9-1-①-1：学生課等が収集・蓄積・管理する教育関係資料の一覧

	資料名	整備・保存の方法	保存期間	備考（アクセス制限等）
教務	卒業生名簿及び卒業台帳（学士課程）	書類・学生課書庫	永年	
	修了台帳（大学院）	書類・学生課書庫	永年	
	学生原簿（学士課程在学生）	電子データ・学生課内	永年	学生課担当者のみ
	学生原簿（卒業生）	H9年以前入学生・書類	永年	学生課担当者のみ
		H10年以降入学生・書類、電子データ	10年	学生課担当者のみ
	学生原簿（大学院在学生、卒業生）	書類・学生課内	永年	学生課担当者のみ
	学生の退学等身分の異動に関するもの	書類・学生課内	10年	
	教員免許に関するもの	書類・学生課内	10年	
	教育課程に関するもの	書類・学生課書庫	10年	
	課外教育の実施に関するもので重要なもの	書類・学生課内	5年	
	企業実習に関するもの	書類・学生課内	5年	
	卒業証明書、成績証明書発行に関するもので重要なもの	書類・学生課内	10年	
	博士論文	書類・学生課内	10年	
	修士論文	書類・学生課内	10年	
	論文審査関係文書	書類・学生課内	10年	
入試	本学の発行する募集要項	書類・学生課内	5年	
	入学者の選抜に関するもの	書類・学生課内	10年	
	入学手続書類	書類・学生課内	5年	

学 生 支 援	学生身上書	書類・学生課書庫	永年	
	日本育英会及びその他育英団体の奨学金に関するもの	書類・学生課内	5年	
	学生寄宿舎等の入退寮に関するもの	書類・学生課内	5年	
	授業料等の免除等に関するもの	書類・学生課内	5年	
	学生の就職先に関するもので重要なもの	書類・就職相談室	10年	
	学生証等各種証明書発行に関するもの	書類・学生課内	1年	
	学生団体に関するもので重要なもの	書類・学生課内	5年	
	学生教育研究災害保険に関するもの	書類・学生課内	5年	
	健康診断書、学生相談記録等学生の健康管理に関するもの	書類・保健室	5年	
	学生団体に関するもの	書類・学生課内	1年	
	施設の利用に関するもの	書類・学生課内	1年	
	学生の生活支援に関するもの	書類・学生課内	1年	

【分析結果とその根拠理由】

教育状況等の実態を示すデータや資料は、学部・研究科が独自に行った調査等の結果を除いて、学生課で一元的に収集され、蓄積、管理されており、必要に応じて関係者に提供されている。

観点 9-1-②： 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学生による授業評価は全学教務委員会が企画し、平成 14 年度から実施され、平成 19 年度からは非常勤講師担当科目を含む全授業科目について実施されている（別冊資料 9-1-②-1）。評価結果は全学教務委員会によって取りまとめられて担当教員に提供され、担当教員によって課題の分析と改善策の提案が行われ、実施されている。これらの学生による評価結果、教員による課題分析結果、改善策は、全学教務委員会が編集する「学生による授業評価結果報告書」（別冊資料 9-1-②-1）に掲載して公表している。学生による形成的授業評価を可能な限り実施するという方針に基づき、多くの授業科目で、授業時間毎もしくは適当な期間毎に受講生からリアクションペーパーを求め、次の授業にそのフィードバックを行い、授業の内容を学生の理解度や学習ニーズに対応して改善している（資料 9-1-②-1）。

資料 9-1-②-1：形成的評価の実施状況とその成果に関する資料

学部名	科目名	実施方法	評価結果と対応
生 活 科 学 部	繊維製品消費科学	開講時のガイダンスで、この授業で何を学びたいかを口頭で一人ずつ尋ねた。	シラバスでは予定されていないトピックス（消費者苦情）についての希望があったので、授業内容を一部変更し、消費者苦情に関するトピックスを 1 時間設けた。
	調理学実習	レポート課題の中に、授業に対する要望を記載させた。	事前指導では、学生が興味を持って取り組む内容を取り入れ、理解度を高めることができる配付資料に改善した。また、実習室の作業改善に関する要望に配慮し、環境整備を行った。
	基礎食品学	授業の 2/3 が終了した時点で	評価結果は良好であったが、食品に関する教科

		授業の方法・内容に関するアンケート調査を実施した。	書的な知識を実践的な内容へと充実させるために、その後の授業では、DVD による調理例や献立へのコーディネート例を追加して具体化した。
	化学通論 I	授業時数の 1/2 が終了した時点で、授業内容・方法に関するアンケート調査を実施した。	進捗および授業方法はこのままでよいという回答がほとんどだったが、難易度はやや高いという回答が多数を占めた。難易度がやや高いという水準が学習にとって有効であることを説明した上で、毎回提出ポートに分かりにくい点や質問を記載するよう指示した。
	化学基礎実験 II	物理化学実験終了後に無記名式授業評価アンケートを実施した。	実験に関する配付資料の内容および実験操作の難易度は適切であるが、データ処理の難易度がやや高いという回答が多かった。そこで、引き続き実施したデータ処理に関する実習では、物理化学実験で得たデータを用いて、PC を用いてレポートに求めた方法と同じ方法でのデータ処理を全員に実施させ留めにより、データ処理に対する理解の向上を図った。
	環境化学	授業時数の 1/2 が終了した時点で、授業内容・方法に関するアンケート調査を実施した。	進捗・難易度・授業方法は適切との評価を全員から得た。最終評価の高かった昨年度までの実施内容・方法で引き続き授業を実施した。
社会福祉学部	介護概論	授業の約半分が終了した時点で、終了した内容についての理解度と満足度、および講義予定の内容に関する関心度、授業方法等に関する希望アンケート調査を行った。	理解度と満足度については、一定水準以上の評価が得られたので、特に補足説明等は行っていない。関心度については、医療と在宅介護に関して相対的に低い結果が得られたため、自由記載欄のコメントを参考として、視聴覚教材や具体的な事例の紹介等を活用して学生の関心を高める工夫をした。
	社会福祉援助技術総論 I	毎回授業時にリアクションペーパーを配布し、授業終了 5 分前に記入させ、回収した。	授業の内容が、ソーシャルワークの価値について考える項目では、抽象的な説明が多かったため、「難しかった」「理解しにくい」というコメントがあったため、数回、授業の合間にグループ討論を取り入れ、学生自身の価値観とソーシャルワークの価値を比較できるようにした。
	高齢者福祉論 I	毎回授業時にリアクションペーパーを配布し、授業終了 5 分前に記入させ、回収した。	授業の内容が、介護保険制度の改正内容について、「サービス名に漢字が 10 文字くらい続くので他のサービスと区別しにくい」「制度が理解しにくい」というコメントがあったため、4～5 回の授業ごとに 1 回ずつ計 3 回、制度のまとめた穴埋め式の内容を確認できるプリントを配布し、学生が自分の理解度を確認できるようにした。
	社会福祉援助技術各論 I-a	授業の終了時にほぼ毎回、自由記述のリアクションペーパーの提出を求めた。	90 分の授業のなかで内容が難しいと指摘された点については、次回に再度説明をする、補足資料を配付するなどに努めた。特に理論の部分については、実践的な具体例を紹介することで改善を図った。
	地域福祉論	授業の終了時にほぼ毎回、自由記述のリアクションペーパーの提出を求めた。	内容が難しいと指摘された点については、次回に再度、補足資料を配付しながら説明することに努めた。補足資料では、適宜、DVD などの視覚

			教材を通じて、実践的理解や学生の関心を引き出すような工夫も行った。
--	--	--	-----------------------------------

教育の質の向上に向けて、授業評価の他、多様な方法で学生の意見の聴取が行われている（資料9-1-②-2）。生活科学部では新入生を対象とするアンケート調査や意向調査を行い、看護学部では2年ごとにカリキュラム評価のアンケート調査を行っている。この結果を踏まえて「みんなの意見をカリキュラム改善に生かそうー学生の意見・要望をふまえて」としてフィードバックの会を開催している。その結果、共通教育科目開講場所の変更、教科科目の開講時期の変更、演習科目の過密度の緩和、教授方法の工夫など授業の改善などの措置をとった（別添資料9-1-②-1）。

オピニオンボックスへの意見に対する対応は、その内容に関係する部局等によって検討され、掲示あるいは学生への直接の通知により学生に提供されている（別添資料9-1-②-2、3）。

資料9-1-②-2：学生の意見の聴取手段とその利用状況

聴取手段	実施組織	聴取対象	聴取時期	方法・内容	活用方法等
オピニオンボックス	改革推進室	全学生	随時	氏名記載による学内の問題への意見の投函。問題に対するしかるべき部門で検討の上、回答を掲示。（匿名性は保証される）	教育方法等の改善に活用
事務局にひと言	改革推進室	全学生	随時	メールによる事務局に対する学生からの意見・要望・苦情等の受付。回答が必要な場合はメールへの返信・掲示を行う。（無記名でも可）	事務局業務等の改善に活用
オフィスアワー	全学部	全学生	指定時間帯	自由訪問による自由な意見の交換	教育方法や指導の改善に活用
新入生アンケート調査	生活科学部 環境理学科	環境理学科1回生	毎年5月	志願動向に関する調査と併せて、学びたいこと、取得希望資格などを調査	入試広報・選抜方法の改善、アドミッションポリシーとの適合性の検討
生活デザイン学科についての意向調査	生活科学部 生活デザイン学科	生活デザイン学科在学学生	2008年	カリキュラム、授業、就職活動に関する満足度、要望を調査	カリキュラム改善の検討
カリキュラム評価	看護学部	看護学部在学学生	2年ごと	カリキュラムに対する意見・要望等を調査	カリキュラム改善の検討
教育および学生生活に対する調査	看護学部	看護学部4回生	卒業前	学生生活全般の満足度を調査	カリキュラム改善の検討
授業と学生生活に関するアンケート調査	社会福祉学部	社会福祉学部在学学生	2008年	カリキュラムの内容と構成についての意見・要望を調査	新カリキュラム作成の検討
新入生アンケート調査	社会福祉学部	社会福祉学部1回生	毎年4月	志望動機と入試広報、入試方法に関する意見・要望を調査	入試広報、入試方法の改善の検討

【分析結果とその根拠理由】

以上のように、学生の意見の聴取は、全学で実施する評価や調査、各教員が個別に実施する意見聴取、様々な方法による個別意見聴取などの形で実施されている。その結果は、学部や研究科単位で共有化され、組織として改善のための資料として活用されている。また、各教員も、これらの情報を活用して教育の質の向上や改善に取り組んでいる。

観点 9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

高知女子大学は、常に教育に関する評価を積極的に聴き、教育の質の向上に努めることを基本方針とし、学外関係者からの意見を取り入れる努力をすることを平成 20 年度の評議会で確認している。例えば、学長諮問評価会議を定期的開催して、教育の状況の概要を報告し、学外有識者の意見を聴取している（別添資料 9-1-③-1）。また、学外者の意見聴取は、入学式終了直後に実施する父母等との懇談会（全学および学科別）、各学部・研究科が実施する学外実習など学外者が参加する機会の利用、卒業生との交流の機会の設定、企業への訪問、高等学校進路指導研究会への参加、高等学校個別訪問などにより、積極的に実施されている（資料 9-1-③-1）。実施結果の一部は、報告書等で公表されている（資料 9-1-③-2、別添資料 9-1-③-2、別冊資料 9-1-③-1～3）。

具体的には、学長諮問会議で指摘された事柄である「男女共学」「池キャンパスの安全性」などは即刻取り上げて問題点を整理し、改善に取り組んでいる。また、各施設の実習指導者との意見交換会で指摘された学生の記録の書き方や患者との対応方法などは、次年度には改善するようにしてきた。養護教諭に関しては、年に一度校長会を開催している。その中で「授業内容の偏り」「最近の課題に対応していない」などの指摘を受け、大学はこれらの意見に基づいて改善し、次年度改善点を校長会に報告し、再評価を受けるサイクルを形成している。

資料 9-1-③-1：学外者の意見聴取状況

件名	実施組織等	対象者	改善への取り組み
学長諮問評価会議	学長	学長諮問評価会議委員	学長諮問会議で指摘された事柄も「男女共学」「池キャンパスの安全性」などは即刻取り上げて、改善に取り組んでいる
父母等との懇談会	学長・学部長	新入生の父母等	保護者から学生寮や交通の安全性について要望が出され、これらは、大学として検討し、高知県に要望を提出した。学生の成績を保護者に郵送することを希望する声も出され、各学部で検討することになった。
入学生・父母等懇談会	全学部全学科	新入生とその父母等	学生生活に関する父母等の要望を聴取した。卒業するまでもう一度程度は懇談会を開催することを要望する声もあり、検討することになった。
学外実習報告会・反省会	生活科学部健康栄養学科	実習先職員等	学生の実習状況と併せて、今後の教育上の連携方法について意見を聞いた。

臨床指導者会議	看護学部	看護部長、師長	年に数回、看護教育や実習、養成する人材について意見交換を行った。看護技術教育の改善点や役割分担について検討を行った。
高知女子大学養護実習に関する連絡会	看護学部	校長	学生及び大学側の指導体制の評価と改善策についての検討を行った。現場に即した授業内容の充実、養護教諭としての実践能力の育成に向けて取り組むことが確認できた。
就職懇談会	社会福祉学部	卒業生	学部就職セミナーに招いた卒業生と福祉職場の状況などについて意見交換し、学生への就職指導に生かしている。
実習連絡協議会	社会福祉学部	実習先職員等	毎年3月に実習先担当者に実習の概要を説明するとともに実習教育や実習する学生への意見・要望を聴取し、実習教育や実習事務手続きの改善に生かしている。
看護学研究科修了生の会	大学院看護学研究科	修了生	高知女子大学看護学会や各種全国学会時に、修了生との交流を図り、大学に対しての改善点をヒアリングする
人間生活学研究科	大学院看護学研究科	修了生	各専門学会開催時などに、修了生との交流を図り、大学に対しての改善点をヒアリングする
健康生活科学研究科	大学院健康生活科学研究科	修了生	各専門学会開催時などに、修了生との交流を図り、大学に対しての改善点をヒアリングする
企業訪問	学生課	企業の人事担当者等	企業が求める人材像に関する意向・方針等を聴取した。

資料 9-1-③-2：学外実習記録一覧

学部・学科	実習科目名	報告書名
生活科学部健康栄養学科	学校栄養教育実習	平成 20 年度学校栄養教育実習報告会
	地域保健臨地実習	平成 20 年度健康栄養学科 3 回生地域保健臨地実習報告会
社会福祉学部社会福祉学科	社会福祉現場実習	2008 年度社会福祉実習報告書 めばえ
	精神保健福祉援助実習	

【分析結果とその根拠理由】

様々な機会を活用して学外関係者の意見を聴取する取り組みを実施しており、その結果は、実施した学部・研究科内において共有、分析され教育の質の向上、改善に活用されている。しかし、学外関係者からの意見聴取の機会が少なく、それらの意見が大学全体として共有化されることが少ない。

観点 9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

学生による授業評価結果に基づいて各担当教員による分析及び改善のための対策・方針の検討がなされ、「学生による授業評価結果報告書」に掲載され、公表されている。この報告書の中で、看護学部では①授業評価の結果、②課題と対応を記載している。例えば、課題と対応として「昨年まで、学生から多く意見が出されていた演習時間に関する課題は演習で取り上げる項目の見直しを行ったこと、TAの活用が功を奏して本年度は演習時間に関する意見は見られず、改善できたと思われる」、「対象が2回生であるので、講義内容をできるだけ視覚的に説明できる視聴覚教材を探索し、看護をイメージできるように検討する」などと記載されていた（別添資料9-1-④-1）。

さらに、生活科学部では2007-2008年度の教員の2年間計画を作成するにあたって、すべての項目の計画について、2005-2006年度の実施状況及び自己評価を簡潔に記述した上で、2007-2008年度の2年間の計画を記載することとし、自己評価のサイクルを形成するように努めている。

平成20年度には全教員の教員評価を試行した。この評価は、個々の教員の詳細な自己評価を踏まえて、教員毎の評価を、学部・大学として組織的に実施したものである（別添資料3-2-②-1）。評価結果で特に問題のあった教員に対し、各学部長による指導・助言が行われ、それに基づいた改善計画が次期の「教員の2年間活動計画」に組み込むシステムとして考案されている。

【分析結果とその根拠理由】

個々の教員は、授業時に学生から出された要望を速やかに授業に反映させるとともに、学生の授業評価結果に基づいて授業内容、教材、教授技術等の改善のための対策・方針を明示して次期の授業に反映させるよう改善に取り組んでいる。また、平成20年度より教員評価が試行され、これらの事柄から、個々の教員は、評価結果に基づいて、教育の質の向上に努め、授業内容、教材、教授技術等を継続的に改善するように取り組んでいる。

さらに、現在試行中の教員評価のシステムを整備して本格的運用を開始し、これらの評価に基づいた教員の教育力や研究力の向上に取り組んでいくことが必要である。

観点9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD活動という。）は、各学部・研究科の教育分野や特性に対応するため、学部等を単位とした取り組みを主としている。各学部にFD委員会を設置し（別添資料9-2-①-1～4）、それぞれのFD活動の企画・運営を行う体制を構築している。各学部ではこの体制のもとで、それぞれ個別にFD活動を展開している。ただし、多くのFD活動は全学の教職員に開放し、希望する教職員への参加を呼びかけている。

本学のFD活動の特徴は、実質的な改善効果をあげるため、学生による授業評価で高評価を得た授業や、授業改善を行った実施事例などについて、その実施、工夫点、効果などについて意見交換し、相互学習が可能な形態で実施している（資料9-2-①-1）。また、全国の先駆的なFD活動などの講習会への参加、講師を招聘しての意見交換など、多岐に渡っている。

資料9-2-①-1:FD活動の状況(平成20年度)

学 部	内 容	講師・担当者	年月日
生 活 科 学 部	健康栄養学科企画 学内における植物(野菜)栽培―「管理栄養士養成のための新しいツール」として	渡邊浩幸 (高知女子大学生生活科学部教授)	H20. 5. 26
	キャリア教育について	川口順子 (高知女子大学生生活科学部准教授)	H20. 6. 23
	化学系実験で重視していること	一色健司 (高知女子大学生生活科学部教授)	H20. 7. 14
	臨床現場における多職種との連携を学び 目的意識をもった学習への取り組み	松井慶子 (高知女子大学生生活科学部講師)	H20. 10. 27
	建築デザインコンペの8年連続の出品と 入賞軌跡	三浦要一 (高知女子大学生生活科学部准教授)	H21. 1. 26
	リカレント教育講座「プレゼンテーション 講座」の実施と学生による補佐	彼末富貴 (高知女子大学生生活科学部助手)	H21. 2. 23
	果実と野菜	荻沼一男 (高知女子大学生生活科学部教授)	H21. 3. 23
文 化 学 部	第1回学部FD研修会 課題:卒業研究に関する諸観点の合意事項	文化学部教員 司会・進行FD委員(青木)	H20. 4. 28
	第2回学部FD研修会 課題:オリエンテーションハイクの反省と 見直し	一回生学年担当 (五百蔵、長妻、ヨース、向井) 司会・進行FD委員長(東原)	H20. 5. 26
	第3回学部FD研修会 課題:成績評価方法の妥当性に関してーシ ラバスに準拠して途中経過の自己 報告ー	文化学部教員 司会・進行FD委員長(東原)	H20. 6. 23
	第4回学部FD研修会 東原伸明 私の授業・私の実践	東原伸明 司会・進行FD委員(青木)	H20. 7. 28
	第5回学部FD研修会 水谷洋一 私の授業・私の実践	水谷洋一 司会・進行FD委員長(東原)	H20. 9. 24
	第6回学部FD研修会 課題:文化学部教育目標達成のための、教 育内容点検の機会、および科目名称 等の再検討	文化学部教員 司会・進行FD委員長(東原)	H20. 10. 20
	第7回学部FD研修会 課題:文化学部教育目標達成のための、 「基礎学力」とは何か	文化学部教員 司会・進行FD委員長(東原)	H20. 12. 22
	第8回学部FD研修会 課題:基礎演習の反省と見直し	20年度担当者司会・進行FD委員長(東原)	H21. 1. 19
看 護 学 部	社会と繋がる看護学部の構築をめざしてー これからの大学法人化にむけてー	講師:有田幹夫 (和歌山県立医科大保健看護学部教授) 司会:FD委員会委員 森下利子	H20. 7. 19
	在宅看護を実践する看護職者を育成する 大学院教育	講師:佐藤美穂子 (日本訪問看護振興財団常務理事) 司会:在宅看護領域教授 森下安子	H20. 8. 22
	技能伝承	講師:中村肇 (三菱総合研究所主任研究員) 司会:FD委員長 中野綾美	H20. 10. 25

	米国における最近の今後の動向	講師：近藤房江 (米国サミュエル・メリット大学) 司会：看護学部長 野嶋佐由美	H20. 11. 29
	看護を語る会： 教員個々が1年間に行ってきた研究活動・研修活動・教育活動について共有し、看護学・看護教育の動向と課題を検討する	プレゼンテーションは、看護学部専任教授以下の教員（准教授6名・講師名4名・助教8名）が実施 司会：FD委員長 中野綾美	H21. 3. 23
社会福祉学部	学部 FD 研修交流会「学長特任研究の成果発表と社会福祉専門職養成教育機関としての役割とカリキュラム等について討議」	司会・進行 FD 委員長（宮上） 研究成果発表 鈴木孝典講師	H20. 6. 9
	日本精神保健福祉士養成協会 2008 年度全国研修会への参加 (精神保健福祉士養成教育と精神保健福祉士のあり方に関する研修)		H20. 6. 28 ～29
	日本社会福祉教育学校連盟主催 2008 年度 全国社会福祉教育セミナーへの参加（「社会福祉専門職の職域拡大・待遇改善と社会福祉教育」に関する研修）		H20. 11. 8 ～9
	日本社会福祉士養成校協会 2008 年度中国・四国ブロック教員研修会への参加（「社会福祉援助技術演習における支援課程の教授方法」に関する研修）		H21. 2. 21 ～22

平成 20 年度には文部科学省戦略的大学連携支援事業「四国地区大学教職員能力開発ネットワークによる大学の教育力向上」が採択された。この事業では、ネットワーク加盟校が協働しながらFD・SDのプログラム開発や、教育業績記録、職員業績記録の開発、FDerの養成を目指し、現在は先駆的な取り組みの現地調査などに取り組んでいる（別添資料9-2-①-5）。また、平成 20 年 12 月 20 日に高知県内 4 大学共同事業として、4 大学県民講座『自分らしく老いる』を開催している。

【分析結果とその根拠理由】

FD活動は、学部・研究科等の部局毎に組織的に取り組まれており、それぞれの学部・研究科の特性や実態に対応して実施されている。多様な形態のファカルティ・ディベロップメントが実施され、大学全体としての教育力の向上に努めている。

観点 9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

助手は、教育・研究の補助または実習・実験の補佐を主な業務とする助手と位置づけられ、研究費及び自己研鑽を奨励するため任意の学外研修費の予算が配分されているとともに、所属する学部のFD研修（資料9-2-①-1）に参加している。

また、TAに対しては、授業担当前のオリエンテーションや個々の授業実施前の打ち合わせを行い、授業の進め方、指導の重点、留意点を説明するなど、TAにとって一つの教育の機会となるように配慮している。TAを

対象とした自由記載の評価によると、①大学のカリキュラム・教育について学ぶことができた、②看護ケア・技術に関する最新の知識や教材について学ぶことができた、③自信の技術の振り返りができた、④学生の理解や今後の学生指導について学ぶことができたと評価をしており、T A制度は大学院生にとって、教育効果の大きい研修制度となっている。

さらに、事務職員も、学外の研修への参加のみならず、学部・大学院主催のF D企画に参加し、課題意識の共有や解決に向けての取り組んでいる（別添資料 11-1-⑤-1）。

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者や教育補助者である助手やT Aに対して、それぞれのスキルを高め、資質を向上させるための取り組みが適切に行われている。事務職員についても学外研修への参加や、F Dに参加しているが、定期的な異動により大学を離れてしまうため、研修の成果が蓄積されず、大学の教育活動に十分に生かし切れているとは言えない。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・教育に関する重要で基本的なデータ・資料は、学生課において一元的に管理されており、個別には容易に利用可能となっている。
- ・学生の意見の聴取は、授業の最終評価だけでなく、日常の授業の中でも取り組まれており、日常的な授業改善に活用されている。

【改善を要する点】

- ・学長諮問評価会議において大学運営全般に関する学外者の意見を聴取して方針の検討に反映させているが、これを除くと学外者の意見聴取は個別的であり、取り組みを強化していく必要がある。
- ・事務職員の定期的な異動により、事務職員研修の成果が蓄積されないという構造的な問題がある。

（3）基準 9 の自己評価の概要

教育状況に関するデータや資料は、入試の実施状況や就職関係のデータや資料とともに、学生課において一元的、継続的かつ適切に収集、蓄積されている。しかし、データベース化し統一的管理を行ない、データ相互の照合による分析が可能な状況とすることが求められる。

教員個々の教育活動の包括的な実態については、「教員の 2 年間活動計画」の形で教員のデータや資料が整備されている。また、学部の活動や教員の活動は、大学年報および各学部の学部報、さらに教員の業績集等で公表されている。

学生の意見聴取については、授業評価アンケートの実施を含む多様な取り組みがなされている。すべての授業に対して授業評価アンケートが実施され、その結果は各担当教員にフィードバックされ、教員がこれに基づいて改善計画を作成・報告して実施するという形で改善活動に活用されている。

学外者の意見は、学長諮問評価会議において全般的・総合的な観点から聴取されており、これに加えて、学外者実習や企業・高校訪問、卒業生参加企画など、さまざまな機会を利用して聴取されており、それぞれ、実習内

容、キャリア形成教育、高校生の現状やニーズにあった教育カリキュラム改善などに活用されている。

評価結果に基づいた個々の教員による授業の継続的改善も、授業改善策や「教員の2年間活動計画」などの形で、各教員が改善の取り組みを行なっている。今後は、現在試行中の教員評価のシステムを整備して本格的運用を開始し、これらの評価に基づいた改善に取り組んでいくことが必要である。

F D活動は、学部・研究科等の部局毎に組織的に取り組まれており、それぞれの学部・研究科の特性や実態に対応して実施され、F Dの結果をそれぞれの教員や学部教育の改善につなげている。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10－1－①： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は、高知県が設置する公立大学であり、資産は県有財産として、大学の管理運営に必要な校地、校舎、教育研究用備品、図書類等を有し、管理は備品台帳を整備して行っている。

また、大学の財務は県の一般会計の中にあり、自主財源で不足する分は一般財源で賄われており、収支は均衡し教育研究を進めていくために必要な財源は安定確保されている。しかし、県の厳しい財政状況により、予算全体が抑制基調である中、大学の予算も影響を受けている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、公立大学であることから、教育研究活動に必要な資産は、県有財産として保有しており、教育研究活動を安定して遂行できる基盤を有している。しかし、近年は、県の厳しい財政状況から、予算全体が抑制基調で予算が推移しており、より効率的で効果的な執行に努めると共に、創意工夫による実施が求められる。

観点 10－1－②： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

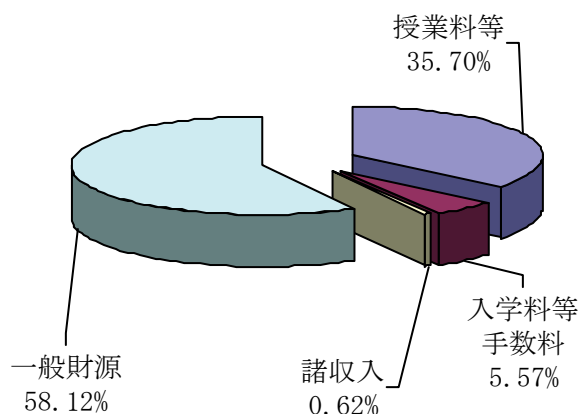
本学の財源のうち自主財源は、授業料、入学料、入学手数料、証明書発行手数料といった「使用料手数料」、宿舍貸付料、受託事業収入といった「その他収入」で構成されている。財源の構成比率を見ると、自主財源が予算総額の約 42% で、一般財源が残りの約 58% となっている（資料 10－1－②－1）。

本学の入学者は、常に定員を下回ることなく、4 倍を超える受験者が確保できていることから、自主財源の中心である「授業料、入学料、入学手数料」は規模に見合った安定した収入であると考えられる。

一方、自主財源以外の部分は県の一般財源によって賄われているので、単年度での収支は常に均衡している。

この他に、外部資金として、科学研究費補助金があり、平成 20 年度は採択件数 31 件で、49,241 千円の交付金が支給された。新規申請件数は 39 件で、申請率は 42.9% であった。その内、採択されたものが 14 件で採択率は 35.9% となっている。

資料 10－1－②－1：収入の内訳（平成 20 年度決算）



また、G P（特色ある大学教育支援プログラム）が2件、623万円、受託研究費が2件、545万円となっている（資料10－1－②－2）。

資料10－1－②－2：外部資金受給状況

(単位：件、千円)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費	22	27,300	24	24,832	31	49,241
特色ある大学教育支援プログラム	0	0	1	2,057	2	6,226
受託研究費	4	10,951	4	10,296	2	5,450
計	26	38,251	29	37,185	35	60,917

【分析結果とその根拠理由】

高知県の財政状況が厳しいことにより予算は抑制基調であるものの、教育研究を進めるために必要な財源は安定確保されている。

自主財源で最も大きい割合を占める授業料は、収容定員を上回る学生が安定確保されていることから、規模に見合った収入が得られている。一方で、受験者数は4倍を超えているものの減少傾向にあるので、受験生に魅力のある教育研究の質の提供に努め、より多くの受験生に支持されるように努める必要がある。

また、科学研究費補助金の申請件数、採択率の向上に努めるとともに、民間企業や行政機関との連携なども視野に入れた分野への取り組みなどに努めていく必要がある。

観点10－2－①：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の予算は、毎年度県の予算編成方針に基づき編成され、県予算として県議会で審議、議決され、大学に配分されている。

本学の予算は県庁各部の予算と同じ位置付けとなっており、予算編成に当たっては、大学運営会議で学内からの予算要求を審査し、予算要求の基本方針として整理を行っている。

これを評議会に諮り、本学の予算要求の基本方針として決定している。決定後に予算要求を取りまとめ、県の財政当局と予算折衝を行っている。

最終的に県の財政当局が大学分も含めて県予算案として調整し、県知事が県議会の提案し、県議会において審議・議決される。

決定された予算は、運営会議、評議会に概要が報告され、詳細は全教職員が閲覧出来るようしている。

また、教員研究費、学生教育費については、学部等への配分の基準を運営会議、評議会に決定し、それに基づいて配分している。特に教員研究費の各教員等への具体的な配分は、次のとおり各学部等の配分基準に基づき配分されている。

生活科学部では、教員配分分の10%を学部共通費として留保し、学部全体の事業に関わる支出や教育・研究用設備の修理費等に充当している。各教員には過去5年間の研究実績（論文等）をポイント化し、ポイントに応じて配分額を決定している。

文化学部では、学部に配分された教員研究費を、教員に定額で配分する基礎配分額、学部共通経費、学部プール分に区分し、特に学部プール分の配分は、必要な人に、必要な額が、必要な時に配分されることを指針とし、各教員からの申請を財務委員と学部長で審査し、配分している。

看護学部では、教員配分分の予算のうち50～55%を各教員への配分分とし、ほぼ教授：准教授：講師：助教＝5：4：3.5：3の割合で配分を行い、残り45～50%の中から11の看護領域に25万円ずつ配分し、その残額を共通分として、学部の共通の教育機材の購入、学部活動の支援に使用している。

社会福祉学部では、学部に配分された教員研究費から学部共通経費を控除した後、各職位の研究費を決定しているが、若手教員の研究活動並びに教授の外部研究資金獲得を奨励するために、配分単価は講師が一番多く、次いで准教授、教授の順に傾斜配分を行っている。

大学院では、教員配分分を教員数で除した金額を、各教員に配分している。

【分析結果とその根拠理由】

大学の予算は、予算要求段階から教員や職員の意見を集約し、学内手続きを進め、運営会議、評議会の手続きを経て予算要求案が作成され、これを基に県の財政当局との折衝を行い、大学の予算案を決定している。この大学の予算案が県予算案の一部として県議会に県知事から提案され、県議会で審議、議決をされている。また、教員研究費及び学生教育費は、大学運営会議、評議会で配分基準に基づく配分額の決定がなされた後、各学部等で実際の配分が行われるという手続きを経て、各教員に配分されることになっている。このように、予算の要求段階から各教員への配分まで関係者の参加と明示のもとに行われ、また県予算として県民にも公表されている。

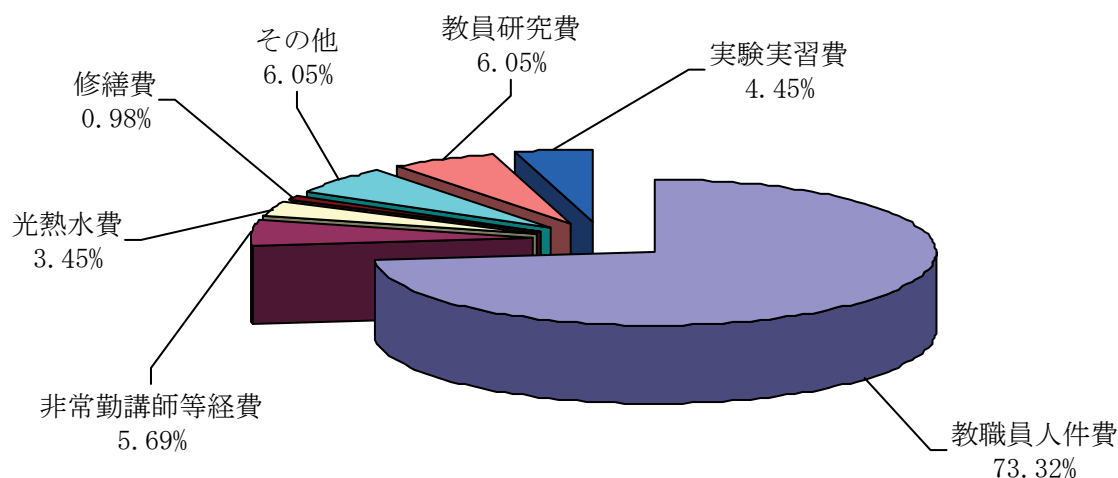
観点10－2－②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点到係る状況】

大学運営に必要な財源は、授業料等の自主財源と一般財源で賄われているため、収入と支出は常に均衡している。

歳出割合を見ると、人件費率が7割を超え、全国の公立大学の平均より6ポイント以上高くなっており、その分、他の経費を圧迫し、財政構造の柔軟性を失わせている。また、県の厳しい財政状況を反映して、予算規模が縮小し、非常勤講師等経費、光熱水費等の大学の管理経費の構成比率が高まっている（資料10－2－②－1）。

資料10－2－②－1：支出の内訳（平成20年度決算）



【分析結果とその根拠理由】

大学運営に必要な財源は、授業料等の自主財源と一般財源で賄われているため、各年度における収支は均衡している。しかし、人件費率が高いことや恒常的に必要となる経費の構成比率が高くなっていることなどから、新規事業の選択の幅が制約されてきている。現在、大学改革を進める中で、学生の収容定員の増加が行われ、自主財源の増加が見込めることから、大学の財政構造も変化してくるものと考えられる。状況を見据えた財政運営を進める必要がある。

観点 10－2－③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

県予算の抑制基調の中で、教員研究費と学生教育費は、一人当たりの予算単価を維持するなど、水準を落とさないように対応している。さらに重要な事業が機動的に実行できる学長裁量経費を計上し、配慮している。これは学長特別事業費と教員研究費の学長留保分からなり、金額が平成19年度は1,405万円、平成20年度は1,260万円となっている（資料10－2－③－1）。

資料 10－2－③－1：学長特別補助成事業

(単位：千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度
学生院生教育・アメニティキャンパス整備支援事業	3,501	5,855
調査研究プロジェクト推進事業	3,835	3,737
社会貢献・地域創成・広報広聴活動事業	1,501	1,779
事務職員執務・厚生環境整備	1,263	500
大学運営・大学改革推進事業	3,951	732
合 計	14,051	12,603

【分析結果とその根拠理由】

大学全体の予算が減少している中で、教員研究費、学生教育費などは予算単価を維持しており、教育研究活動の経費は、水準を落とすことなく措置している。

学長裁量経費を大学の教育・研究の充実に繋がる規模の競争的な資金の配分枠として、大学改革に繋げるインパクトのある重点投資による事業展開などが可能となる程度の額の確保が課題である。

観点 10－3－①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点到係る状況】

公立大学であるため、財務諸表は作成していない。

【分析結果とその根拠理由】

公会計のため該当なし。

観点 10－3－②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到係る状況】

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、毎年度、県の監査委員の監査が実施され、決算は県議会で審議、認定され、公表されている (<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/220101/teiki.html>)。また、地方自治法第 252 条の 27 第 1 項の規定に基づく公認会計士等による包括外部監査も適宜行われ、結果は公表されている (<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/220101/gyousei.html>)。

さらに、県の会計管理局による会計事務の検査が毎年度行われ、書類審査が行われている。

なお、大学の決算の概要は、大学運営会議、評議会に報告されており、教職員に周知している。

【分析結果とその根拠理由】

監査委員による監査、会計事務検査が定期的に行われ、また、包括外部監査も必要に応じて行われるなど、多面的な会計監査がなされていることから、財務に対しては、地方自治法等に基づき適切な監査等が行われている。

といえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし。

【改善を要する点】

設置者である高知県の財政状況は極めて厳しく、今後もこの状況は続くと思込まれるので、大学全体として、特に本学は他の公立大学に比べ人件費率が高いという状況も踏まえ、改善に努めるとともに、外部資金による教育研究費の獲得に積極的に取り組む必要がある。

学長裁量により配分される競争的教育研究費のシステムはあるが、予算が少額で、戦略的な活用が難しい状況であるので、金額の増額について検討する必要がある。

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学は、目的に沿った教育研究活動を遂行するために必要な校地、校舎、教育研究用備品、図書類等の資産を有している。

予算及び決算は、県が設置した公立大学であることから、地方自治法等に基づき適正な手続きにより成立、認定され、県民に公表されている。

歳入は、大学の財源の構成比率を見ると、自主財源が予算総額の 44%で、一般財源が残りの 56%となっている。自主財源の中心である授業料などは、大学の規模に見合った収入レベルにあると考えられるが、受験者の減少が、不安定要素として出てきている。受験生に、より魅力のある大学として認知されるよう、大学の教育研究の質の向上に一層努める必要がある。

一方、歳出は、人件費率が高く、恒常的に必要となる経費の構成比率が高くなっている。これにより、新規事業の選択の幅が狭まってきているので、より効率的で効果的な執行に努めると共に、創意工夫による実施が求められている。

教育研究に関する経費等は、教員や学生一人当たりの単価を維持した額が確保されている。しかし、教育研究の推進のためには、科学研究費補助金の獲得はもちろん、民間企業や行政機関との連携などの取組強化などによる、外部からの資金導入の一層の拡充も図っていくことが必要である。

また、本学では、学長裁量経費など、学長の裁量により活用できる執行枠を確保し、重要な案件に迅速に対応出来るように配慮しているが、予算額が少なく、事業展開が限定的になっている。事業内容の充実と戦略的な事業展開のために予算の増額に取り組む必要がある。

財務に関する監査体制としても、高知県監査委員による監査、県の会計管理局の会計事務検査が定期的に行われ、さらに公認会計士等による包括外部監査も必要に応じ行われており、財務状況を適切に監査、監督した上で、結果を県公報等により公表している。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

本学は、高知県を設置者とする公立大学であり、行政上の組織として、学長を所属長として、学部長、学生部長、総合情報センター長、事務局長、事務局次長を管理・監督者として構成している。それ以外に、大学独自に教務部長、地域創成センター長、大学院課程長を位置付け、大学の管理運営に参画させている（資料 11-1-①-1）。

資料 11-1-①-1：管理運営体制（高知県行政組織規則）

職	職 務
学長	大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。
副学長	学長を補佐し、大学改革に関する校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局長	学長を補佐し、大学の事務を統括掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
学部長	学長の命を受け、その学部の部務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
研究科長	学長の命を受け、その研究科の学務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
学生部長	学長の命を受け、学生部の部務を掌理する。
総合情報センター長	学長の命を受け、総合情報センターの業務を掌理する。

管理運営上の最高意思決定機関として評議会、その下に教授会、大学院の研究科委員会を置いている（資料 11-1-①-2、3）。さらに学内諸規程により全学委員会を置き、各学部・研究科には各種委員会が置かれている（資料 11-1-①-4）。

また、学長、各学部長、大学院課程長、学生部長、事務局長で構成する大学運営会議を置き、全学的な立場から本学の運営の重要事項に関することについて審議している。審議の結果、必要な事項については学長が評議会に諮ることとしている。

事務組織は、事務局長の下に大学改革に関する事務を所掌する改革推進室、庶務、財務、企画広報、地域貢献等を所掌する総務企画課、教務事務や入試事務、学生の福利厚生などを所掌する学生課、図書館業務と大学の情報システムを所掌する図書情報課及び池キャンパスの事務全般を所掌する池事務室を置いている（資料 11-1-①-2）。しかし、事務職員の定期人事異動期間が約 4 年と短く、大学の業務に精通した人材の確保が困難となっている。

資料 11－1－①－2：学則第 41 条

(教授会及び評議会)

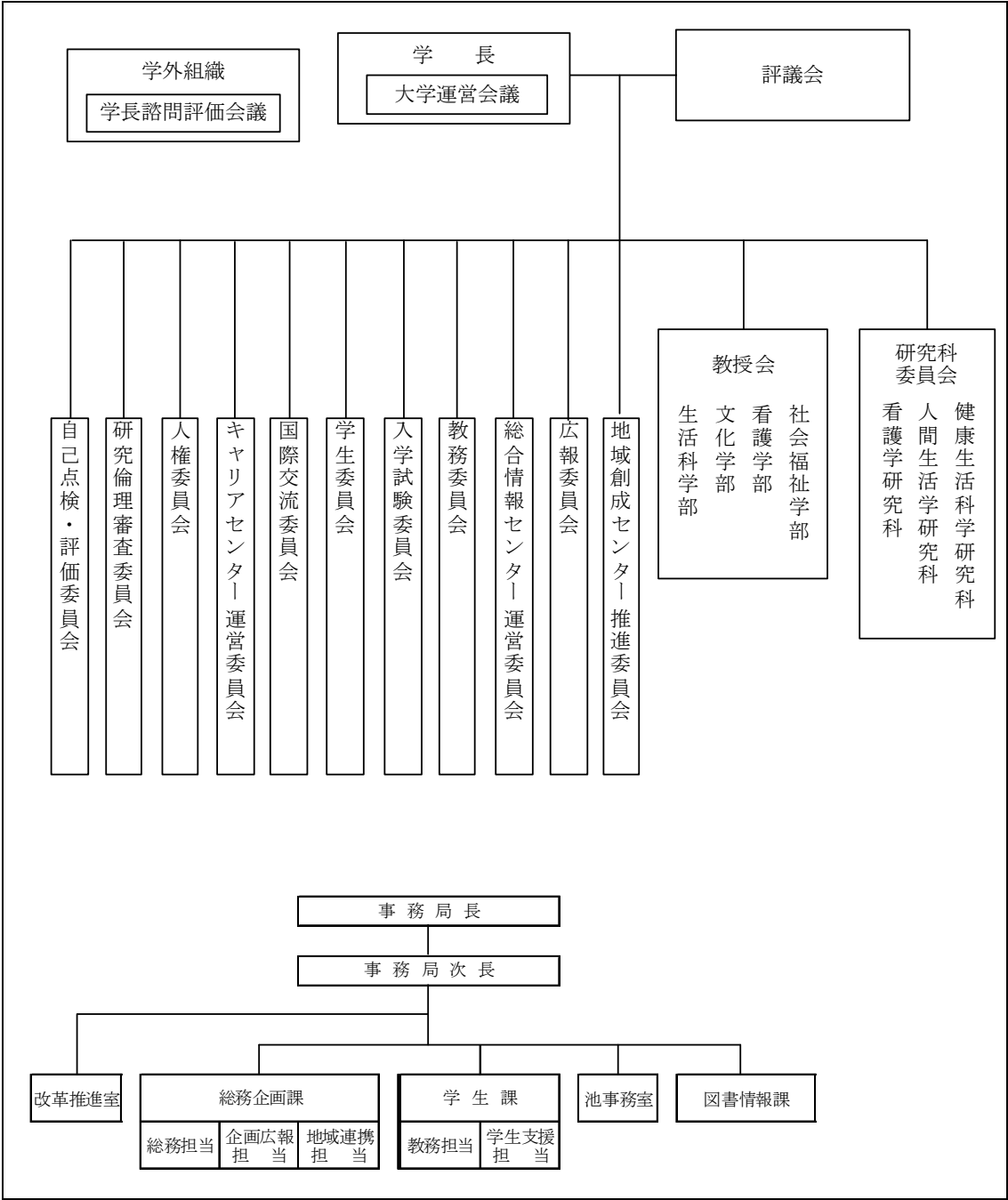
第 41 条 本学に教授会及び評議会を置く。
2 教授会及び評議会に関する規程は、教授会の議を経て学長が別に定める。

資料 11－1－①－3：大学院学則第 34 条

(研究科委員会)

第 34 条 研究科に関する事項を審議するため、各研究科に研究科委員会を置く。
2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

資料 11－1－①－4：組織図



危機管理については、高知女子大学危機管理規程（別添資料 11-1-①-1）を設け、危機が発生したときは、学長を本部長とし、本部長が指名する学部長 2 人を副本部長、部局の長を本部員とする危機管理対策本部を設置して対応することとしている。また、火災発生時の防火対策規程（別添資料 11-1-①-2）や地震発生時の東南海・南海地震防災規程（別添資料 11-1-①-3）などの諸規程や感染症発生時などの危機対応に関して、対応体制や対応指針等を含めた対応マニュアル（別冊資料 11-1-①-1）を定めている。また、火災や地震災害等の発生時の対応力の向上を図るため、学生や教職員の参加する避難訓練や消火訓練などを実施している。

その他に、教員については、学内規程で、高知女子大学教員倫理規程（別添資料 11-1-①-4）が、職員については、高知県職員倫理条例（別添資料 11-1-①-5）を定め、大学の業務を行うに当たって、県民の信頼の確保に努めている。

専任教員が本学で行う研究や、本学の専任教員の指導のもとで学生、研究生、委託生が行う研究は、高知女子大学研究倫理審査要綱（別添資料 11-1-①-6）による審査の下で適切な研究が進められるようにしている。これらに加え、高知女子大学ハラスメント防止のためのガイドライン（別添資料 11-1-①-7）によるハラスメント防止の取り組みや、科学研究費補助金の不正防止の取り組み（別添資料 11-1-①-8）なども進めており、大学のリスクへの対応力の向上に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

学長統括の下に各組織は、それぞれの機能と役割を果たし、全体として管理運営のための組織及び事務組織には必要な職員を配置している。しかし、事務局職員は、定期人事異動期間が通常 4 年とされており、大学の業務に精通した人材の確保が困難なことが課題である。

危機管理時の体制や対応マニュアルなどの基本規程等は整備されてきたが、災害等の発生時の具体的な対応力の向上が求められており、引き続き訓練等の内容を工夫し、能力の向上を図る必要がある。

教員、職員にはそれぞれ業務に当たっての倫理に関する規程、条例が、研究についても、その倫理を審査する要綱が定められている。さらにハラスメント防止や、科学研究費補助金の不正防止への取り組みも行われており、大学のリスクに対応する体制、取り組みが出来ている。

観点 11-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到に係る状況】

本学では、学長の効果的な意思決定や、部局長等が学長とともに責任ある執行を行うために、全学的な立場から管理運営の基本方針に関することや、予算に関すること、教員の人事に関すること、その他本学の運営の重要事項に関することについて審議する大学運営会議を置いている。これは学長が必要と認めたときに招集される（別添資料 11-1-②-1）。

全学の各委員会はそれぞれ統括者を決め、その下で効率的で責任ある業務執行を行い、学長の大学運営がスムーズに行える体制を構築している。統括者は全員が評議員であり、大学運営会議の構成員を兼任する者もいる。各委員会の委員は適宜検討内容を所属する学部の教授会に報告し、その教授会の意見も踏まえながら委員会に臨むことで、円滑な意思決定を図っている（資料 11-1-②-1）。

資料 11-1-②-1：統括者一覧表

職 名	委 員 会 名
学長	人権委員会、自己点検・評価委員会
学生部長	学生委員会、キャリアセンター運営委員会、 入学試験委員会、国際交流委員会
総合情報センター長	総合情報センター運営委員会
教務部長	教務委員会
地域創成センター長	地域創成センター推進委員会、広報委員会
大学院課程長	研究倫理審査委員会、学位論文審査委員会

重点的に取り組みたい案件や委員会所管事項以外の案件などについては、個別にワーキンググループを設置して柔軟に協議、検討を進めている。

評議会、運営会議の議事録は、構成員は求めにより閲覧できることとなっている。また、これらの会議の内容は教授会でも報告されており、構成員の情報共有、共通理解に取り組んでいる。

【分析結果とその根拠理由】

学長の効果的な意思決定や、部局長等が学長とともに責任ある執行を行うために、大学運営会議を設けて重要事項について審議している。

また、全学の各委員会の業務についても、統括者の元で、効率的で責任ある業務執行に努めている。重点的に取り組みたい案件や委員会所管事項以外の案件などについては、ワーキンググループを設置して、迅速な対応に努めている。

観点 11-1-③：大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生生活実態調査（別添資料 11-1-③-1）、「オピニオンボックス」（別添資料 7-1-②-2）、「事務局にひと言」（別添資料 7-1-②-3）、小規模大学で学生の声が教員に伝わりやすいという特性によるニーズ、要望・意見等の把握を行っている。また、学部毎でも調査を行っている。

学外関係者のニーズは、実習先等との懇談やメールによる意見などにより把握している。社会福祉学部の卒業生交流集会、大学院の研究科毎の修生生との交流会でも意見聴取を行っている。

大学の重要事項について学長の諮問に応じて審議し、学長に対して助言又は勧告を行う組織として、学外の有識者 12 人で構成される学長諮問評価会議が設置されている。会議では管理運営の基本方針に関すること、運営の重要事項に関すること、管理運営、教育研究活動及び地域貢献活動等の評価に関することについて意見をもらうこととしている（別添資料 11-1-③-2、<http://www.kochi-wu.ac.jp/intro/council.htm>）。最近では、大学の中長期計画についての意見や男女共学・校名変更問題、永国寺キャンパスの活用問題などの重要課題について多様な視点から意見をもらっている。

さらに、教職員については、大学運営会議、評議会、教授会、各委員会などを通じて、意見が反映できるようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

学生、卒業生及び学外関係者のニーズや意見は、多様なルートで、機会を捉えながら把握に努めているが、さらに管理運営等に活かしていくよう努めていくべきである。

学外関係者は、実習先等とのやり取りや学長諮問評価会議で、意見聴取やニーズ把握を行っている。

教職員のニーズや意見は、大学内の各種会議で述べることができ、管理運営に反映できるようになっている。

観点 11－1－④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 11－1－⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

事務職員の資質向上のために、公立大学協会が開催する研修会、図書館協会などの専門団体の研修、県の行う職員のキャリアに応じた育成研修、自己啓発研修への参加や、学内での人権問題やメンタルヘルス関係の研修の開催などにより、事務職員の資質向上に取り組んでいる（別添資料 11－1－⑤－1）。

また、平成 20 年度より、愛媛大学が代表校になって四国の各大学が参加する「戦略的大学連携支援事業」である『四国地区大学教職員能力開発ネットワーク』による大学の教育力向上事業への参加など、他大学と連携した取組みも進めている（別添資料 9－2－①－5）。

さらに、事務職員は、県職員が実施している目標設定に基づく取り組みと職員評価制度、評価制度を踏まえた昇給制度が導入されており、職員の人事上の処遇について、人事評価に基づく措置が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

事務職員の資質向上のため、公立大学協会や県職員向けの研修へ参加させたり、他大学と連携した取り組みに参加させることにより、資質向上に向けて組織的に取り組んでいる。また、事務職員は目標設定と人事評価が実施され、人事評価に基づく昇給などの措置も行われており、成果、能力に応じた措置が行われる人事制度が導入されている。

観点 11－2－①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

本学の学則第1条（資料1－1－①－1）に定められた目的に沿った形で、本学の管理運営体制及び業務分掌は高知県行政組織規則に定められている（<http://web2.pref.kochi.jp/~seisakuhousei/reiki/index.htm>）。

本学の教員に係る役職員の選考及び教員の採用の方法、教授会や研究科委員会の構成、全学委員会の各構成員の選考並びに教授会等の所管事項は学内規程で定めている（<http://www.kochi-wu.ac.jp/intro/rule/index.htm>）。

【分析結果とその根拠理由】

高知県規則で、本学の設置目的や本学の管理運営に関する業務分掌が規定されている。また、管理運営に関わる組織の長の選考、教員の採用に関する方針、教授会、研究科委員会の構成員、全学委員会等委員の選考及び各構成員の責務と権限は、学内諸規程により定められ、県や大学のホームページに掲載され、広く周知されている。

観点 11－2－②： 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点到係る状況】

毎年作成される「高知女子大学年報」（別冊資料 11－2－②－1）に大学の目的や活動状況、授業開設科目、教員の担当科目と氏名、学内行事日程、組織、大学の沿革、在学生の状況、施設案内等多くの情報を掲載し、全教職員に配布するとともに、ホームページでも公開している（<http://www.kochi-wu.ac.jp/intro/rule/index.htm>）。

評議会、運営会議、教授会、研究科委員会、各種全学委員会等の議事録は、教職員はその求めに応じて閲覧できる。

【分析結果とその根拠理由】

大学全体のデータは収集、蓄積され、毎年作成される「高知女子大学年報」として全教職員に配布するとともに、ホームページで学内及び学外に公表し、教職員はもとより、広く県民の利用に供されている。

評議会をはじめ各種委員会の活動については、議事録が作成され、教職員が閲覧、活用出来る体制が構築されている。

観点 11－3－①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点到係る状況】

本学は平成9年3月の自己点検評価書の公表以来、自己点検評価に取り組んでいる（資料 11－3－①－1、別添資料 11－3－①－1）。

各学部・研究科は、看護学部、社会福祉学部が平成18年度の活動について、生活科学部、文化学部、看護学研

究科、人間生活学研究科、健康生活科学研究科は平成 19 年度の活動について、それぞれ自己点検評価が行った。

また、平成 19 年度より、年度末に各部門がアニュアルレビューを実施し、一年を振り返り自己点検評価を行うとともに、次年度の課題を明らかにする取り組みを行っている（別添資料 11-3-①-2）。

学長諮問評価会議は本学の抱える問題について諮問するとともに、学長より本学の課題を提示して検討している（別添資料 11-1-③-2、別添資料 9-1-③-1）。

なお、平成 20 年度の評議会で、平成 21 年度より①学部活動報告書は毎年作成し、公表すること、②年報を毎年作成し、本学の特色や改善点の分析といった用途に使用できる基礎資料とし公表すること、③学部・研究科は、学部長・研究科長の責任によって 3 年に一度は自己点検評価報告書を作成すること、④学長諮問評価会議を毎年開催して学外関係者の意見を聴くとともに、大学の管理運営に反映していくことを確認した。

資料 11-3-①-1：高知女子大学の自己点検評価の取り組み

平成 9 年 3 月	・「高知女子大学の現状の課題」（自己点検評価報告書）を作成・公表する。
平成 14 年 8 月	・「高知女子大学改学自己点検・評価報告書」を作成・公表する。
平成 15 年 3 月	・「高知女子大学外部評価報告書」を作成・公表する。
平成 15 年	・「教員評価（第 3 者評価）」を受ける。
平成 15 年 8 月	・「高知女子大学学長諮問会議」の設置
平成 19 年度	・看護学部・社会福祉学部自己点検評価報告書作成 ・アニュアルレビューの実施
平成 20 年度	・生活科学部・文化学部・看護学研究科・人間生活学研究科・健康生活科学研究科の自己点検評価報告書作成 ・教員評価の実施

【分析結果とその根拠理由】

大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われている。また、平成 20 年度の評議会で、平成 21 年度より取り組む、学部活動報告書や年報の公表、3 年に一度は自己点検評価報告書の作成、学長諮問評価会議の毎年開催などの改善策が確認され、全学的な自己点検・評価の方向性が示されている。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点到係る状況】

平成 10 年 4 月に行われた改組が、平成 13 年度に完成年度を迎えることから、この間の本学の活動や改組に関して自己点検・評価を行った。この自己点検・評価をもとに平成 14 年度に外部評価委員会による外部評価を実施し、その結果を報告書として公表した。

また、平成 15 年には、教員個人の活動状況について点検・評価し、第三者評価委員の協力を得て教員個々の外部評価を実施した。出された評価結果は公表されず、本人にのみ通知した。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教職員以外の外部者による自己点検・評価の検証は、平成 14 年度に実施されている。また平成 15 年には第三者評価委員による教員個人の活動状況について点検・評価した。しかし、平成 15 年以降、本学では教職員以外の外部者による検証が実施されておらず課題である。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

本学には学長諮問評価会議が設けられており、委員からの意見や提言を真摯に受け止め、中長期計画の策定、男女共学・校名変更問題や永国寺キャンパスの活用問題などの重要課題における大学の方針決定に役立てている。

平成 19 年度より学部、センター、委員会が年頭に立案した活動目標への取り組み、達成度、課題などについてアニュアルレビューを行い、その評価を共有している（別添資料 11-3-①-2）。

本学は、常に教育に関する評価を積極的に聴き、教育の質の向上に努めることを基本方針とし、各学部・研究科は、この方針の具現化に努めることを平成 20 年の評議会で確認している。

【分析結果とその根拠理由】

学長諮問評価会議での意見等が大学方針の決定に役立てたり、アニュアルレビューの評価結果を共有することで、評価結果はフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われている。

観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

大学における教育研究活動の状況や、その活動成果に関する情報は「高知女子大学年報」（別冊資料 11-2-②-1）や、学部報等（別冊資料 11-3-④-1～5）を作成し、印刷物で公表している。また、研究活動に焦点を当てた研究者総覧と、多くの方々に分かり易いような形に作成した研究シーズ集（別冊資料 11-3-④-6）を作成している。

また、ホームページにも各教員の教育活動に関する情報を掲載している。その他、公開講座やリカレント教育、事例検討会などもホームページなどで積極的な広報を行い、活動後には成果についても公表している。

【分析結果とその根拠理由】

大学における教育研究活動の状況や、その活動成果に関する情報を、年報などの冊子やホームページで積極的に発信するように取り組んでいる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学長統括の下に管理組織が配置され、規程に基づいて運営されていることや各部署で自己点検・評価を行ない、それぞれが情報の共有化、現状分析、問題への対応計画などに取り組んでいる。

【改善を要する点】

自己点検・評価は行っているが、自己点検評価の結果については公表されていないことや、評価結果に基づく管理運営の改善のための取り組みが各部署に任されている傾向があることを解決していくことが必要である。

(3) 基準 11 の自己評価の概要

大学の管理運営に関わる組織や構成員の責務、権限は、県の条例、規則や学内規程で明示され、学長を統括者として大学運営会議、評議会、教授会、研究科委員会及び全学委員会等が置かれている。

このような体制で、学長の効果的な意思決定が行われるとともに、部局長等が学長とともに責任ある執行を行うために、大学運営会議において重要事項について審議しており、全学委員会の業務についても、統括者制度を導入し、効率的で責任ある執行体制の構築に務めている。さらに、重点的に取り組みたい案件や委員会所管事項以外の案件などについては、ワーキンググループを設置して、迅速な対応に努めている。

事務局には、改革推進室、総務企画課、学生課、図書情報課及び池事務室が置かれ、大学の管理運営を支えている。職員の資質向上のため、職員を公立大学協会や県職員としての研修への参加、他大学と連携した取り組みなどへの参加などにより、職員の資質向上への取り組みを行っているが、事務職員の定期人事異動期間が約4年と短いため、教学に関する企画・立案、大学運営及び高等教育行政にある程度精通した人材の確保が難しいことなど、公立大学であることによる課題があり、幅広い検討が求められる。一方、事務職員には目標設定と人事評価が実施され、人事評価に基づく昇給などの措置も行われており、成果、能力を反映する人事制度が導入されている。

危機管理時の体制や対応マニュアルなどの基本規程等は整備されてきたが、災害等の発生時の具体的な対応力の向上が求められており、引き続き避難や消火訓練等の内容を工夫し、能力の向上を図る必要がある。

大学内外の関係者のニーズ把握については、学生生活実態調査、「オピニオンボックス」や「事務局にひと言」による要望・意見、学外者との懇談、小規模大学で学生の声が教員に伝わりやすいという特性など、多様なルートで把握している。

大学の活動状況等に関するデータや情報は収集、蓄積され、「高知女子大学年報」を作成し、ホームページ等で学内及び学外に公表している。

大学の活動の全体の状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているが、大学として一定の方式が存在していなかったことが課題であった。平成21年度より、学部活動報告書や年報の公表、3年に一度の自己点検評価報告書の作成、学長諮問評価会議の毎年開催などの改善策に取り組むこととされている。

平成19年度より各部門が年頭に立案した活動目標への取り組み、達成度、課題などについてアニュアルレビューを行い、その評価を共有している。